

江陵張家山漢墓出土「二年律令」譯注稿 その（一）

「三國時代出土文字資料の研究」班

はじめに

二〇〇〇年四月から二〇〇五年三月までの五年計畫ですすめている京都大學人文科學研究所共同研究班「三國時代出土文字資料の研究」は、三國六朝の石刻の解讀・譯注を進める班（班長…井波陵二）と、簡牘資料解讀の班（班長…富谷至）の二本立てで組織され、現在も續いている。本譯注は、後者、簡牘研究班の初期段階での成果報告である。何故「初期段階」と言ったかについては後に言及することとして、我々の研究班では發足當時、長沙出土の簡牘——長沙走馬樓簡を讀むことから出發した。やがて、二〇〇一年に『張家山漢墓竹簡「二四七號墓」』（文物出版社）が出版され、走馬樓簡の會讀が一區切りついたこともあって、我々は對象を張家山漢簡の「二年律令」に切り替えたのである。

賊律・盜律・具律・告律・捕律・亡律・收律・襍律・錢律・置吏律・均輸律・傳食律・田律・□市律・行書律・復律・賜律・戶律・效律・傳律・置後律・爵律・興律・徭律・金布律・秩律・史律の二七種の律條文、津關令という令が記され

ている竹簡五〇〇餘枚は、實に興味深い内容をもつ出土資料であり、これまでの漢代史研究を塗り替えるものといって過言ではない。これまで提出されてきた説は、「二年律令」によって修正を迫られることになった。私が発表してきた説も例外ではない。出土文字資料がもつ醍醐味と怖さをいやと言うほどに思い知らされたのである。

さて、我々の研究班では、まず二年律令の畫像と文字の兩データベースを作成したうえで、會讀を開始した。釋讀をおこない、字句を確定したうえで、語句の意味を歸納的に解明する爲に用例をあつめ検討していく。この方法は、我々研究班がすべての出土文字資料および文獻史料の解讀にあたり採用し、數多くの實績を得てきた方法であった。

ところが、解讀は當初の豫想に大きく反して難航したのである。もとより、容易に理解できる内容だとは、思っていないが、かくまで難解で解らないものとは、想像の域をはるかに越えるものだった。たった一本の簡を讀むのに、議論が百出して朝の九時半に始まった研究會が終了豫定時間の十二時半になってもまだ結論がでないという状態が一度ならず出來したのである。各人が好き勝手なことを言って、まとまらないという譯ではなく、條文の解釋・語義の可能性をめぐる發言が、いずれも完全に間違っているとして退けることができなかったのである。後に列舉している三十名にちかい研究班員は、いずれも漢代史もしくは制度史を専門に研究し、簡牘資料を扱い慣れた研究者であることは、改めて紹介するまでもなからう。文獻の正確な解讀は、一人よりも複數の研究者の智慧を出し合うことで可能となるということから人文科學研究所の會讀形式の共同研究はおこなわれ、すでに多くの成果をあげてきたはずである。にもかかわらず、この「二年律令」について言えば、いくら複數の専門家の智慧を絞っても解らないのである。

かりにこれが哲學・宗教もしくは文學關係の資料であれば、解釋に幅が生ずることもあるかもしれない。しかし、對象は法律の條文であり、解釋の多様性は許されない。しかも當時の一般の役人はこの條文を讀んで當然理解できたはずであり、我々のように解釋に苦慮するということは、無かつたであろうし、こと法律では、あつてはならない。

會讀の回数を追うに従って班員には戸惑いが出てきて、私自身も正直言ってすっかり自信を失ってしまった。その混迷状態は今も續いている。何故、かくも難解なのか、漢時代と今日の二千年の時間差が、漢人には常識であったことを現代人には理解不能たらしめたのだろうか。私には解らない。

當惑のなかで、一年と數ヶ月が経ち、研究會は僅か二週間の夏休みを取るだけで毎週おこない、何とか二百本まで読みすすんだ、そのなかで整理のできた一五〇本の注釋と日本語譯、さらに解説をここに發表する。ただ、これは多くの問題を積み残したいわば試行段階であり、なによりそれを示すのが、注釋・解説に異論、別解を附記した箇所が少なくないことである。共同で統一した見解にたどり着くことが共同研究の目的と役割である以上、その成果報告に別解を提示することは甚だ無様、否、ある意味では共同研究の失敗を曝すことともいえよう。しかしながら、我々はあえてそれを示すことで、廣く學會の識者の意見を求めることとしたのである。これは、ひとり別解を示した箇所止まらず、譯注全體にわたってのことであり、一應の見解を提示しているものの、自信をもって發表するものではない。つまり「初期段階」と稱すべきものに他ならず、今後、本譯注に批判と教示を賜り、それをふまえてより完成度の高い「二年律令譯注」を目指す所存である。忌憚のない御意見をいただければ幸甚である。

—— 御意見は seido@zinpun.kyoto-u.ac.jp 「三國時代出土文字資料の研修班」、代表 富谷至、宮宅潔、藤井律之にお願いします。

なお、「二年律令」の出土の経緯、年代、検討せねばならない問題等は、本譯注に續く宮宅論文に詳しい。また、富谷「二年律令に見える法律用語——その（一）」を後に續けた。ご叱正を願う。

最後に、研修班に参加し、共同して譯注に取り組んだ研究班の班員は次の諸氏である。

井波陵一（京大・人文研・教授）、大川俊隆（大産大・教養・教授）、大野修作（京都女大・文・教授）、門田明（ノートルダム女學院高校・教諭）、古勝隆一（京大・人文研・助手）、佐藤達郎（大阪樟蔭女子大・助教授）、杉村伸二（關西大・文・博士課程）、杉本憲司（佛教大・文・教授）、角谷常子（塚女子短期大學・助教授）、鷹取祐司（梅花女子大・非常勤講師）、竺沙雅章（京大名譽教授）、辻正博（滋賀醫科大・助教授）、富谷至（京大・人文研・教授）、永田英正（京大名譽教授）、藤井律之（京大・人文研・助手）、藤田高夫（關西大・文・助教授）、保科季子（京大・文・研修員）、宮宅潔（京大・人文研・助教授）、目黒杏子（京都府立大・文・博士課程）、森谷一樹（京大・人文研・非常勤研究員）、山口正晃（京大・文・研修員）、吉村昌之（摩耶兵庫高校・教諭）、米田健志（學振特別研究員）、鷺尾祐子（立命館大・非常勤講師）、陳波（關西大學・非常勤講師）、林炳德（韓國、忠北大學・助教授）、劉恒武（佛教大・文・博士課程）

凡例

・釋文

『張家山漢墓竹簡(二四七號墓)』(文物出版社、二〇〇一)の釋文に従いつつ、圖版によって訂正すべき文字は訂正した。同書の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちにて改めてあるが、本譯注稿では「二」という記號によって重文符號を示し、原簡の體裁を残すこととした。また張家山漢簡においては、文中、簡の右端に「」字型の記號が小さく書き込まれていることがある。この記號は條文の區切れ、ないしは續けて讀むべきではない箇所を明示するためのものと思われる。「」という記號で釋文中に織り込んだ。

・注

注に挙げた用例、參考史料のうち、出土文字史料の出典については左記のとおり。

張家山漢簡《二年律令》：「張家山漢簡」等の呼稱は省略し、簡番號とそれが配屬されている律名のみを挙げた。

同《奏讞書》：「張家山漢墓竹簡(二四七號墓)」における簡番號と、その簡が屬する案例の通し番號(丸數字)とを附した。

睡虎地秦簡：「睡虎地秦簡」の名は省略し、「秦律十八種」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」という各グループの呼稱のみを挙げ、簡番號を附した。簡番號は「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社、一九九〇)。

注釋・解説中では「睡虎地」と略稱。)に據った。

龍崗秦簡：「龍崗秦簡」(中華書局、二〇〇一)の簡番號に據った。

居延漢簡：居延舊簡については「居延漢簡釋文合校」(文物出版社、一九八七)の簡番號を挙げ、出土地等は省略した。居延新簡は「居延新簡 甲渠候官與第四燧」(文物出版社、一九九〇)の簡番號(EPT、EPF、等)を挙げた。

敦煌漢簡：「敦煌漢簡釋文」(甘肅人民出版社、一九九一)の簡番號を挙げ、

原簡番號やスタイン編號は省略した。

懸泉置漢簡：「敦煌懸泉置漢簡粹」(上海古籍出版社、二〇〇一)等で見られている原簡番號を挙げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹」というかたちで附記した。

《一裏》

■二年律令①

【注】

①二年律令：「二年」の解釋をめぐる諸問題は解題を參照。

《一表》

以城邑・亭障・反降^②諸侯^③、及守乘^④城亭障、諸侯人來攻盜^⑤、不堅守而棄去之^⑥若降之、及謀反^⑦者、皆

1

要斬。其父母・妻子・同產、無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏捕、若先告吏、皆除坐者罪。

2

【譯】

城邑や亭障ごと裏切つて諸侯に投降した者、及び城・亭障で防備にあたり、諸侯國の人間がやってきて略奪を働いたとき、堅守せずして城・亭障を放棄したり、もしくは投降した者、及び謀反した者は、いずれも腰斬。その父母・妻子・同產は、年齢に関わりなくいずれも棄市。謀反の罪に問われる者が、相當な數の者を捕らえたり、もしくは先に官吏に告發したら、いずれも罪を免除する。

【注】

①亭鄣

又使蒙恬渡河取高闕・陽山・北假中、築亭障以逐戎人。〔史記〕秦始皇本紀

●捕律亡入匈奴外蠻夷守棄亭鄣逢降者不堅守降之及從塞徼外來絳而賊殺之皆要斬妻子耐爲司寇作如〔敦煌簡 D 983〕

②反降

〔楊〕稷等城中食盡、死亡者半、將軍王約反降、吳人得入城、獲稷・吳、皆囚之。〔三國志〕吳書三三嗣主孫皓傳 注引〔華陽國志〕

〔永嘉八年八月〕己亥、陰平都尉董冲逐太守王鑒、以郡叛降于李雄。〔晉書〕卷五孝懷帝紀

③諸侯

●十年七月辛卯朔癸巳、胡狀・承憲敢瀝之。刻曰、「臨菑獄史闕令女子南冠繳冠、詳病臥車中、襲大夫虞傳、以闕出關。●今闕曰、南、齊國族田氏、徙處長安。闕送行、取爲妻、與偕歸臨菑。未出關、得、它如刻。●南言如刻及闕。●詰闕、闕非當得取南爲妻也。而取以爲妻、與偕歸臨菑。是闕來誘及奸、南亡之諸侯、闕匿之也。何解。闕曰、來送南而取爲妻、非來誘也。吏以爲奸及匿南、罪、毋解。●詰闕、律所以禁從諸侯來誘者、令它國母得取它國人也。闕雖不故來、而實誘漢民之齊國、即從諸侯來誘也。何解。闕曰、罪。毋解。：：（下略）：：〔奏讞書〕③ 17~22

會韓人鄭國來間秦、以作注溉渠、已而覺。秦宗室大臣皆言秦王曰、諸侯人來事秦者、大抵爲其主游閒於秦耳、請一切逐客。〔史記〕李斯列傳

④乘

夏四月、諸侯罷戲下、各就國。羽使卒三萬人從漢王、楚子・諸侯人之慕從者數萬人、〔注〕文穎曰楚子、猶言楚人也。諸侯人猶諸侯國人。〔漢書〕高帝紀

故皆堅守乘城。〔師古曰、乘、登也、謂上城而守也。〕〔漢書〕高帝紀

案立官吏非乘亭候望而以弩假立立死不驗候當負記到趣備弩言

⑤攻盜

●謹案〔居延簡 EPT 22: 289〕

凡盜賊軍鄉邑及家人殺之無罪。〔鄭司農云、謂盜賊羣輩若軍共兵攻盜鄉邑及家人者、殺之無罪。〕〔周禮〕朝士又重以餓死、人民死者什三、畜產什五、匈奴大虛弱、諸國羈屬者皆瓦解、攻盜不能理。〔漢書〕匈奴傳上

臣竊見元年以來、盜賊連發、攻亭劫掠、多所傷殺。夫穿窬不禁、則致彊盜。彊盜不斷、則爲攻盜。攻盜成羣、必生大姦。故亡逃之科、憲令所急、至於通行飲食、罪致大辟。而頃者以來、莫以爲憂。：：〔後漢書〕陳忠傳

〔延熹〕五年十月、南郡太守李肅坐贊夷賊攻盜郡縣、取財一億以上、入府取銅虎符、肅背敵走、不救城郭。〔續漢書〕天文志下

〔朔〕乙酉萬歲候長宗敢言之官下名捕詔書曰清河不知何七男子共賊燔男子李

強盜兵馬及不知何男子凡六十九人點謀更□□怨攻盜賊燔人舍攻亭〔居延簡 EPT 5: 16〕

⑥ 不堅守而棄去之

諸主將守城、爲賊所攻、不固守而棄去、及守備不設、爲賊所掩覆者、斬。…〔《唐律疏議》擅興10〕

⑦ 謀反…

三年冬十二月、詔曰襄平侯（紀）嘉子恢說不孝、謀反、欲以殺嘉、大逆無道。其赦嘉爲襄平侯、及妻子當坐者復故爵。論恢說及妻子如法。〔如淳曰、律、大逆不道、父母妻子同產皆棄市。今赦其餘子不與恢說謀者、復其故爵。〕〔《漢書》景帝紀〕

春正月、淮陰侯韓信謀反、反長安、夷三族。〔《漢書》高帝紀下〕秋七月、大司馬霍禹謀反。〔《漢書》宣帝紀〕

禹要斬、顯及諸女昆弟皆棄市。〔《漢書》霍光傳〕

能捕得謀反、賣城、踰城、歸敵者一人、以令爲除死罪二人、城旦四人。〔《墨子》號令〕

…大逆無道。錯當要斬、父母妻子同產無少長皆棄市。〔《漢書》晁錯傳〕

⑧ 偏捕（偏捕）…相當數の者をあらかた捕らえる。

劫人、謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之。罪其妻子、以爲城詹春。其妻子當坐者偏捕、若告吏、吏捕得之、皆除坐者罪。〔68〕〔69〕〔盜律〕

（68）（69）（盜律）

相與謀劫人、劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有購錢人五萬。所捕告得者多、以人數購之、而勿責其劫人所得贓。所告毋得者、若不盡告其與、皆不得除罪。諸予劫人者錢財、及爲人劫者、同居智弗告吏、皆與劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏告吏、皆除。〔71〕〔73〕〔盜律〕（黥布）出就舍、帳御飲食從官如漢王居、布又大喜過望。於是迺使人入九江。楚已使項伯收九江兵、盡殺布妻子。布使者頗得

故人幸臣、將衆數千人歸漢。漢益分布兵而與俱北、收兵至成舉。〔《史記》黥布列傳〕

乃使光祿大夫范昆・諸輔都尉及故九卿張德等衣繡衣、持節、虎符發兵以興擊、斬首大部或至萬餘級、及以法誅通飲食、坐連諸郡、甚者數千人。數歲、乃頗得其渠率。散卒失亡、復聚黨阻山川者、往往而羣居、無可奈何。於是作沈命法曰：〔《史記》酷吏列傳 咸宣〕

其冬、單于自將萬騎擊烏孫、頗得老弱、欲還。會天大雨雪、一日深丈餘、人民畜產凍死、還者不能什一。於是丁令乘弱攻其北、烏桓入其東、烏孫擊其西。凡三國所殺數萬級、馬數萬匹、牛羊甚衆。又重以餓死、人民死者什三、畜產什五、匈奴大虛弱、諸國羈屬者皆瓦解、攻盜不能理。〔《漢書》匈奴傳上〕

且司馬令尹之偏、而王之四體也。〔偏、佐也。〕〔《春秋左氏傳》襄公三十年〕

最後に挙げた「春秋左氏傳」に見えたとおり、「偏」は「たすける」と訓じることできるが、條文の中では「頗（若干）」と對になっているものがあり、ここでは「あらかた」と解釋しておくことにした。

【解説】

謀反をめぐる規定。唐律は「謀反（天子に危害を加えようと謀る）」と「謀叛（現王朝から離脱しようと謀る）」とを區別する（名例6、賊盜1、賊盜4）が、漢において両者は嚴密に區別されず、本條の前段はむしろ唐の「謀叛」に近い。自分から、乃至は攻撃をうけて諸侯國の勢力に降った、若しくは任務を全うせずに逃亡した場合、およびその他もろもろの謀反は、いずれも大逆不道罪に相當し、本人に

は腰斬、連座する者には棄市が科せられる。注①所引の敦煌漢簡にも類似的の犯罪に關する規定がみえるが、そこでは連座者への科罰が耐司寇とされる。「諸侯」を敵對勢力とみなす規定は「二年律令」や「奏讞書」に看取でき、それが楚漢抗爭期、乃至は漢初期の非劉氏諸侯國を指すのか、それとも戰國秦が六國を指して用いた用語が援用され続けているのか、未詳。梁律では謀反はみな斬、父子同產男は少長となくみな棄市（『隋書』刑法志）。北魏の賊律では謀反大逆は梟首とされる（『魏書』刑罰志）。

《三》

□來誘^①及爲間^②者、磔^③。亡之^④□

【譯】

…やってきて誘おうとする者、及びスパイ行爲を働く者は、磔。亡げて…に往く…

【注】

①來誘…整理小組の注に「本簡照片係補拍、原可見「來誘及」とある。

捕從諸侯來、爲間者一人、操爵一級、有購二萬錢。…（下略）…

（150（捕律））

前條注③所引「奏讞書」案例③「律所以禁諸侯來誘者…」も參照のこと。なお、『商君書』徠民に、「今以草茅之地、徠三昔之民」とあり、徠（來）には「招く」の訓があるが、右の用例からとらない。

②爲間…スパイ行爲をはたらく。

而韓聞秦之好興事、欲罷之、無令東伐。乃使水工鄭國間說秦、令鑿涇水、自中山西邸瓠口爲渠、竝北山、東注洛、三百餘里、欲以溉田。中作而覺、秦欲殺鄭國。鄭國曰「始臣爲間、然渠成亦秦之利也。」（『史記』河渠書）

③磔…處刑した後、屍體をひろげて晒すこと。

甲謀遣乙盜殺人、受分十錢、問乙高末盈六尺、甲可論。當磔。（法律答問67）

改磔曰棄市、勿亦磔。『應劭曰、先此諸死刑皆磔於市、今改曰棄市。自非妖逆不復磔也。師古曰、磔、謂張其尸也。棄市、殺之於市也。』（『漢書』景帝紀 中二年）

…（上略）…女子當磔若嬰斬者、棄市。當斬爲城旦者黥爲舂、當贖斬者贖黥、當耐者贖耐。（88～89（具律））

④亡之…前條注③所引「奏讞書」案例③「南亡之諸侯」及び「亡之諸侯、游宦事人、及舍匿者、論皆有法。」（『漢書』淮南衡山濟北王傳）からすれば、「亡之諸侯」と續くものか。

【解説】

スパイ行爲にかんする規定。斷簡であるため確としないが、漢の國民を諸侯國へ誘う行爲、および諸侯國への逃亡行爲についても規定するようである。唐では擅興律に類似的の規定が收められる（擅興9「諸密有征討、而告賊消息者、斬。妻子流二千里。其非征討、而作間諜、若化外人來爲間諜、或傳書信與化內人、并受及知情容止者、皆絞。」）。

《四～五》

賊燔^①城・官府及縣官積聚（聚）^②、棄市。賊燔寺舍^③・民

【室廬舍】・積取（聚）、廩爲城旦舂。其失火延燔之、

罰金四兩、責

所燔。鄉部・官嗇夫・吏主者弗得、罰金各二兩。

5 4

【譯】

城郭・官府及び國家の貯藏穀物に放火すれば、棄市。役人の宿舍・民間の家屋・小屋の貯藏穀物に放火すれば、黥して城旦舂とする。失火によってこれを延焼すれば、罰金四兩、焼けたものを賠償させる。鄉部・官嗇夫・擔當官吏が捕らえることができれば、罰金各々二兩。

【注】

①賊燔…放火

賊燔人廬舍積聚、盜賊五匹以上、棄市。即燔官府積聚盜、亦當與同。〔晉書〕刑法志)

②城・官府・縣官・積取…

縣官謂天子也。所以謂國家爲縣官者、夏官王畿內縣即國都也。王者官天下、故曰縣官也。〔史記〕絳侯周勃世家 索隱)文帝五年、吳暴風雨、壞城・官府・民室。〔漢書〕五行志下之上)

漢王聽其計、使盧縮・劉賈將卒二萬人、騎數百、渡白馬津入楚地、佐彭越燒楚積聚、…〔師古曰、所畜軍糧芻粟之屬也。〕〔漢書〕高帝紀上)

諸倉庫及積聚財物、安置不如法、若暴涼不以時、致有損敗者、計所損敗坐贓論。州・縣以長官爲首。監・署等亦準此。〔疏議曰、倉、謂貯粟・麥之屬。庫、謂貯器仗・綿絹之類。積聚、謂

貯柴草・雜物之所。…〕〔唐律疏議〕廩庫19)

諸山野之物、已加功力刈伐積聚、而輒取者、各以盜論。〔疏議

曰、山野之物、謂草・木・藥・石之類。有人已加功力、或刈伐、或積聚、而輒取者、各以盜論。…〕〔唐律疏議〕賊盜44)

③賊…この字は寫眞より補った。

④寺舍…役人の宿舍

寺舍、官舍也。〔後漢書〕馬援傳注)

縣道官敢擅壞更官府寺舍者、罰金四兩、以其費負之。(410(徭律))

…(上略)…縣毋敢擅壞更公舍官府及廷、…(下略)…(秦律十八種121)

⑤廬舍…

餘二十畝以爲廬舍。〔師古曰、廬、田中屋也。〕〔漢書〕食貨志)

⑥失火…

燧火延燔里門、當貲一盾、其邑邦門、貲一甲。(法律答問160)舍公官、燧火燔其舍、雖有公器、勿責。●今舍公官、燧火燔其段乘車馬、當負不當出。當出之。(法律答問159)

⑦鄉部…

…(上略)…田、鄉部二百石、…(下略)…(461(秩律))恒以八月令鄉部嗇夫・吏・令史相櫟案戶籍、副臧其廷。…(下略)…(328(戶律))

【解説】

貯藏穀物に放火した場合、乃至は過失からこれを焼いた場合の規定。放火の場合は、焼けた財貨の多寡にかかわらず刑が定められている。過失の場合は贖ではなく、輕微な罰金刑が科せられ、そのうえ

で損害を賠償させられる。注⑥の睡虎地秦簡では、「燬火」〔睡虎地〕は「燬」に通じ、遺火とは失火の意とする。〕にかんする規定がみえ、ここでも罰金刑で済まされている。かつ公館に、おそらく公用で居る場合は、備品の賠償責任も免じられた。唐律では賊盜律(37)「故燒人舍屋而盜」や雜律(42)「非時燒田野」、43「官廩食庫失火」、44「燒官府私家舍宅」に放火・失火と關連する規定が見える。

《六八》

船人^①渡人而流殺^②人、耐之、船當夫・吏主者贖耐^③。其殺馬牛及傷人、船人贖耐、船當夫・吏贖^④。其敗亡^⑤粟米它物、出其半、以半負船人。舳艫^⑥、舳^⑦、舳^⑧。其可紐輟^⑨(繫)而亡之、盡負之、舳艫亦負^⑩、徒負^⑪。罰船當夫・吏金各四兩。流殺傷人、殺馬牛、有(又)亡粟米它物者、不負。

【譯】

船員が乗客を渡している時にこれを溺死させたならば、耐刑とし、船當夫・擔當官吏は贖耐。馬牛を溺死させたり、乗客を傷つけたとき、船員は贖耐、船當夫・官吏は贖遷。その粟米その他のものを駄目にしたり無くしたりしたならば、その半分は支出してやり、半分は船員に負擔させる。舳や艫の船員と他の船員の負擔比は二對一とする。紐で繋いでおくべきものを無くしたならば、全額を負擔させ、これも舳や艫の船員と他の船員の負擔比は二對一とする。船當夫・官吏に各おの罰金四兩を課す。人を溺死させたり傷つけたり、馬牛を溺死させたりしたときは、そのうえ粟米その他のものを無くして

も、負擔させない。

【注】

①船人

渡河、船人見其美丈夫獨行、疑其亡將、要中富有金玉寶器、目之、欲殺平。平恐、乃解衣裸而佐刺船。船人知其無有、乃止。〔史記〕陳丞相世家

諸船人行船・如船・寫漏・安標宿止不如法、若船棧應迴避而不迴避者、笞五十、以故損失官私財物者、坐贓論減五等、殺傷人者、減贓殺傷三等。〔疏議曰、船人、謂公私行船之人。〕

〔唐律疏議〕雜律39

②流殺

秋、潁川水出、流殺人民。〔漢書〕元帝紀 永光五年條

ここは注釋にも言うように「溺死させる」の意味に解する。

③贖耐

贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩。贖斬・府、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。贖髡、金八兩。有罪當府者、移內官、內官府之(119)〔具律〕

告不審及有罪先自告、各減其罪一等、〔中略〕耐爲隸臣妾罪、耐爲司寇、司寇・髡及黥類罪贖耐、贖耐罪罰金四兩、〔下略〕(127)129(告律)

④贖遷

〔上略〕或贖遷(遷)、欲入錢者、日八錢。司空(秦律十八種151)152

⑤舳艫

舳艫千里。〔李斐曰、舳、船後持柁處也、艫、船前頭刺櫂處也。〕

〔漢書〕武帝紀

舳、舳舻也。从舟由聲。漢律、名船方長爲舳舻。〔段注、長當作丈。史・漢貨殖傳皆曰船長千丈。…〕一曰船尾。

舳、舳舻也。从舟盧聲。一曰船頭。〔說文解字〕八篇下

說文所引の漢律に見える「方長」は25（均輸律）に見え、船團の長を意味する語と推測される。

⑥負二・負一

●傳馬死二匹負一匹直萬五千長丞掾嗇夫負一佐負一 □（懸泉簡 I DXT 0205 ②：008 粹一四）

【解說】

船舶航行中の事故にかんする規定。人や馬牛を殺傷した場合は船員に耐刑・贖刑が科せられ、監督責任をもつ官吏は船員よりも罪が一等減じられる。積み荷を失った場合にはその辨済が船員に求められ、監督責任をもつ官吏には罰金が科せられる。ただし耐刑・贖刑がすでに科せられた上で積み荷の辨済が求められることはない。唐律では本條文に類似する規定が雜律にみえる（注②所引雜律39）。

《九》

偽寫^①皇帝信璽・皇帝行璽^②、要（腰）斬以徇^③。

【譯】

皇帝信璽・皇帝行璽を偽造した場合は、腰斬してみせしめにする。

【注】

①偽寫

僞丞令可毆。爲有秩僞寫其印爲大嗇夫。（法律答問55）

盜封嗇夫可論。廷行事以僞寫印。（法律答問56）

諸僞寫官文書印者、流二千里。餘印、徒一年。（寫謂倣效而作、亦不錄所用。）〔疏議曰、上文稱「僞造皇帝八寶」〔詐僞1〕諸僞造皇帝八寶者、斬。〕、寶以玉爲之、故稱造。此云僞寫官文書印。印以銅爲之、故稱寫。注云寫、謂倣效而作、謂倣效爲之、不限用泥・用蠟等、故云不錄所用、但作成者、即流二千里。

…〔唐律疏議〕詐僞2）
晉律曰、…三歲刑〔若傷人上而謗、僞造官印、不憂軍事、戲殺人之屬、并三歲刑也。〕〔太平御覽〕卷六四一（徒）

②皇帝信璽・皇帝行璽

皇帝六璽、皆白玉螭虎紐、文曰皇帝行璽、皇帝之璽、皇帝信璽、天子行璽、天子之璽、天子信璽、凡六璽。以皇帝行璽爲凡、雜以皇帝之璽、賜諸侯王書。以皇帝信璽發兵。其徵大臣、以天子行璽。策拜外國事、以天子之璽。事天地鬼神、以天子信璽。皆以武都紫泥封、青布囊、白素裏、兩端無縫、尺一板中約署。…〔孫星衍校「漢舊儀」〕

皇帝六璽、皆白玉螭虎紐、文曰皇帝行璽、皇帝之璽、皇帝信璽、天子行璽、天子之璽、天子信璽、凡六璽。皇帝行璽、凡封之璽、賜諸侯王書。信璽、發兵徵大臣。天子行璽、策拜外國、事天地鬼神。…〔後漢書〕輿服志下 注引「漢舊儀」

③徇…見せしめにして、從わせる。

二世使斬之以徇。〔師古曰徇、行示也。〕〔漢書〕高帝紀
…違令者髡翦以徇。…〔通典〕卷一四九兵二 魏武「軍令」

司市掌市之治教政刑。…市刑、小刑憲罰、中刑徇罰、大刑扑罰。〔徇、舉以示其地之衆也。〕〔周禮〕地官司徒〔司市〕

司稽掌巡市、而察其犯禁者、與其不物者、而搏之、掌執市之盜賊以徇、且刑之。〔周禮〕地官司徒〔司稽〕

三月、丙午、入曹。數之以其不用僇負羈、而乘軒者三百人也、且曰、獻狀。令無入僇負羈之宮、而免其族。報施也。魏犢、顓

頤怒曰、勞之不圖、報於何有。燕僇負羈氏、魏犢傷於胷。公欲殺之、而愛其材、使問、且視之病、將殺之。魏犢束胷、見使者曰、以君之靈、不有寧也。距躍三百、曲踊三百、乃舍之。殺顓

頤以徇于師。…〔春秋左氏傳〕僖公十八年

及孝公卒、太子立、宗室多怨軼、軼亡、因以爲反、而卒車裂以徇秦國。〔史記〕秦本紀

【解説】

皇帝の璽の偽造にかんする規定。『晉書』刑法志に「賊律有盜章之文。」とあり、この條文が漢代には賊律に收められていたことがわかる。唐律では詐僞1「諸偽造皇帝八寶者、斬。太皇太后・皇太后・皇后・皇太子寶者、絞。皇太子妃寶、流三千里。（偽造不錄所用、但造即坐。）…」と規定される。注①所引の唐律（詐僞2）では、偽造のことが本條と同じく「偽寫」と表現され、「偽造」と「偽寫」との違いが疏議で解説される。漢代には皇帝の璽の偽造も「偽寫」であつたらしい。

【譯】
徹侯印を偽造した者は、棄市。小官印ならば、完して城旦舂とする。…

【注】

①小官印…百石以下の官吏が使う「半通印」のこと。

都官有秩史及離官嗇夫、養各一人、其佐・史與共養、十人、車牛一兩、見牛者一人。都官之佐、史冗者、十人、養一人、十五人、車牛一兩、見牛者一人、不盈十人者、各與其官長共養、車牛、都官佐・史不盈十五人者、七人以上鼠車牛・僕、不盈七人者、三人以上鼠養一人、小官母嗇夫者、以此鼠僕・車牛。…（秦律十八種72～74）

〔元年十一月壬辰朔甲午肩水關嗇夫光以小官印兼行候事敢言之〕

〔出入簿一編敢言之（居延簡199・14）〕

初元五年四月壬子居延庫嗇夫賀以小官印行丞事敢言〔居延簡312・16〕

【解説】

諸侯以下の印の偽造にかんする規定。唐律では詐僞2（前條注①所引）に規定がある。前條及び本條と同じ文章が湖南省張家界古人堤出土の簡牘にもみえる。〔中國歷史文物〕二〇〇三年第二期

賊律曰偽寫皇帝信璽 各以偽寫論僞皇 賊律曰詐僞券書 ……

皇帝行璽要斬以〔偽〕太后璽印寫行 ……充木 小史何子回符

寫漢使節皇太子諸侯 璽法……

三列侯及通官印棄市 賊律僞

《110》

偽寫徹侯印、棄市。小官印、完爲城旦舂

小官印完爲城詹春敢盜

之及私假人者若盜充

充

重以封及用僞印皆（二四簡正面）

この簡は同地の小型房室址（トイレ？）で出土し、同時に後漢永元の年號を持つ簡も發見された。九簡・一〇簡が賊律に屬することはこの簡より明らかである。かつ一〇簡では、諸侯印の後に小官印の僞造が續いており、印の格式において開きがあるため奇異な印象を受けるが、古人堤の賊律と比較すると、その間に節略があったことは明らかである。二年律令中に同様の節略（あるいは書き落とし）がある可能性を示唆する。

《一二》

矯（矯）制害者、棄市。不害、罰金四兩。

【譯】

制と僞って、それによって害があった場合は、棄市。害がなかった場合は、罰金四兩。

【注】

①矯制害：

矯制以令天下。「師古曰、矯、託也。託天子之制詔也。矯音矯。」

（『漢書』高五子傳）

乃劾（寶）嬰矯先帝詔書、罪當棄市。（『漢書』灌夫傳）

侯（衛）伉、五年四月丁未以青功封、元鼎元年、坐矯制不害、免。……（『漢書』外戚恩澤侯表）

如淳曰律、矯詔大害、要斬。有矯詔書、矯詔不害。（『漢書』景

武昭宣元成功臣表 浩侯王恢 注）

【解說】

皇帝に假託した場合の規定。典籍史料に残る「大害」はここに見えないが、「害」と「不害」によって科刑を異にする。唐律の詐僞6「諸詐爲制書及增減者、絞（口詐傳及口增減、亦是。）未施行者、減一等。（…）其收捕謀叛以上、不容先聞而矯制、有功者、奏裁、無功者、流二千里。…」がこれに似る。

《一二》

諸上書及有言也而謾、完爲城旦舂。其誤、不審、罰金四兩。

【譯】

およそ上書や上言をおこなって欺瞞をはたらいた者は、完して城旦舂とする。誤って不確かであったときは、罰金四兩。

【注】

①謾：

達忠欺上謂之謾。（『晉書』刑法志 張斐（斐）注律表）

平城侯禮。河間獻王子。十月癸酉封、六年、元狩三年、坐恐獨取雞以令買償免、復謾、完爲城旦。（『漢書』王子侯表）

離石侯綰。代共王子。正月壬戌封、後更爲涉侯、坐上書謾、耐爲鬼薪。「師古曰謾、欺誑也。音漫。」（同）

②誤・「故」（故意）ではないことを示す、意味の幅の廣い用語であらう。

法令有故・誤。(孫)章傳命之繆、於事爲誤。誤者其文則輕。

〔後漢書〕郭躬傳)

古人文字簡質、故・誤但有通例、各條中未嘗分析言之。:

〔漢律摭遺〕卷五 誤)

③不審・

甲告乙盜牛若賊傷人、今乙不盜牛・不傷人、問甲可論。端爲爲誣人、不端、爲告不審。(法律答問43)

効人不審、爲失、其輕罪也而故以重罪効之、爲不直。(112(具律))

誣告人以死罪、黥爲城旦舂、它各反其罪。告不審、及有罪先自告、各減其罪一等、(126~127(告律))

豈有曰不識、再有曰過失、三有曰遺忘。〔鄭司農云、不識、謂愚民無所識、則有之。過失、若今律過失殺人、不坐死。玄謂、識、審也。不審、若今仇讎當報甲、見乙誠以爲甲、而殺之者。過失、若舉刃欲斫伐、而軼中人者。遺忘、若聞帷簿忘有在焉、而以兵矢投射之。〕〔周禮〕秋官 司刺)

『周禮』の「不識」よりも意味するところは廣い。故意ではない不正確さ全般を含む。

【解説】

上書・上言の不實や誤脱にかんする規定。唐律では職制26が上書や奏事に誤りがあつた場合の、詐僞7が事實を以てしなかつた場合の規定。

《一三》

爲僞書者、黥爲城旦舂。

【譯】

僞の文書をつくつた場合は、黥して城旦舂とする。

【注】

①僞書・

發僞書、弗智、貲二甲。今咸陽發僞傳、弗智、卽復封傳它縣、它縣亦傳其縣次、到關而得、今當獨咸陽坐以貲、且它縣當盡貲。咸陽及它縣發弗智者當皆貲。(法律答問57~58)

(齊王)問從事中郎葛旗怒曰:「讒言僭逆、當共誅討、虛承僞書、令公就第。漢魏以來、王侯就第寧有得保妻子者乎。議者可斬。〔晉書〕卷五九齊王冏傳)

【解説】

「僞書」は、僞の書籍を指して使用されることが多いが、この場合は僞文書のことである。「奏讞書」案例⑨⑩⑪では帳簿の改竄や通行證の不正使用に「僞書(書を僞る)」という罪名が與えられている。

《一四》一五

〔諸詐(詐) 増減券書、及爲書故詐(詐) 弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧(贓) 爲盜。其以避論、及所不當

【得爲】 以所避罪之。所避毋罪名、不盈四兩、及毋避也、皆罰金四兩。

【譯】

…およそ僞つて契約文書に増減を加え、及び文書を作成する際に

故意に偽って控えをとらず、それによって負債を逃れようとした
り、もしくは賞賜や財物を受け取ろうとした場合は、いずれも不正
に財物を得たかどで盗とする。それによって論斷、及び「所不當得
爲」罪を逃れようとした場合は、逃れようとした刑にあてる。逃れよ
うとした刑名がない・刑名が罰金四兩に満たない、及び何も逃れよ
うとしていない場合は、いずれも罰金四兩。

【注】

①券書・

召諸取錢者、能與息者皆來、不能與息者亦來、皆持取錢之券書
合之。……孟嘗君所以貸錢者、爲民之無者以爲本業也。
所以求息者、爲無以奉客也。今富給者以要期、貧窮者燔券書以
捐之。《史記》孟嘗君列傳

……(上略)……可謂亡券而害。●亡校券、右爲害。(法律答問17)

縣・都官坐效・計以負賞者、已論、嗇夫即以其直錢分負其官
長及冗吏、而人與參辨券、以效少內、少內以收責之。其入贏
者、亦官與辨券、入之。其責毋敢險歲、險歲而弗入及不如令
者、皆以律論之。金布(秦律十八種80~81)

先令券書明白可以從事(散見簡牘合輯1093(江蘇揚州胥浦一
〇一號漢墓出土簡))

②坐臧(贓)爲盜・不正に財物を得たかどで盗とする。

廷尉信謹與丞相議曰、吏及諸有秩受其官屬所監・所治・所
行・所將、其與飲食計償費、勿論。它物、若買故賤、賣故貴、
皆坐臧爲盜、沒入臧縣官。吏遷徙免罷、受其故官屬所將監治送
財物、奪爵爲士伍、免之。無爵、罰金一斤、令沒入所受。有能
捕告、界其所受臧。(《漢書》景帝紀)

三年春正月、詔曰、農、天下之本也。……間歲或不登、意爲末者
衆、農民寡也。其令郡國務勸農桑、益種樹、可得衣食物。吏發
民若取庸采黃金珠玉者、坐臧爲盜。二千石聽者、與同罪。(《漢
書》景帝紀)

……(上略)……放以縣官馬擅自假借坐臧爲盜、請行法。(居延簡
EPT22:200)

受賂以枉法、及行賂者、皆坐其臧爲盜。罪重於盜者、以重者論
之。(60(盜律))

故毀銷行錢以爲銅・它物者、坐臧爲盜。(199(錢律))

③所不當【得爲】……得爲の二字は全く見えない。二字分が缺けてい
るのかも不明。唐律の「不應爲」(雜62)のような、幅廣く輕
犯罪一般を指す語か。

臣敞前書言昌邑哀王歌舞者張修等十人、無子、又非姬、但良
人、無官名、王薨當罷歸。太傅豹等擅留、以爲哀王園中人、所
不當得爲(師古曰、於法不當然)、請罷歸。(《漢書》武五子傳)
首匿・見知縱・所不當得爲之屬、議者或頗言其法可蠲除、(師
古曰、以其罪輕而法重、故常欲除此科條。)(《漢書》蕭望之
傳)

諸不應得爲而爲之者答四十。(謂律令無條、理不可爲者。)事理
重者杖八十。(《唐律疏議》雜律62)

【解説】

「券書」とはこの場合、割り符一般ではなく契約文書を指すのであ
ろうことは、條文全體からも推測できる。こうした文書をめぐって
不正を働き、財物を得ようとした場合は盜罪とされ、何らかの刑罰
から逃れようとした場合はその刑罰に當てられる。逃れようとした

刑罰がごく輕微なものであったり、不正は働いたものの何かを逃れようとしたのではない場合は、いずれも罰金が科せられる。一〇簡の【解説】に引いた古人堤の賊律にも「詐偽券書」の文字が見え、本條が賊律に屬したことは間違いない。官私文書の偽造・行使に關わる唐律としては詐偽8「詐爲官文書及增減」や、詐偽13「詐爲官私文書及增減」があり、いずれも文書の偽造變造によつて罪を回避したり、財物を得ようとしたケースを想定する。

《二六》

毀封^①、以它完封印^②之、耐爲隸臣妾。

【譯】

封泥を壞し、その他の壞れていない印で封印した者は、耐隸臣妾。

【注】

①毀封：

諸行書而毀封者、皆罰金一兩。書以縣次傳、及以郵行、而封毀、☐縣☐劾印、更封而署其送徵曰、封毀、更以某縣令若丞印封。(274~275(行書律))

☐一封張掖大守章 詣府 ●一封封破張尊爲旁封

☐一封張掖都尉章 詣府 詣居延 十月庚午夜大☐

☐一封不可知詣居延千人彭君治所 元鷄前鳴付☐

(居延簡 EPC: 24)

②完封印・「完封」とは「封が完全（であるままにする）」か。

自永初以來、將出不少、覆軍有五、動資巨億、有旋車完封、寫之權門、^{【注、言覆軍之將、旋師之日、多載珍寶、封印完全、}

便入權門、^{…(後漢書) 皇甫規傳)}

民宅園戶籍、年細籍、田比地籍、田命籍、田租籍、謹副上縣廷、皆以篋若匣置盛、緘閉、以令若丞、官當夫印封、獨別爲府、封府戶、節有當治爲者、令史、吏主者完封奏令若丞印、當夫發、卽櫟治爲。臧(藏)☐已、輒復緘閉封臧、不從律者罰金各四兩。…(下略)…(331~333(戶律))

☐、制詔相國、御史、諸不幸死家在關外者、關發索之、不宜其令勿索(索)、具爲令。相國、御史請關外人宦爲吏衛(衛)使、有事關中困匱死、縣道各(?)屬所官謹視收斂、毋禁物、以令若丞印封櫟、以印章告關、關完封出、勿索(索)。櫟櫟中有禁物、視收斂及封(500~501(津關令))

【解説】

封泥を壞して不正にそれを改變することへの罰則規定であろう。何らかの事故によつて封泥が壞れた場合も含まれている可能性はあるが、その場合、規定通りに事後處理を行わなかったことへの處罰にしては、量刑が重すぎる。故意による破壊を想定したものでだろう。

《二七》

☐☐☐而誤多少其實、及誤脫字、罰金一兩。誤、其事可行者、勿論。

【譯】

…誤つてその數を増減した者、及び誤つて字を抜かした者は、罰金一兩。誤つていても、案件が施行可能な場合は、論斷してはならない。

【解説】

唐律の職制23、26に見られるような、官文書に誤りがあった場合の規定であるが、前半部が見えないため詳細は不明。職制26も「若誤可行、非上書・奏書者、勿論。」とし、明らかに間違いと分かるような誤りについては罪を問わない場合があった。

《一八》

有挾毒矢若謹(董)毒①・權②、及和爲謹(董)毒者、皆棄市。或命權謂驪毒③。詔所令縣官爲挾之、不用此律。

【譯】

毒矢若しくは董毒・權を所持する、及び董毒を調合した場合は、いずれも棄市。或いは權を「驪毒」と呼ぶ。詔して役人に所持させた場合については、この律を適用しない。

【注】

①挾毒矢若謹(董)毒…董毒とはトリカブト

置董於肉。「韋昭注、董、烏頭也」。(『國語』晉語八)

三月甲子…省法令妨吏民者、除挾書律。「應劭曰挾、藏也。張

晏曰秦律敢有挾書者族。」「(『漢書』惠帝紀)

②權…整理小組の注は「權、應作「蘓」。『廣雅』釋草「兼、奚毒、

附子也。」「王念孫『疏證』「蘓、玉篇」作蘓。奚毒、一作雞毒、

『淮南子』主術訓云「天下之物莫凶於雞毒、然而良醫藥而藏之、

有所用也。」「附子可以殺人、『漢書』外戚傳云「即擣附子、齎入

長定宮。」「是也。」「とする。

③命權謂驪毒…

廣雅云、蘓、奚、毒附子也。一歲爲烏喙、三歲爲附子、四歲爲烏頭、五歲爲天雄。『史記』蘇秦列傳注 正義

烏頭天雄附子一物。(『博物志』)

【解説】

毒物の不法所持や密造にかんする規定。『周禮』秋官庶氏注に「賊律曰、敢蠱人及教令者棄市」とあり、毒物の行使については賊律に規定のあったことがわかる。ただし「蠱毒」は呪術と強く結びつけられるものであり、本條に挙げられた毒物とは區別するべきであろうか。『唐律疏議』賊盜15では「諸造畜蠱毒(謂造合成蠱、堪以害人者)及教令者、絞。…」と、16では「諸以毒藥藥人及賣者、絞、(請堪以殺人者。…)とされる。

《一九》

軍(?)吏緣邊縣道①、得和爲毒、矢謹②藏(藏)。節④

追外蠻夷③盜、以假之、事已輒收藏(藏)。匿、及弗歸盈五

日、以律論⑤。

【譯】

軍吏や緣邊の縣道は、毒を調合することができるが、毒矢は嚴正に保管すること。もし外蠻夷の盜を追跡するならば、これに貸し與え、職務が終わる毎に保管する。匿したり、及び五日経っても返却しないならば、律によって論斷する。

【注】

①軍吏・縁邊…

莽下詔曰「詳考、始建國二年胡虜猾夏以來、諸軍吏及縁邊吏大夫以上爲姦利増産致富者、收其家所有財産五分之二、以助邊急。」〔漢書〕王莽傳下

於是王乃令官奴入宮、作皇帝璽、丞相・御史・大將軍・軍吏・中二千石・都官令・丞印、及旁近郡太守・都尉印、漢使節法冠、欲如伍被計。〔史記〕淮南衡山列傳 劉安

②縣道…

縣有夷蠻曰道。〔漢書〕高后紀 服虔注

縣令・長、皆秦官。掌治其縣。…列侯所食縣曰國、皇太后・皇后・公主所食曰邑、有蠻夷曰道。〔漢書〕百官公卿表上

③謹…嚴正に

諸官吏及民有問法令之所謂也、於主法令之吏皆各以其故所欲問之法令明告之。各爲尺六寸之符、明書年月日時、所問法令之名、以告吏民。…主法令之吏即以左券予吏之問法令者、主法令之吏謹藏其右券木柙、以室藏之、封以法令之長印。〔商君書〕定分

④節…「節」は「即」の通假字。

⑤外蠻夷…一簡の注①に引用した敦煌漢簡「捕律」にも見える。

「内蠻夷」は見あたらず、「外」に特別な意味は込められていないのであろう。

⑥以律論…この場合は「律」とは前條を指す。

□□財(?)物(?)私自假僞、假僞人罰金二兩。其錢金・布帛・粟米・馬牛毆、與盜同法。〔77〕(盜律)

諸有段於縣道官、事已、段當歸。弗歸、盈廿日、以私自段律論、

其段別在它所、有物故毋道歸段者、自言在所縣道官、縣道官以書告段在所縣道官收之。其不自言、盈廿日、亦以私自假律論。其假已前入它官及在縣道官廷(?)。〔78〕〔79〕(盜律)

【解説】

邊境の官吏に毒物の製造を特別に認める規定。同時にその管理方法についても規定される。

《110》

諸食脯^①肉^②、毒殺・傷・病人者、亟盡孰(熟)燂其餘^③。其縣官脯肉也、亦燂之。當燂弗燂、及吏主者、皆坐脯肉臧(臧)、與盜同法^④。

【譯】

およそ乾し肉を食べて、その毒により人が死んだり、傷ついたり、病氣になったりした場合、すみやかに餘りの肉をすべて焼却する。國家の乾し肉であっても、これを焼却する。焼却すべきにもかかわらず焼却しなかった場合、及び擔當官吏は、いずれも不正に乾し肉を得たかどで盜と法をおなじくする。

【注】

①脯肉…干し肉。

生肉爲膾、乾肉爲脯。〔漢書〕東方朔傳

師役、則掌其獻賜脯肉之事。〔周禮〕天官 外饗

②孰燂…念入りに焼く

又燒銀斧、使就挾於肘腋。就語獄卒、可熟燒斧、勿令冷。〔後

漢書』戴就傳)

③坐脯肉臧(贓)、與盜同法…用語解說を参照。

…(上略)…爲傳過員、及私使人而敢爲食傳者、皆坐食臧(贓)爲盜。(230(傳食律))

【解説】

有毒な乾し肉の投棄を命じた規定。唐律賊盜16に「…脯肉有毒、曾經病人、有餘者速焚之、違者杖九十、若故與人食并出賣、令人病者、徒一年、以故致死者絞、即人自食致死者、從過失殺人法。(盜而食者、不坐。)」として類似の規定が見える。

《二》

賊殺人、鬪而殺人^①、棄市。其過失^②及戲而殺人^③、贖死^④、傷人、除^⑤。

【譯】

人を賊殺したり、喧嘩で人を殺害したりすれば、棄市。過失、および遊戲で人を死に至らしめたときには、贖死。傷害は、罪を免除する。

【注】

①賊殺人、鬪而殺人…

兩訟相趣、謂之鬪、兩和相害、謂之戲、無變斬擊、謂之賊、…

(『晉書』刑法志)

成帝鴻嘉元年、定令、年末滿七歲、賊鬪殺人、及犯殊死者、上請、廷尉以聞。(『漢書』刑法志)

求盜追捕罪人、罪人格殺求盜、問殺人者爲賊殺人、且斷殺。斷殺人、廷行事爲賊。(法律答問66)

廷尉直以爲律曰鬪以刃傷人、完爲城旦、其賊加罪一等、與謀者同罪(『漢書』薛宣傳)

律、賊殺人、棄市。…(上略)…(『奏讞書』①6 93)

②過失…用語解説を参照。

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人・獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。…(下略)…(396(興律))

過失殺人、不坐死。(『周禮』秋官司刺注・鄭司農引律)

其知而犯之、謂之故、意以爲然、謂之失、…不意誤犯、謂之過失、…(『晉書』刑法志 張斐注律表)

贖罪、…合贖者、謂流內官、及爵秩比視、老小閹癡、竝過失之屬、…(『隋書』刑法志 所引北齊律)

③戲殺…用語解説を参照。

兩和相害謂之戲(『晉書』刑法志)

④贖死…
贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩。贖斬・府、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。贖笞、金八兩。有罪當府者、移內官、內官府之。(119(具律))

有罪以貨贖及有責於公、以其令日問之、其弗能入及責、以令日居之、日居八錢、公食者、日居六錢。居官府公食者、男子參、女子駟。公士以下居贖刑罪、死罪者、居於城旦舂、毋赤其衣、勿枸櫞櫟杙。鬼薪白粲、羣下吏毋耐者、人奴妾居贖貨責於城旦、皆赤其衣、枸櫞櫟杙、將司之、其或亡之、有罪。葆子以上居贖刑以上到贖死、居於官府、皆勿將司。…(下略)…(秦律十八種133(135))

論國吏三百石以上及比者、宗室近幸臣不在法中者、不能相教、皆當免、創爵爲士伍、毋得官爲吏、其非吏、他贖死金二斤八兩
〔漢書〕淮南衡山濟北王傳

⑤除

智弗告吏、皆與劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏告吏、皆除。(73(盜律))

【解說】

賊殺・鬪殺、および過失殺・戲殺にかんする規定。「過失」「戲」の場合には贖とされる。殺人にかんする後代の規定として唐律を擧げるなら、鬪訟5に「諸鬪毆殺人者、絞。以刃及故殺人者、斬。…」とある。同じく唐律では、「過失」について鬪訟38に「諸過失殺傷人者、各依其狀、以贖論。」と規定されており、本條と同様に贖が適用されている。一方「戲殺」については鬪訟37に「諸戲殺傷人者、減鬪殺傷二等(謂以力共戲、至死和同者)。」雖和、以刃、若乘高・履危・入水中、以故相殺傷者、唯減一等。…疏議曰、戲殺傷人者、謂以力共戲、因而殺傷人、減鬪罪二等。…」とあり、鬪殺より二等減、となっている。『太平御覽』卷六四二に引かれた晉律注でも、「戲殺人」は三歲刑となっており、贖の対象から外れている。

《二二》

謀の賊殺、傷人③未殺、黥爲城旦舂。

【譯】

賊殺を謀り、人に傷害を與えただけで殺害にいたっていないければ、黥城旦舂。

【注】

①謀…用語解説を參照。

二人對議、謂之謀。(『晉書』刑法志)

諸稱日者、以百刻。計功庸者、從朝至暮。(役庸多者、雖不滿日、皆併時率之。)稱年者、以三百六十日。稱人年者、以籍爲定。稱衆者、三人以上。稱謀者、二人以上。(謀狀彰明、雖一人同二人之法。)(『唐律疏議』名例55)

②傷人

賊傷人、及自賊傷以避事者、皆黥爲城旦舂。(25(賊律))
鬪傷人、而以傷辜二句中死、爲殺人。(24(賊律))

③謀賊殺、傷人

謀賊殺、傷人、與賊同法。(26(賊律))
謀殺人而發覺者流、從者五歲刑、已傷及殺而還蘇者死、從者流、已殺者斬、從而加功者死、不加者流。(『魏書』刑罰志、賊律)

④未殺

章武侯竇常生、元狩元年、坐謀殺人未殺、免。(『漢書』外戚恩澤侯表)

疏議曰、毆謂毆擊、謀謂謀計。自伯叔以下、即據殺訖、若謀而未殺、自當不睦之條。(『唐律疏議』名例6惡逆)

【解說】

賊殺を謀りながら、殺害には至らなかった場合の規定。別解として「人を賊殺傷せんと謀り、未だ殺さざれば」と訓讀する案も出た。唐律では賊盜9に「諸謀殺人者、徒三年、已傷者、絞、已殺者、斬。…」疏議曰、謀殺人者、謂一人以上、若事已彰露、欲殺不虛、雖獨一

人、亦同二人謀法、徒三年。…」として、謀殺に関する規定が見える。

《二三》

賊殺人、及與謀者、皆棄市、未殺、黥城旦舂^①。

【譯】

人を賊殺する、および謀に参畫した場合には、いずれも棄市。殺害にいたっていないければ、黥城旦舂。

【注】

①賊殺人、黥城旦舂。

律曰鬪以刃傷人、完爲城旦、其賊加罪一等、與謀者同罪。〔漢書〕薛宣傳

律、謀賊殺人、與賊同法。…（下略）…〔奏讞書〕16 94

【解說】

賊殺に関する規定。他條と重複するものであるが、ここでは與謀者についての規定が見え、首犯と同罪とされる。

《二四》

鬪傷人、而以傷辜^②、二句中死、爲殺人。

【譯】

喧嘩で人に傷害をあたえ、傷がもとで二十日以内に死亡に至ったならば、殺人と見なす。

【注】

①傷辜…辜とは「故」、原因の意。

亦夫子之辜也。〔索隱、漢書〕「辜」作「故」。〔史記〕屈原賈生列傳

保辜者、各隨其狀輕重、令毆者以日數保之、限內致死、則坐重罪。〔急就篇〕顏師古注

父母毆笞子及奴婢、子及奴婢、以毆笞辜死、令贖死。（39（賊律））

諸吏以縣官事笞城旦舂・鬼薪白粲、以辜死、令贖死。（48（賊律））

人奴妾治子、子以眚死、黥顏頰、界主。…（下略）…（法律答問74）

吳子謁何以名、傷而反、未至乎舍而卒也、〔何休注、以名卒聞無事、知以傷辜死、…辜內、當以弑君論、辜外、當以傷君論〕（〔春秋公羊傳〕襄公二十五年）

②二句中死…

元光五年、侯德嗣、四年、元朔三年、坐傷人二句中死、棄市。〔漢書〕高惠高后文功臣表

兵刃索繩它物可以自殺者予囚囚以自殺殺人若自傷傷人而以辜二句中死予者髡爲城旦舂及有〔居延簡 Eps 4 T 2 : 100〕

酒□□□申第三隸戌卒新平郡苦縣奇里上造朱疑見第五隸戌卒同郡縣始都里皇□

□所持鉞卽以疑所持胡桐木丈從後墨擊意項三下以辜一句內立死案疑賊殺人甲辰病心腹□□（居延簡 Eps 22 : 326）

【解説】

いわゆる「保辜」の規定。唐律の鬪訟6には「諸保辜者、手足毆傷人限十日、以他物毆傷人者二十日、以刃及湯火傷人者三十日、折跌支體及破骨者五十日。（毆・傷不相須。餘條毆傷及殺傷、各準此。）限內死者、各依殺人論、其在限外及雖在限內、以他故死者、各依本毆傷法。（他故、謂別增餘患而死者。）」と規定される。唐律では傷害の程度によって期限に差がつけられている。漢簡には「一句」の例も見え、漢においても同様に期間設定に差がつけられることがあったのであろうか。

《二五》

賊傷人、及自賊傷以避事者、皆黥爲城旦舂。

【譯】

人を賊傷する、および自分で自身を賊傷して、役務を逃れようとした場合は、いずれも黥城旦舂。

【注】

①避事…

吏卒民死者、輒召其人、與次司空葬之、勿令得坐泣、……令吏數行問、視病有瘳、輒造事上、詐爲自賊傷以辟事者〔畢云、辟同避、言詐爲廢疾以避事。〕、族之。（『墨子』號令）
其尤親幸者、東方朔、枚皋、嚴助、吾丘壽王、司馬相如、相如常稱疾避事。（『漢書』嚴助傳）
諸詐疾病、有所避者、杖一百。若故自傷殘者、徒一年半。（有避、無避等。雖不足爲疾殘、而臨時避事者、皆是。）〔疏議曰、

詐疾病、以避使役・求假之類、杖一百。若故自傷殘、徒一年半。但傷殘者、有避、無避、得罪皆同。……其受雇倩、爲人傷殘者、與同罪、以故致死者、減鬪殺罪一等。（『唐律疏議』詐僞20）

②賊傷人、皆黥爲城旦舂

律曰鬪以刃傷人、完爲城旦、其賊加罪一等、與謀者同罪。（『漢書』薛宣傳）

【解説】

人を賊傷する、あるいは役務逃れのために自らを賊傷した場合の科罰規定。注②に引いた漢律も、刃物を用いた賊傷に黥城旦舂が科せられたことを示す。唐律では鬪訟5に「不因鬪、故毆傷人者、加鬪毆傷罪一等。…」とあり、故意に傷害を加えた場合は喧嘩による場合に一等加重された刑が科せられた。

《二六》

謀賊殺、傷人者、與賊同法。

【譯】

賊殺を謀りて、人に傷害を與えれば、賊と法を同じくす。

【注】

①賊殺傷人…

賊殺傷人畜產、與盜同法。畜產爲人牧而殺傷〔49（賊律）〕
群盜殺傷人・賊殺傷人・強盜、卽發縣道、縣道亟爲發吏徒足
以追捕之、尉分將、令兼將、亟詣盜賊發及之所、以窮追捕之、

毋敢□ (140 (捕律))

賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死、傷人、除。

(21 (賊律))

②與賊同法…用語解說參照

律、謀賊殺人、與賊同法。…(下略)…(「奏讞書」16) 94

【解說】

「人を賊殺傷するを謀る」とも、「賊殺を謀りて、人を傷つく」とも讀めるが、「二三簡からして、賊殺を計畫した結果、傷害におわたと解釋した。

*別譯…人を賊殺したり傷害を與えることを謀った場合には、賊と法を同じくする。

《二七・二八》

鬪而^①以刃及金鐵銳^②・錘・椎傷人、皆完爲城旦舂。其非用此物而眇人^③、折枳^④・齒・指、肤體^⑤、斷決鼻^⑥・耳者

耐^⑦。其母傷也、下爵毆上爵、罰金四兩。毆同死^⑧〔列〕以下、罰金二兩、其有痕瘡^⑨及□、罰金四兩。

【譯】

喧嘩をして刃物および金屬製の銳・鐵錘・木槌で人に傷害を與えたとき、いずれも完城旦舂。これらを用いないで、人の視力を殺ぐ、四肢・齒・指を折ったり、脱臼をさせたり、鼻・耳を裂いた場合は、耐刑。傷を與えてはいないが、下位の爵のものが、上級の爵のものを毆ったときには、罰金四兩。同列位以下を毆ったときには、罰金二

兩。その場合に、ミミズバレ、裂傷、及び…を與えれば、罰金四兩。

【注】

①鬪而以刃及金鐵…

鬪以箴(針)・銃・錐、若箴・銃・錐傷人、各可論。鬪、當貲二甲、賊、當黥爲城旦。(法律答問86)

鬪以刃傷人、完爲城旦、其賊、加罪一等、爲謀者同罪。〔漢書〕薛宣傳引律)

諸鬪以兵刃斫射人、不著者、杖一百。(兵刃、謂弓・箭・刀・稍・矛・殳之屬。即毆罪重者、從毆法。)若刃傷、(刃謂金鐵、無大小之限、堪以殺人者。)及折人肋、眇其兩目、墮人胎、徒二年。(…)(「唐律疏議」鬪訟3)

②銳…

夫被堅執銳、義不如公、坐而運策、公不如義。〔史記〕項羽本紀)

將軍身被堅執銳、伐無道、誅暴秦、復立楚國之社稷、功宜爲王。〔史記〕陳涉世家)

③其非用此物而眇人…

諸鬪毆人者、笞四十(謂以手足擊人者)、傷及以他物毆人者、杖六十、(見血爲傷。非手足者、其餘皆爲他物、即兵不用刃亦是。)(「唐律疏議」鬪訟1)

諸鬪毆人、折齒、毀缺耳鼻、眇一目及折手足指、(眇、謂虧損其明而猶見物。)若破骨及湯火傷人者、徒一年、折二齒、二指以上及髡髮者、徒一年半。(「唐律疏議」鬪訟2)

④折枳・齒・指、肤體…「枳」は、「肢」「臍」の假借。

肌、體四肌也。从肉只聲、肌或从支。〔說文解字〕四篇上只十二名。：肌、：肌、：〔說文解字通訓定聲〕解部第十二）

跌、骨差也、讀與跌同。〔說文解字〕四篇下）

諸斷斷折跌支體及瞎其一目者、徒三年、（折支者、折骨、跌體者、骨差跌、失其常處。）辜內平復者、各減二等。（餘條折跌平復、準此。）即損二事以上、及因舊患令至篤疾、若斷舌及毀敗人陰陽者、流三千里。〔唐律疏議〕斷訟4）

⑤斷決鼻、耳者、耐：

律曰、斷夫人耳、耐。：（下略）：（法律答問80）

或斷、斷人鼻若耳若指若唇、論各可毆。議皆當耐。〔法律答問83）

⑥瘡瘡：

或與人鬪、夫人唇、論可毆。比瘡瘡。〔法律答問87）

或鬪、鬪人頰若顏、其大方一寸、深半寸、可論。比瘡瘡。〔法律答問88）

鬪、爲人毆、母瘡瘡、毆者顧折齒、可論。各以其律論之。〔法律答問89）

毆人皮膚腫起者曰瘡、毆傷曰瘡。〔急就篇〕顏師古注）

應劭曰、以杖手毆擊人、剝其皮膚、腫起青黑而無創瘢者、律謂瘡瘡。：師古曰、瘡音修、瘡音鮪。〔漢書〕薛宣傳注）

【解説】

喧嘩をして相手を傷つけた場合、使用した凶器やケガの程度によって科罰に差がつけられた。刃物などを用いた場合は完城旦舂、刃物を用いなかったものの特定の傷を負わせた場合は耐刑、とくに傷（ミミズバレや裂傷とは區別される）を與えなかった場合は、罰金

刑で済まされるが、爵位の上下關係によって科罰が異なることもある。その區分の方針は、注に引用した唐律の諸條とも共通する。

《二九》

鬼薪白粲毆庶人以上、黥以爲城旦舂也、黥之。 29

【譯】

鬼薪白粲が庶人以上を毆打したときには、黥城旦舂。城旦舂にあつては、黥刑に處す。

【注】

①毆：黥城旦舂。

毆大父母、黥爲城旦舂。今毆高大父母、可（何）論。比大父母。〔法律答問78）

②庶人以上：

以縣官事毆若胥吏、耐。所毆・胥有秩以上、及吏以縣官事毆・胥五大夫以上、皆黥爲城旦舂。長吏以縣官事胥少吏（46（賊律））

【解説】

刑徒が庶人以上を毆った場合の科罰規定。「二年律令」の二二〇簡（具律）は、鬼薪白粲が耐罪以上を犯したら黥城旦と、同じく九一簡（具律）は城旦舂が耐罪以上を犯したらこれを黥刑に處すと規定する。刑徒が庶人を毆るといふ行爲は耐刑以上に相當したのである。

《三〇》

奴婢毆^①庶人以上、黥^②頰、界主^③。

【譯】

奴婢が庶人以上を毆打したとき、頰に黥をして、主人に與える。

【注】

①奴婢毆…

諸部曲毆傷良人者、加凡人一等、奴婢、又加一等。…（『唐律疏議』鬪訟19）

②頰…頰。

頰、權也、（權者、今之顙字）（『說文解字』九篇上）

③界主…

人奴擅殺子、城旦黥之、界主。（法律答問73）

人奴妾治子、子以眚死、黥頰頰、界主。一相與鬪、交傷、皆論不毆。交論。（法律答問74）

城旦舂・鬼薪白粲有罪、耐以上而當刑復城旦舂、及曰黥之若刑爲城旦舂、及奴婢當刑界主、其證不言請・誣人、奴婢有刑城旦舂以下至髡、耐罪、黥頰頰、界主、其有贖罪以下及老小不當刑・刑盡者、皆答百。刑盡而賊傷人、及殺人先自告也、棄市。有罪（121）122（具律）

【解說】

奴婢が庶人を毆った場合の科罰規定。二年律令の一二三簡（具律）は奴婢が耐罪以上を犯したら「黥頰頰、界主」と規定する。

《三一》

鬪毆變人^①、耐爲隸臣妾^②。懷^③（懷）子而敢與人爭鬪^④、人雖毆變之、罰爲人變者金四兩。

【譯】

喧嘩によって毆打し流産させたときには、耐して隸臣妾とする。妊娠しながらあえて人と争い喧嘩したときには、たとえ人が毆打して流産させたとしても、流産させられた者に罰金四兩を課す。

【注】

①變人…

出子 爰書。某里士五妻甲告曰「甲懷子六月矣、自晝與同里大女子丙鬪、甲與丙相摔、丙償府甲。里人公士丁救、別丙・甲。甲到室即病復痛、自宵子變出。今甲裏把子來詣自告、告丙。」即令令史某往執丙。即診嬰兒男女・生髮及保之狀。有令隸妾數字者、診甲前血出及癰狀。有訊甲室人甲到室居處及復痛子出狀。●丞乙爰書。令令史某、隸臣某診甲所詣子、已前以布巾裹、如衄血狀、大如手、不可智子。即置盎水中櫛之、音（舂）血子毆。其頭・身・臂・手指・股以下到足・足指類人、而不可智目・耳・鼻・男女。出水中有音血狀。●其一式曰、令隸妾數字者某某診甲、皆言甲前旁有乾血、今向血出而少、非朔事毆。某賞懷子而變、其前及血出如甲□。（封診式84）90）
舂（音判）、婦人汚也。漢律曰「見舂變、不得侍祠。」段注 謂月事及身及傷孕皆是也。廣韻曰舂傷孕也。傷孕者懷子傷也」
（『說文解字』十二篇下）

② 爭鬪

訊婢、起市中誰逢見。曰、雖有逢見、弗能□。訊婢、黨有與爭鬪、相怨、□□取保庸、里人・智識・弟兄貧窮、疑盜傷婢者、曰：「(下略)：」「奏讞書」② 200(201)
 迺九月庚辰申渠第四守候長居延市陽里上造原憲與主官(居延簡 EPT 68: 24)
 夏侯譚爭言鬪憲以所帶劍刃擊傷譚匈一所廣二寸(居延簡 EPT 68: 20)

【解説】

妊婦の傷害に關する規定。唐律にも類似する規定が見える。
 若刃傷、(刃謂金鐵、無大小之限、堪以殺人者) 及折人肋、眇其兩目、墮人胎、徒二年(墮胎者、謂辜囚子死、乃坐。若辜外死者、從本毆傷論)。(『唐律疏議』鬪訟3・兵刃斫射人)

《三》

妻悍^①而夫毆答^②之、非以兵刃^③也、雖傷之、毋罪。

【譯】

妻が刃向かうので夫がそれを毆打したかむちうちしたとき、凶器を使用していなければ、傷を與えたとしても、無罪とする。

【注】

① 悍

尙賢使能、而等位不遺、析愿禁悍、而刑罰不過「楊倞注：悍、凶暴也。」(『荀子』王制)

□母妻子者、棄市。其悍主而謁殺之、亦棄市。謁斬□若刑、爲斬・刑之。其夷詬言主、主父母妻(44(賊律))
 告臣 爰書。某里士五甲縛詣男子丙、告曰「丙、甲臣、橋悍、不田作、不聽甲令。謁買公、斬以爲城旦、受買錢。」●訊丙、辭曰「甲臣、誠悍、不聽甲。甲未實身免丙。丙母病毆、母它坐罪。」令史某診丙、不病。●令少內某・佐某以市正買賈丙丞某前、丙中人、賈若干錢。●丞某告某鄉主、男子丙有鞫、辭曰「某里士五甲臣。」其定名事里、所坐論云可、可罪赦、或覆問母有、甲實身免丙復臣之不毆。以律封守之、到以書言。(封診式 37(41))

② 毆答…毆答は「毆もしくは答」と譯すが、「答」を「治」ととり、毆答で「毆ってこらしめる」とも解釋できる。

父母毆笞子及奴婢、子及奴婢以毆笞辜死、令贖死。(39(賊律)) cf. 答

景帝元年、下詔曰、加笞與重罪無異、幸而不死、不可爲人。其定律、笞五百曰三百、笞三百曰二百。猶尙不全。至中六年、又下詔曰、加笞者、或至死而笞未畢、朕甚憐之。其減笞三百曰二百、笞二百曰一百。又曰、笞者、所以教之也、其定箠令。丞相劉舍、御史大夫衛綰請、笞者、箠長五尺、其本大一寸、其竹也、末薄半寸、皆平其節。當笞者笞臀。毋得更人、畢一罪乃更人。(『漢書』刑法志)

③ 妻悍而夫毆答之

妻悍、夫毆治之、決其耳、若折支指・跌體、問夫可論。當耐。(法律答問 79)

④ 兵刃

邦客與主人鬪、以兵刃・投挺・舉指傷人、擊以布。可謂擊。擊

布人公、如貨布、入齋錢如律。(法律答問90)

捕賈罪、即端以劍及兵刃刺殺之、可論。殺之、完爲城旦、傷之、耐爲隸臣。(法律答問124)

☐☐☐陽☐☐里☐☐☐病頭癭寒炆不能飲

☐吟手卷足展衣白袴單☐☐☐取布袍長裏各一領布複襌

☐☐衣診視毋木索兵刃處☐☐☐審它如爰書敢言之(居延簡27)

・116)

以兵刃索繩它物可以自殺者予囚囚以自殺殺人若自傷傷人而以辜二句中死者爲城旦舂及有(居延簡Eps.4.T.2:1100)諸鬪以兵刃斫射人、不著者、杖一百(兵刃、謂弓・箭・刀・稍・矛・殳之屬。即毆罪重者、從毆法)。「疏議曰、因鬪遂以兵刃斫射人、不著者、杖一百。注云「兵刃、謂弓・箭・刀・稍・矛・殳之屬」。稱「之屬」者、雖用父・戟等、皆是。」(「唐律疏議」鬪訟3・兵刃斫射人)

【解説】

妻への毆打にかんする規定。二年律令では、夫に對する妻の反抗及び武器・刃物を用いないという前提條件があるものの、妻への毆打は無罪とされている。二年律令に先立つ雲夢睡虎地の秦律(前掲注①参照)では、妻の怪我の度合いによって耐刑に處せられることもあった。一方、唐律では、妻への毆打に對する處罰は一般人に對するそれより二等減せられ、また妾への毆打は妻に對するそれよりさらに二等減せられるが、無罪とはならなかったようである。

諸毆傷妻者、減凡人二等。死者、以凡人論。毆妾折傷以上、減妻二等。若妻毆傷殺妾、與夫毆傷殺妻同(皆須妻・妾告、乃坐。即至死者、聽餘人告。殺妻、仍爲「不睦」。過失殺者、各勿論。)(「唐

律疏議」鬪訟24・毆傷妻妾)

《三三》

妻毆夫、耐爲隸妾。

【譯】

妻が夫を毆打したならば、耐隸妾。

【解説】

三三簡とは逆に、妻が夫を毆打した際の規定。唐律にも類似する規定が見える。

諸妻毆夫、徒一年。若毆傷重者、加凡鬪傷三等(須夫告、乃坐)。死者、斬。媵及妾犯者、各加一等(加者、加入於死)。過失殺傷者、各減二等。…(「唐律疏議」鬪訟25・媵妾毆言夫)

《三四》

子賊殺傷^①父母^②、奴婢賊殺傷主^③。父母妻子、皆梟其首市^④。

【譯】

子が父母を賊殺・賊傷したとき、奴婢が主人・主人の父母妻子を賊殺・賊傷したとき、いずれも首を市に梟す。

【注】

①賊殺傷…ここにおける「賊殺傷」は賊殺・賊傷と解すべきであらう。

賊殺傷父母、牧殺父母、毆詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令母得以爵償・免除及贖。(38) (賊律)

殺傷大父母・父母、及奴婢殺傷主・主父母、妻子、自告者皆不得減。告人不審、所告有它罪與告也罪等以上、告者不爲不審。

(132) (告律)

②子賊殺傷父母

董仲舒決獄曰甲父乙與丙爭言、相鬪。丙以佩刀刺乙。甲即以杖擊丙、誤傷乙。甲當何論。或曰、毆父也。當梟首。議曰、臣愚以父子至親也。聞其鬪、莫不有怵惕之心、扶伏而救之。非所以欲詬父也。春秋之義、許止父病、進藥於其父而卒。君子原心赦而不誅。甲非律所謂毆父也。不當坐。(『太平御覽』卷六四〇刑法部六 決獄)

淵之(『南史』卷二七作「深之」)大明中爲尚書比部郎。時安陸應城縣民張江陵與妻吳共罵母黃令死、黃忿恨自經死、值赦。律文、子賊殺傷父母、梟首、罵詈、棄市、謀殺夫之父母、亦棄市。值赦、免刑補治。江陵罵母、母以之自裁、重於傷毆。若同殺科、則疑重、用毆傷及罵科、則疑輕。制唯有打母、遇赦猶梟首、無罵母致死值赦之科。(『宋書』卷五四 孔淵之傳)

諸謀殺期親尊長・外祖父母・夫・夫之祖父母・父母者、皆斬(犯姦而姦人殺其夫、所姦妻妾雖不知情、與同罪)。謀殺總麻以上尊長者、流二千里。已傷者、絞。已殺者、皆斬。…(『唐律疏議』賊盜6・謀殺期親尊長)

③奴婢賊殺傷主

又下書、…其曲赦淮北三州之民、自天安二年正月三十日壬寅昧爽以前、諸犯死罪以下、繫囚見徒、一切原道。唯子殺父母、孫殺祖父母、弟殺兄、妻殺夫、奴殺主、不從赦例。若亡命山澤、

百日不首、復其初罪。(『宋書』卷九五 索虜傳)

諸部曲・奴婢謀殺主者、皆斬。謀殺主之期親及外祖父母者、絞。已傷者、皆斬。(『唐律疏議』賊盜7・部曲奴婢殺主)

④梟其首市・「梟首」は二年律令ではこの條のみに見える。

今國家素無文帝景年節儉富饒之畜、又無武帝薦延梟俊禽敵之臣、獨有一陳湯耳。師古曰、梟謂斬其首而縣之也。』(『漢書』陳湯傳)

漢興之初、雖有約法三章、網漏吞舟之魚、然其大辟、尚有夷三族之令。令曰、當三族者、皆先黥、劓、斬左右止、笞殺之、梟其首、溲其骨肉於市。其誹謗詈詛者、又先斷舌。故謂之具五刑。(『漢書』刑法志)

前引『太平御覽』卷六四〇刑法部六 決獄、及び『宋書』卷五四孔淵之傳を参照。

【解説】

子が父母を、奴婢が主人を殺傷した場合の規定。注④においても觸れたとおり、梟首は二年律令中この條にしか見えない。注②に引用した資料では、父母に對する賊殺傷以外に、父母への毆打も梟首とされている。二年律令では三五・三七簡に見えるように、父母への毆打は棄市とされている。唐律では、子が親を殺すことは十惡の一つの惡逆に入る。(三五簡解説参照)

《三五・三七》

子牧殺父母、毆詈、泰父母、段(假)大母、主母、後母、及父母告子不孝、皆棄市。其子有罪當城旦舂、鬼薪白粲以上、

〔因爲人奴婢者、父母告不孝、勿聽。〕
 不孝^①、必三環^②之。各不同日而尚告、乃聽之。教人不孝、
 黥爲城旦舂^③。
 37 36

【譯】

父母を賊殺しようとしたり、祖父母・父母・假祖母・主母・後母を毆打・惡罵したり、および父母が子を不孝として告發したときは、いずれも棄市。子に城旦舂・鬼薪白粲以上に相當する罪があるとき、及び他人の奴婢となっている場合には、父母が子を不孝として告發しても、受理しない。七十歳以上（下）の者が子を不孝として告發したときには、必ず告發を三度差し戻す。三度の差し戻しがそれぞれ別の日になされ、それでもなお告發してくれば、始めて受理する。他人に不孝を教唆すれば、黥城旦舂。

【注】

①牧殺父母…

「臣妾牧殺主」。●可謂牧。●欲賊殺主、未殺而得、爲牧。（法律答問76）

賊殺傷父母、牧殺父母、毆詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令毋得以爵償、免除及贖。（38（賊律））

二年律令におけるその他の「牧」は基本的に「家畜」の意味で用いられている。（賊殺傷人畜產、與盜同法。畜產爲人牧而殺傷□（49（賊律））。

②毆詈…

詈、罵也。（『說文解字』七篇下）

以縣官事毆若詈吏、耐。所毆・詈有秩以上、及吏以縣官事毆・詈五大夫以上、皆黥爲城旦舂。長吏以縣官事詈少吏。（46（賊律））

③毆詈秦父母・父母…

毆大父母、黥爲城旦舂。今毆高大父母、可論。比大父母。（法律答問78）

桂陽人黃欽生父沒已久、詐服衰麻、言迎父喪。府曹先依律詐取父母卒棄市、仲堪乃曰律詐取父母寧依毆詈法棄市。原此之旨、當以二親生存而橫言死沒、情事悖逆、忍所不賞、故同之毆詈之科、正以大辟之刑。今欽生父實終沒、墓在舊邦、積年久遠、方詐服迎喪、以此爲大妄耳。比之於父存言亡、相殊遠矣。遂活之。（『晉書』卷八四殷仲堪傳）

然其知友皆大父行。〔師古曰、大父謂祖父。〕（『漢書』鄭當時傳）

④段（假）大母…〔段（假）大母〕はこのみに見える。〔段（假）母〕は一例のみ見える。

元朔四年中、人有賊傷王后假母者、王疑太子使人傷之、答太子。〔集解・漢書音義曰「傳母屬」〕（『史記』淮南衡山列傳）

元朔四年中、人有賊傷后假母者、王疑太子使人傷之、答太子。〔師古曰…繼母也。一曰父之旁妻。〕（『漢書』衡山王傳）

諸（？）後欲分父母・子・同產・主母・段母、及主母、段母、欲分孽子、段子田以爲戶者、皆許之。（340（戶律））

庶母及門內施聲、申之以父母之命。〔鄭注、庶母、父之妾也。〕（『儀禮』士昏禮）

⑤主母…嫡妻に對する呼稱。

蘇秦曰不然。臣聞客有遠爲吏而其妻私於人者、其夫將來、其私

者憂之、妻曰勿憂、吾已作藥酒待之矣。居三日、其夫果至、妻使妾舉藥酒進之。妾欲言酒之有藥、則恐其逐主母也、欲勿言乎、則恐其殺主父也。於是乎詳僵而棄酒。主父大怒、笞之五十。故妾一僵而覆酒、上存主父、下存主母、然而不免於笞、惡在乎忠信之無罪也。夫臣之過、不幸而類是乎。〔史記〕蘇秦列傳

婦賊傷・毆詈夫之泰父母・父母・主母・後母、皆棄市。〔40〕
〔賊律〕

諸〔？〕後欲分父母・子・同產・主母・段〔假〕母、及主母、段〔假〕母欲分孽子・段〔假〕子田以爲戶者、皆許之。〔340〕〔戶律〕

君母之父母從母。〔鄭注、君母、父之適妻也。〕〔儀禮〕喪服
⑥後母・繼母のこと。

舜父瞽叟盲、而舜母死、瞽叟更娶妻而生象、象傲。瞽叟愛後妻子、常欲殺舜、舜避逃。及有小過、則受罪。順事父及後母、與弟、日以篤謹、匪有解。〔史記〕五帝本紀

舜有不孝之行。舜親父假母、母常殺舜。舜去、耕歷山。三年大熟、身自外養、父母皆饑。舜父頑、母嚚、兄狂、弟敖。舜求爲變心易志。舜爲瞽叟子也、瞽叟欲殺舜、未嘗可得。呼而使之、未嘗不在側。此舜有不孝之行。舜用其仇而王天下者、言舜父瞽叟、用其後妻、常欲殺舜、舜不爲失孝行、天下稱之。堯聞其賢、遂以天下傳之。此爲王天下。仇者、舜後母也。〔越絕書〕越絕吳內傳第四
故江充疏賤、非親於元儲、後母假繼、非密於伯奇。〔抱朴子〕外篇 嘉遜

⑦及父母告子不孝…

子曰、五刑之屬三千、而罪莫大於不孝。〔孝經〕五刑章
告子 爰書。某里士五甲告曰、甲親子同里士五丙不孝、謁殺、敢告。即令令史已往執。令史已爰書。與牢隸臣某執丙、得某室。丞某訊丙、辭曰、甲親子、誠不孝甲所、母它坐罪。〔封診式50〔51〕

〔衡山〕王聞爽使白贏上書、恐言國陰事、即上書反告太子爽所爲不道棄市罪事…及太子爽坐王告不孝〔漢書〕作「坐告王父不孝」、皆棄市。〔史記〕淮南衡山列傳

春正月、美陽女子告假子不孝、曰、兒常以我爲妻、妒答我。尊聞之、遣吏收捕驗問、辭服。尊曰、律無妻母之法、聖人所不忍書、此經所謂造獄者也。尊於是出坐廷上、取不孝子縣磔著樹、使騎吏五人張弓射殺之、吏民驚駭。〔漢書〕王尊傳

〔甘露五年五月〕太后詔曰、夫五刑之罪、莫大於不孝。夫人有子不孝、尚告治之、此兒豈復成人主邪。吾婦人不達大義、以謂濟不得便爲大逆也。然大將軍志意懇切、發言惻愴、故聽如所奏。當班下遠近、使知本末也。〔三國志〕卷四 三少帝紀 高貴鄉公髦

⑧年七十以上告子不孝…七十は「丰」に作る。この表記は「算數書」にも見える。

免老告人以爲不孝、謁殺、當三環之不。不當環、亟執勿失。〔法律答問102〕

右の法律答問からすると、本條文の「年七十以上」は「年七十以下」の誤りか。その他、七十歳以上の特權として二年律令に見えるものはこの條文と具律八三の、

公士・公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歳、有罪當刑者、皆完之。

しか無いようである。『睡虎地』にも七十歳以上の特權として明記されるものはない。また從來七十歳以上の老人に王杖が賜與されることが知られていたが、二年律令では、爵によって賜與される年齢が異なるようで、免老の年齢も爵によって異なる。

大夫以上年七十、不更七十一、簪褭七十二、上造七十三、公士七十四、公卒、士五十五、皆受杖。

大夫以上年五十八、不更六十二、簪褭六十三、上造六十四、公士六十五、公卒以下六十六、皆爲免老。

不更年五十八、簪褭五十九、上造六十、公士六十一、公卒、士五十二、皆爲免老。

民產子五人以上、男傳、女十二歳、以父爲免者、其父大夫也、以爲免老。(355-358 (傳律))

年九十以上萬一千六百七十八人七十以上受杖二千八百廿三人凡萬四千四百九十三多前七百一十八(尹灣漢簡Y M 6 D 1 反)

⑨三環…注⑧の法律答問102の三環につけられた『睡虎地』の注には「環、讀爲原、寬宥從輕。古時判處死刑有「三宥」的程序、見《周禮・司刺》。《三國志・張魯傳》有「犯法者、三原然後乃行刑」、可參考」とあるが、「環」は「還」とすべきであろう。環人、下士、六人「鄭玄注、環、猶卻也。以勇力卻敵也」。《周禮》夏官・序官

凡告言人罪、非謀叛以上、皆三審之。「應受辭牒官司、誼具曉示虛得反坐之狀、每審皆別日受辭、若事有切害者、不在此例。」

《大唐六典》卷六

⑩教人不孝、黥爲城旦春…

故律曰、死夫(?)以男爲後。毋男以父母、母父母以妻、母妻以子女爲後。律曰、諸有縣官事、而父母若妻死者、歸寧卅日。大父母・同產、十五日。勢(敖)悍、完爲城旦春。鐵額桎其足、輸巴縣鹽。教人不孝、次不孝之律。不孝者棄市。棄市之次、黥爲城旦春。當縣公士・公士妻以上、完之。奸者耐爲隸臣妾。捕奸者必案之校上。(下略)。(奏讞書)② 180(183)

元朔二年、侯當坐教人上書枉法罪、國除。《史記》高祖功臣侯者年表 朝陽侯華當

太始四年、坐教人誣告衆利侯當時棄市罪、獄未斷病死。《漢書》景武昭宣元成功臣表 義陽侯衛山

宣帝時坐獵縱火燔民九十六家、殺二人、又以縣官事怨內史、教人誣告以棄市罪、削八縣、罷中尉官。(同右景十三王傳 長沙王建德)

【解説】

父母を殺そうとしたり、祖父母・父母、若しくは親母以外の義理の母に毆打・惡罵を加えた場合の、及び父母によって不孝と告された場合の科罰規定。前條解説でも觸れたとおり、本條文における處罰は梟首ではなく、棄市である。本條文には假大母をはじめ、主母、後母など様々な「母」が見えるが、具體的に意味するところはよく分からない。義理の息子が母にあたる女性に毆打・惡罵を加えたら、いずれも棄市、ということであろう。《晉書》刑法志に「正殺繼母、與親母同、防繼假之隙也」(魏新律叙略)と見え、魏律では生母殺しと繼母殺しの處罰が同じにされたとあるが、それは實際は漢律にまでさかのぼるのである。さらに、子を不孝として告發する規定が見え、睡虎地秦簡の封診式(注⑦)と内容は共通する。また注⑧

に引いた法律答問から考えると、圖版では半分消失してしまっているが、整理小組が「七十以上」と釋讀している部分は「七十以下」とするべきであろう。本條文と關係する唐律は三四簡の注②に引いた賊盜6の他、以下の條文が擧げられる。

四曰惡逆（謂毆及謀殺祖父母・父母、殺伯叔父母・姑・兄弟・外祖父母・夫・夫之祖父母・父母）。〔唐律疏議〕名例6）
諸詈祖父母・父母者、絞。毆者、斬。過失殺者、流三千里。傷者、徒三年。若子孫違犯教令、而祖父母・父母毆殺者、徒一年半。以刃殺者、徒二年。故殺者、各加一等。即嫡・繼・慈・養殺者、又加一等。過失殺者、各勿論。〔唐律疏議〕鬪訟28・毆詈祖父母父母）
其嫡・繼・慈母、若養者、與親同。〔唐律疏議〕名例52・稱期親祖父母）

《三八》

賊殺傷父母、牧殺父母、毆（毆）詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者^①、皆錮^②、令母得^③以爵償・免除及贖^④。

【譯】

父母を賊殺・賊傷したり、父母を賊殺しようとしたり、父母を毆打・惡罵したり、父母が子を不孝であるとして告發したときには、その妻子は沒收された場合には、いづれもそのままの状態にとめおき、爵を代償にして免除、及び贖わしてはならない。

【注】

①其妻子爲收者：

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府者、皆收其妻・子・財・田宅。其子有妻・夫、若爲戶・有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄・寡者、皆勿收。坐奸・略妻及傷其妻以收、母收其妻。（174）
（收律）

夫盜千錢、妻所匿三百、可以論妻。妻智夫盜而匿之、當以三百論爲盜。不智、爲收。（法律答問14）

道官相輸隸臣妾・收入、必署其已粟年月日、受衣未受、有妻毋有。受者以律續食衣之。屬邦（秦律十八種20）

（前元年）十二月、上曰、法者、治之正也、所以禁暴而率善人也。今犯法已論、而使母罪之父母妻子同產坐之、及爲收帑、朕甚不取。其議之。」有司皆曰「民不能自治、故爲法以禁之。相坐坐收、所以繫其心、使重犯法、所從來遠矣。如故便。上曰、朕聞法正則民慤、罪當則民從。且夫牧民而導之善者、吏也。其既不能導、又以不正之法罪之、是反害於民爲暴者也。何以禁之。朕未見其便、其孰計之。有司皆曰、陛下加大惠、德甚盛、非臣等所及也。請奉詔書、除收帑諸相坐律令。〔集解、應劭曰、帑、子也。秦法一人有罪、并坐其家室。今除此律。〕〔史記〕孝文本紀）

（前元年）盡除收帑相坐律令〔應劭曰、帑、子也。秦法、一人有罪、并其室家。今除此律。師古曰、帑讀與奴同、假借字也。〕

〔漢書〕文帝紀）

孝文二年、又詔丞相・太尉・御史、法者、治之正、所以禁暴而衛善人也。今犯法者已論、而使無罪之父母妻子同產坐之及收、朕甚弗取。其議。左右丞相周勃・陳平奏言、父母妻子同產相坐

及收、所以繫其心、使重犯法也。收之道、所由來久矣。臣之愚計、以爲如其故便。文帝復曰、朕聞之、法正則民慤、罪當則民從。且夫牧民而道之以善者、吏也。既不能道、又以不正之法罪之、是法反害於民、爲暴者也。朕未見其便、宜孰計之。」平・勃乃曰、陛下幸加大惠於天下、使有罪不收、無罪不相坐、甚盛德、臣等所不及也。臣等謹奉詔、盡除收律・相坐法。〔漢書〕刑法志)

② 錮・錮とは、身分を固定し、その状態からの變更を許さないこと。

孝文皇帝期、賈人贅婿及吏坐贓者。皆禁錮不得爲吏。〔漢書〕貢禹傳)

●● 八年十月己未、安陸丞忠刻獄史平舍匿無名數大男子種一月、平曰誠智種無【名】數舍匿之、罪、它如刻。種言如平。問、平爵五大夫、居安陸和衆里、屬安陸相、它如弊。鞫、平智種無名數、舍匿之、審、當、平當耐爲隸臣、錮、毋得以爵當賞免。● 令曰諸無名數者、皆令自占書名數、令到縣道官、盈卅日、不自占書名數、皆耐爲隸臣妾、錮、勿令以爵賞免、舍匿者與同、罪以此當平。南郡守強・守丞吉・卒史建舍治。八年四月甲辰朔乙巳、南郡守強敢言之、上奏七牒、調以聞、種縣論、敢言之。〔奏讞書〕⑭ 63(68)

③ 令毋得以爵償・免除及贖…前注②の「奏讞書」⑭も参照のこと。欲歸爵二級、以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵(秦律十八種155(156))諸詐僞自爵、爵免・免人者、皆黥爲城旦舂。吏智而行者、與同

罪。(394(爵律))

捕盜鑄錢及佐者死罪一人、予爵一級。其欲以免除罪人者、許之。捕一人、免除死罪一人、若城旦舂・鬼薪白粲二人、隸臣妾・收人・司空三人以爲庶人。其當刑未報者、勿刑。有復告者一人身、毋有所與。訶告吏、吏捕得之、賞如律。(204(205(錢律))

有贖買其親者、以爲庶人、勿得奴婢。諸私爲園鹽、煮濟・漢及有私鹽并煮者、稅之、縣官取一、主取五。采銀租之、縣官給橐、□十三斗爲一石、□石縣官稅□□三斤。其□也、牢橐、石三錢。租其出金、稅二錢。租賣穴者、十錢稅一。采鐵者五稅一。其鼓銷以爲成器、有五稅一。采鉛者十稅一。采金者租之、人日十五分銖二。民私采丹者租之、男子月六斤九兩、女子四斤六兩。(436(438(金布律))

● 七年八月己未江陵丞言、醴陽令恢盜縣官米二百六十三石八斗。恢秩六百石、爵左庶長□□□從史石盜醴陽已鄉縣官米二百六十三石八斗、令舍人士五與・義與石賣、得金六斤三兩・錢萬五千五十、罪、它如書。興・義皆言如恢。問、恢盜藏過六百六十錢、石亡不訊、它如弊。鞫、恢、吏、盜過六百六十錢、審、當、恢當黥爲城旦、毋得以爵減免贖。律、盜藏直過六百六十錢、黥爲城旦。令、吏盜、當刑者刑、毋得以爵減免贖、以此當恢。恢居鄴邑建成里、屬南郡守。南郡守強・守丞吉・卒史建舍治。〔奏讞書〕⑮ 69(74)

侯夷吾嗣、鴻嘉三年、坐婢自贖爲民後略以爲婢、免。〔漢書〕景武昭宣元成功臣表 蒲侯蘇夷吾)

【解説】

三四簡、及び三五～三七簡に見える犯罪に連坐して官に沒收された妻子には、爵の放出による刑罰減免が認められないとする規定。唐律では謀反、及び大逆犯の妻子を沒收する規定が見える。

諸謀反及大逆者、皆斬。父子年十六以上皆絞、十五以下及母女・妻妾（子妻妾亦同）。祖孫・兄弟・姊妹若部曲・資財・田宅並沒官、男夫年八十及篤疾・婦人年六十及廢疾者並免（餘條婦人應緣坐者、準此）。伯叔父・兄弟之子皆流三千里、不限籍之同異。〔唐律疏議〕賊盜1・謀反大逆

《三九》

父母毆笞子及奴婢、以毆笞辜死^①、令贖死。

【譯】

父母が子及び奴婢を毆打・むちうちし、子及び奴婢が毆打・むちうちがもとで死亡したならば、贖死させる。

【注】

①以毆笞辜死：「辜死」については二四簡注①参照。

小民困貧、多不養子、彪嚴爲其制、與殺人同罪。〔後漢書〕黨錮列傳第五七 賈彪

首卿侯段普曾孫勝坐殺婢、國除。〔太平御覽〕卷二〇一 封建部・誅貶所引『東觀漢記』

●漢中守灑。公大夫昌荅奴相如、以辜死、先自告。相如故民、當免作少府、昌與相如約、弗免、已獄治不當爲昌錯告不孝、疑罪。●廷報。錯告、當治。〔奏議書〕⑥ 49～50

諸有所督罰五十以下、鞭如令。平心無私、而以辜死者、二歲刑。〔太平御覽〕卷六五〇 刑法部・督

【解説】

子及び奴婢を毆打やむち打ちによって殺害した場合の規定。唐律では、いうことを聞かない子孫に罰を與えようとしてこれを毆殺すれば徒一年半、同じく主人が部曲に罰を與えようとして死にいたらしめた場合は無罪となる。

擅殺子、黥爲城旦舂：（下略）：（法律答問69）

祖父母父母忿怒、以兵刃殺子孫者五歲刑、毆殺者四歲刑、若心有愛憎而故殺者、各加一等。〔魏書〕刑罰志所引北魏翻律

諸主毆部曲至死者、徒一年。故殺者、加一等。其有愆犯、決罰致死及過失殺者、各勿論。〔唐律疏議〕鬪訟21・毆部曲死決罰

三五～三七簡解説に引いた唐律・鬪訟28・毆詈祖父母父母も参照のこと。

《四〇》

婦賊傷・毆詈夫之泰父母・母・主母・後母、皆棄市。

【譯】

婦が夫の祖父母・父母・主母・後母を賊傷・毆打・惡罵したら、いずれも棄市とする。

【解説】

嫁ぎ先で夫の祖父母・父母等を賊傷・毆打・惡罵した場合の科罰規定。嫁が夫の父母などを賊傷した場合でも、息子の場合とは異なる。

り、梟首とはならない。唐律では殴打と惡罵との間で處罰が異なる。諸妻妾詈夫之祖父母・父母者、徒三年（須舅姑告、乃坐）。毆者、絞。傷者、皆斬。過失殺者徒三年、傷者徒二年半。〔唐律疏議〕鬪訟29・妻妾毆詈夫父母）

諸妻妾毆・詈故夫之祖父母・父母者、各減毆・詈舅姑二等。折傷者、加役流。死者、斬。過失殺傷者、依凡論。其舊舅姑、毆子孫舊妻妾、折傷以上、各減凡人三等。死者、絞。過失殺者、勿論。〔唐律疏議〕鬪訟30・妻妾毆詈故夫父母）

《四一》

毆兄姊^①及親父母之同產^②、耐爲隸臣妾。其夷詢詈之^③、贖黥。

【譯】

兄・姉、及び實の父母の兄弟姉妹を毆打したときは、耐して隸臣妾。侮辱・惡罵したときは、贖黥。

① 毆兄姊・

毆兄姊加至五歲刑、以明教化也。〔晉書〕刑法志所引魏律序略）

晉律曰：四歲刑「若：毆兄姊之屬、并四歲刑。」〔太平御覽〕六四二引晉律）

② 親父母・實の父母のこと。

欲歸爵二級以免親、父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵（秦律十八種155、156）

賊律毆親父母及同產耐爲司寇作如司寇其夷詢詈之罰金一斤（懸泉簡 H.D.X.T. 0115③：421 粹六）

③ 夷詢・辱め侮辱すること。

〔母妻子者、棄市。其悍主而謁殺之、亦棄市。謁斬□若刑、爲斬・刑之。其夷詢詈主・主父母妻（44（賊律））

無廉恥而忍譏詈、是學者之鬼也。〔楊詒、譏詈、詈辱也。〕〔荀子〕非十二子）

草木鷄狗牛馬、不可譏詈遇之、譏詈遇之、則亦譏詈報人、又況乎達師與道術之言乎。〔高詒、譏詈、猶禍惡也。〕〔呂氏春秋〕孟夏紀・誣徒 本文を「譏」に作るテキストがある。（王紹蘭『呂氏春秋校釋』）

頑頓亡恥、夷詈亡節、廉恥不立、且不自好。〔師古注、夷詈、謂無志分也。夷音胡結反。詈音后。〕〔漢書〕賈誼傳）

譏、譏詈、恥也。……譏或从夷。〔說文解字〕三篇上）

詈、譏詈也。……詈或从句。〔說文解字〕三篇上）

【解説】

兄姊、および實の父母の兄弟（すなわち伯叔父母）を毆る、あるいは侮辱することへの科罰規定。注②に引いた懸泉置漢簡には「親父母及同產」とみえるが、親父母を毆打すれば死罪であるから、おそらく「親父母之同產」の誤記であり、本條文と同じく伯叔父母への毆打・侮辱についての規定であろう。文帝十三年の肉刑廢止、刑罰體系の改變を経て、懸泉置の漢律では科刑が本條文とは異なることになっている。晉律では兄姊への毆打は四歲刑とされた。唐律では鬪訟27に「諸毆兄姊者、徒二年半。傷者、徒三年。折傷者、流三千里。刃傷及折支、若瞎其一目者、絞。死者、皆斬。詈者、杖二百。伯叔父

母・姑・外祖父母、各加一等。…」と規定され、漢律と同様に兄姉と伯叔父母が同じ條文内に括られている。

《四一・四三》

毆父偏妻父母^①、男子同產之妻、泰父母之同產^②、及夫父母同產^③、夫之同產^④、若毆妻之父母^⑤、皆贖耐。其妻詢言之、罰金四兩。

43 42

【譯】

父の偏妻の父母、兄弟の妻、祖父母の兄弟姉妹を毆打したとき、および夫の父母の兄弟姉妹、夫の兄弟姉妹を毆打したとき、もしくは妻の父母を毆打したときは、いずれも贖耐。侮辱・惡罵したときは、罰金四兩。

【注】

①偏妻…

夫有罪、妻告之、除于收及論、妻有罪、夫告之、亦除其夫罪。

●母夫、及爲人偏妻、爲戶若別居不同數者、有罪完春・白粲以上、收之、母收其子。內孫母爲夫收。(176-177 (收律))

不爲後而傳者、關內侯子二人爲不更、它子爲簪裹、卿子二人爲不更、它子爲上造、五大夫子二人爲簪裹、它子爲上造、公乘・公大夫子二人爲上造、它子爲公士、官大夫及大夫子爲公士、不更至上造子爲公卒・當士爲上造以上者、以適子、母適子、以扁妻子・孽子、皆先以長者。若次其父所、所以以未傳、須其傳、各以其傳時父定爵士之。父前死者、以死時爵。當爲父爵後而傳

者、士之如不爲後者。(359-362 (傳律))

疾死置後者、徹侯後子爲徹侯、其母適子、以孺子□□子。關內侯後子爲關內侯、卿園〈後〉子爲公乘、【五大夫】後子爲公大夫、公乘後子爲官大夫、公大夫後子爲大夫、官大夫後子爲不更、大夫後子爲簪裹、不更後子爲上造、簪裹後子爲公士、其母適子、以下妻子・偏妻子。(367-368 (置後律))

偏妻については、右記用例が二年律令にあるが、正確な意味はわからない。「偏房」「傍妻」という語があり、

偏房…生雖尊貴、不妬偏房。〔列女傳〕卷二 晉趙衰妻頌
この「偏房」は趙衰が狄亡命中に娶った女性をいう。

傍妻…(王)禁有大志、不修廉隅、好酒色、多取傍妻、凡有四女八男。〔漢書〕元后傳

偏は傍の意であるということ〔說文通訓定聲〕からすれば、偏妻＝傍妻となり、同居していない妻という意であろうか。なお「二年律令」中には、この他「下妻」「棄妻」という名稱がある。

下妻…三六八

棄妻…三七九-三八〇 (置後律)、三八一 (同)、三八四

(同)

②泰父母…三五-三七簡 (賊律) 註③參照。

③夫父母…

民大父母・父母・子・孫・同產・同產子、欲相分予奴婢・馬牛羊・它財物者、皆許之、輒爲定籍。孫爲戶、與大父母居、養之不善、令孫且外居、令大父母居其室、食其田、使其奴婢、勿買賣。孫死、其母而代爲戶。令母敢遂夫父母及入贅、及道外取

其子財。(337) 339 (戸律)

④夫同産…

…(上略)…夫同産及子有與同居數者、令母買賣田宅及入贅。
其出爲人妻若死、令以次代戸。(387 (置後律))

⑤妻父母…秦律・漢律には用例なし。

【解説】

兄弟の妻(唐律では小功)、從祖祖父姑(小功)、夫の父母の兄弟姉妹(大功・小功)、夫の兄弟姉妹(小功)、妻の父母(細麻)などを毆打・侮辱したさいの規定。ここで挙げられている本宗・外姻の遠戚は、その多くが唐律鬪訟26に「諸毆總麻兄姉、杖一百。小功、大功、各遞加一等。尊屬者、又各加二等。傷重者、各遞加凡鬪傷一等、死者、斬。」として一括されているものである。ただし兄の妻・夫の弟妹については鬪訟31に「諸毆兄之妻及毆夫之弟妹、各加凡人一等、…」と、さらに夫の父母の兄弟姉妹については、鬪訟33に「諸妻毆舅夫之期親以下、總麻以上尊長、各減夫犯一等。」と、別に規定がある。これらのうち、小功以上の尊屬を毆打した場合は、唐律においては十惡の「不睦」に入る(名例6)。

《四四》

□母妻子者、棄市。其悍主。而謁殺之、亦棄市。謁斬□

若刑、爲斬・刑之。其臬詢詈主・父母妻

【譯】

…母妻子を…する者は棄市。主人にはむかうので、殺すことを願い出たときもまた棄市。斬…もしくは刑を願い出たら、斬もしくは

は肉刑とする。主人・主人の父母妻を侮辱・惡罵したときは、……

【注】

①悍…三三簡(賊律) 註②參照。

丙、甲臣、橋悍、不田作、不聽甲令。…(下略)…(封診式37)

②謁…官に申請すること。

吏民有罪當笞、謁罰金一兩以當笞者、許之。有罪年不盈十歲、除。其殺人、完爲城旦舂。(86 (具律))

告子 爰書。某里士五甲告曰、甲親子同里士五丙不孝、謁殺、敢告。即令令史已往執。令史已爰書。與牢隸臣某執丙、得某室。丞某訊丙、辭曰、甲親子、誠不孝甲所、毋它坐罪。(封診式50~51)

陳涉之初起王楚也、使周市略定魏地、北至狄、狄城守。田儋詳爲縛其奴、從少年之廷、欲謁殺奴。見狄令、因擊殺令。〔集解、服虔曰古殺奴婢皆當告官。儋欲殺令、故詐縛奴而以謁也。〕
〔史記〕田儋列傳)

即奴婢悍主、主得謁殺之。〔晉書〕卷三〇 刑法志)

宣子有環、其一在鄭商。宣子謁諸鄭伯「杜預注、謁請也」、子產弗與。〔春秋左氏傳〕昭公十六年)

【解説】

奴婢にかんする規定であろうが、冒頭部分は不明。後段は主人に反抗的な奴婢について、主人が申請すればそれを死刑、ないしは肉刑に當てることを許したもの。主人が正當な理由を擧げて申請すれば、國家が奴婢に死を與えたり、身體毀損刑を加えたりしていたことは、『史記』田儋列傳や睡虎地秦簡より知られていた。こうした手

續きを踏むことなく、私刑で奴婢を死に追いやれば、贖死とされる
(二年律令39(賊律))。

《四五》

□者、以賊論之^②。

【譯】

……の者は、賊として論斷する。

【注】

①以論之。…

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲家室居民里中者、以亡論之。(307
(戶律))

●諸與人妻和奸及所與□爲通者皆完爲城旦舂其吏也以彊
(強)奸論之…(下略)…(懸泉簡H0112③:8 粹七)

【解說】

この簡は前の四四簡に續くものとして釋されているが、出土地點
は離れており、ここでは兩者を切り離して解釋した。

《四六》

以縣官事^①毆若詈吏、耐。所毆・詈有秩以上^②、及吏以縣
官事毆・詈五夫以上^③、皆黥爲城旦舂。長吏以縣官事詈少
吏^④。

【譯】

公務のことで吏を毆打もしくは惡罵したら、耐。有秩以上を毆
打・惡罵、及び吏が公務のことで五大夫以上を毆ったりのしつた
ら、いずれも黥城旦舂。長吏が公務のことで少吏をのしつたら、
……

【注】

①縣官事…公務

子刺王建德嗣、宣帝時坐獵縱火燔民九十六家、殺二人、又以縣
官事怨內史、教人誣告、以棄市罪、削八縣、罷中尉官。〔漢書〕
景十三王傳 長沙王發

於是丞相宣・御史大夫方進奏、…又以縣官事怨樂府游徽葬、
而使大奴駿等四十餘人群黨盛兵弩、白晝入樂府攻射官寺、縛
束長吏子弟、斫破器物、宮中皆奔走伏匿。…〔漢書〕張湯傳
張放

●諸吏宦官及比者同秩而敢詈之殿官廷中至其上秩若以縣官事
毆詈五大夫以上、或一歲吏比者有將辨治若不督五大夫以上…
(懸泉簡HDXIT0215①:076 粹九)

②有秩…

今自有秩以上至諸大吏、下及王左右、無非相國之人者。〔史
記〕范雎蔡澤列傳

賜不爲吏及宦皇帝者、關內侯以上比二千石、卿比千石、五大夫
比八百石、公乘比六百石、公大夫・官大夫比五百石、大夫比三
百石、不更比有秩、簪褭比斗食、上造・公士比佐史。母爵者、
飯一斗・肉五斤・酒大半斗・醬少半升。(291、292(賜律))
令七人長十五人相十八人丞冊四人尉冊三人有秩卅人斗食五百

一人佐使亭長千一百八十二人凡千八百卅人（尹灣漢簡Y M 6 D 1正）

鄉有三老・有秩・嗇夫・游徼。（『漢書』百官公卿表上）

鄉置有秩・三老・游徼。本注曰、有秩、郡所署、秩百石、掌一

鄉人。（『續漢書』百官志五）

③五夫…五大夫。夫に重文符號をつけて「大夫」を表すのは、秦刻石にも例がみえる。

爵、一級曰公士、二上造、三簪裹、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關內侯、二十徹侯。（『漢書』百官公卿表上）

使非吏、食從者、卿以上比千石、五大夫以下到官大夫比五百石、大夫以下比二百石、吏皆以實從者食之。（286）287（傳食律）

賜衣者六丈四尺・緣五尺・絮三斤、襦二丈二尺・緣丈・絮二斤、袴二丈一尺・絮一斤半、衾五丈二尺・緣二丈六尺・絮十一斤。五大夫以上錦表、公乘以下纁表、皆帛裏、司寇以下布表、裏。（282）283（賜律）

賜棺享（椁）而欲受齋者、卿以上予棺錢級千、享（椁）級六百。五大夫以下棺錢級六百・享級三百。毋爵者棺錢三百。（280）（賜律）

自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信、居處相察、出入相司。（305）（戶律）

④長吏・少吏…

縣令・長、皆秦官、掌治其縣。萬戶以上爲令、秩千石至六百

石。減萬戶爲長、秩五百石至三百石。皆有丞・尉、秩四百石至二百石、是爲長吏。百石以下有斗食・佐史之秩、是爲少吏。

（『漢書』百官公卿表上）

好氣、爲少吏、必陵其長吏。（『漢書』酷吏傳 寧成）

ただし、ここでは、百官公卿表に規定されているような固定した名稱ではなく、單に職位の上下を示す相對的呼稱であらう。

【解説】

官吏や有爵者に對する、あるいは官吏同士の毆打・侮辱への科罰規定。本條文冒頭の一文には主語が缺けているが、まず一般人による官吏への毆打等について規定するのであらう。同列の者同士の毆打（罰金二兩（二年律令27）28賊律）に比べて、重い刑が科せられている。百石以上の官吏に毆打等を加えた場合、さらには官吏が五大夫以上を毆打した場合には、さらに重い刑罰が加えられる。史書には「罵廷史」という罪名がみえる（『漢書』外戚恩澤侯表 邛成共侯王奉光。「建平二年、坐選舉不以實、罵廷史、大不敬、免。」）。また注①に引いた懸泉置漢簡も類似の規定であらう。

《四七》

□者、亦得毋用此律。

【譯】

……の者は、この律を適用してはならない。

【解説】

この簡は前の四六簡に續くものとして釋されているが、出土地點は離れており、ここでは兩者を切り離して解釋した。

《四八》

諸吏以縣官事答城旦舂・鬼薪白粲、以辜死、令贖死。

【譯】

およそ吏が公務のことで、城旦舂・鬼薪白粲をむちうち、それをもとで死亡したときは、贖死させる。

【解説】

父母が子や奴婢をむちうって死に至らしめた場合も、贖死とされている（二年律令39（賊律））。唐律（斷獄15）においても、監臨官が公事によって囚人を杖笞し、死に至らしめた場合は過失殺人の法（鬪訟38）に従い、贖によって論じられる。

《四九》

賊殺傷人畜產^①、與盜同法^②。畜產爲人牧而殺傷^③。□

【譯】

人の畜產を賊殺傷した際は盜と法を同じくする。畜產が人に牧せられていて、…殺傷した…

【注】

①賊殺傷人畜產…

甲小未盈六尺、有馬一匹自牧之、今馬爲人敗、食人稼二石、問當論不當。不當論及賞祿。（法律答問158）

賊律有賊伐樹木・殺傷人畜產及諸亡印。（晉書）刑法志）

諸故殺官私馬牛者、徒一年半。賊重及殺餘畜產、若傷者、計減價、準盜論、各償所減價、價不減者、笞三十。…其誤殺傷者、不坐、但償其減價。主自殺馬牛者、徒一年。（唐律疏義）廐庫8）

②同法…二六簡の注②參照

③爲人牧…「人の牧と爲る」と訓ずるか「人の爲に牧せらる」とするか、説が分かれる。ただ、右①にみえる「牧」及び「將牧公馬牛」（睡虎地秦簡、廐苑律）では牧が動詞として使われていることから、いま「人に牧せられて」と譯す。

【解説】

末尾が折れ、「殺傷」の目的語が判然としないため、他人が家畜を放牧してこれを殺傷した場合の規定なのか、それとも他人に放牧されていた家畜が何者かを殺傷した、その場合の管理責任を問うているのか、はっきりしない。唐律には家畜の管理が行き届かず、そのために人を殺傷した場合の規定がみえる（廐庫12）。

《五〇》

因殺傷人畜產、犬主賞（償）之、它□

【譯】

犬が人の畜産を殺したり傷つけたら、犬の飼い主がこれを償う。
他は……

【解説】

犬が人の畜産を殺傷した場合の規定。秦の田律では、禁苑に入り込んで畜産を追補する犬は殺すように、とされている。(秦律十八種7)。唐律(厩庫11)では「諸犬自殺傷他人畜産者、犬主償其減價。餘畜自相殺傷者、償減價之半。即故放令殺傷他人畜産者、各以故殺傷論。」とされる。

《五一》

亡印^①、罰金四兩。而布告縣官、毋聽亡印。

【譯】

印章を亡失したならば、罰金四兩。官署に布告して、亡失した印章では受理してはならない。

【注】

①亡印…

天子又下詔改定刑制、…刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇、州郡令四十五篇、尚書官令・軍中令、合百八十餘篇。其序略曰、…賊律有賊伐樹木・殺傷人畜産及諸亡印。金布律有毀傷亡失縣官財物、故分爲毀亡律。(『舊唐書』刑法志)
□官行者走 亡印以私名姓封(居延簡 EPT 56: 56)
夕陽侯邢崇孫之爲賊所盜、亡印綬、國除。(『太平御覽』卷二〇

一 所引『東觀漢記』

【解説】

印章の亡失にかんする規定。亡印に對する罰則の規定は、漢律では賊律であったが、魏律では毀亡律へと移された。唐では雜律49に「諸棄毀符・節・印及門鑰者、各準盜論、亡失及誤毀者、各減二等。」と規定される。注①の『東觀漢記』では處分が「國除」となっており、本條の規定と異なるのは、列侯印の亡失であるためか。

《五二》

亡書・符(亡)券^①・入門衛(衛)木久^②・塞(塞)門・城門之籥(籥)^③、罰金各二兩。

【譯】

文書・符券・門衛に入るための木久・塞門や城門の籥を亡失したならば、罰金それぞれ二兩。

【注】

①符券…

凡居宮中者、皆有口籍於門之所屬。宮名兩字、爲鐵印文符、案省符乃內之。〔胡廣曰、符用木、長尺二寸、鐵印以符之。〕(『續漢書』百官志二)
凡居宮中者、皆施籍于門、案其姓名。若有醫巫尪人當入者、本官長吏爲封啓傳、審其印信、然後內之。人未定、又有籍、皆復有符。符用木、長二寸、以當所屬兩字爲鐵印、亦太卿灸符、當出入者、案籍畢、復齒符、乃引內之也。(『漢官解詁』)

始元七年閏月甲辰居延與金關爲出入六寸符券齒百從第一至千左居

官右移金關符合以從事 ●第八(居延簡65:7)

②木久・燒き印を押した木製の符。

公甲兵各以其官名刻久之、其不可刻久之、以丹若繫書之。(下略)。(秦律十八種102)

諸棄毀・亡失及誤毀官私器物者、各備償。……其非可償者、坐而不備(謂符・印・門鑰・官文書之類)。「疏議曰、……其非可償者、止坐其罪、不合徵償。故注云謂符・印・門鑰・官文書稱之類者、實・節・木契・制敕並是。」(『唐律疏議』雜律57) 整理小組は、「久、讀爲『記』」とするが、前項『漢官解詁』に「太卿灸符」とあることから考えて、「木久」は「木灸」、すなわち木製の割り符に焼き印を捺したものとの解釋するべきである。またこれは、唐律にみえる「木契」に相當すると思われる。

③塞門・

漢興以來、至明天子、獲符瑞、封禪、改正朔、易服色、受命於穆清、澤流罔極、海外殊俗、重譯款塞「集解、應劭曰、款、叩也、皆叩塞門來服從也」、請來獻見者、不可勝道。(『史記』太史公自序)

【解説】

文書や割り符の類、さらに鍵を亡失した場合の科罰規定。睡虎地秦簡には「亡久書・符券・公璽・衡璽、已坐以論、後自得所亡、論當除不當。不當。(法律答問146)」とあり、本條と類似する條文が存在していたことがわかる。唐律においては、割り符や鍵の亡失は

前條【解説】所引の雜律49に、文書については雜律50に規定される(「諸棄毀制書及官文書者、準盜論。亡失及誤毀者、各減二等(毀、須失文字。……)」「疏議曰、……制書、敕及奏抄亦同。官文書、謂曹司所行公案及符・移・解牒之類。準盜論、謂各準盜法得罪、賊盜律、盜制書者、徒二年。官文書、杖一百。亡失、謂不覺遺落及被盜。誤毀、謂誤致毀損、破失文字、各減二等。故注云毀須失文字。……)」。これら器物を亡失した者には、一定期間の搜索時間が與えられていた(雜律58「諸亡失器物・符・印之類、應坐者、皆聽三十日求訪、不得然後決罪。若限內能自訪得及他人得者、免其罪。限後得者、追減三等。」「疏議曰、若亡失器物・符・印之類、實及門鑰亦同。……)」。

《五三》

盜書^①、棄書官印^②以上□^③。

【譯】

文書を盗んだり、文書や官印を破棄して、以上……。

【注】

①盜書・

甲捕乙、告盜書・丞印以亡、問亡二日、它如甲、已論耐乙、問甲當購不當。不當。(法律答問138)

●河東守濺、士吏賢主大夫桃、桃盜書、殺遂亡、獄史令賢求、弗得、殺母嬖亭中、受豚・酒臧九十、出嬖、疑罪。●廷報、賢當罰金四兩。(奏讞書13 61(62))

②棄書官印・

坐棄印綬出國免。(『漢書』王子侯表上)

③整理小組は、「以上耐…」と「耐」を釋するが、圖版からは確認できない。

【解説】

文書を盗む、ないしは棄擲した場合の規定であろうか。斷簡であるが故に判然としない部分がある。①の秦簡「告盜書丞印以亡」、及び「盜書」「棄書」の對句、「亡書」「亡印」という語からして、右の譯をつけるが、別譯の可能性も残る。文書の竊盜については唐律賊盜26に「諸盜制書者、徒二年。官文書、杖一百、重害文書、加一等、紙券、又加一等。」として、棄擲については前條【解説】の雜律50に規定がみえる。賊盜26の疏議では「官文書」について、「有印・無印、等。」と解説されている。

*別譯…文書を盗んだり、文書を破棄し、それが官印が捺されたもの以上ならば…

《五四》

【注】 賊律⑥。

【注】

①賊律…

是時承用秦漢舊律、其文起自魏文侯師李悝。悝撰次諸國法、著法經。以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊。盜賊須劾捕、故著網捕二篇。其輕狡・越城・博戲・借假不廉・淫侈・踰制以爲難律一篇、又以具律具其加減。是故所著六篇而已、然皆罪名之制也。〔《晉書》刑法志〕

疏議曰、賊盜律者、魏文侯時、里悝首制法經、有盜法・賊法、

以爲法之篇目。自秦漢逮至後魏、皆名賊律・盜律、北齊合爲賊盜律、後周爲劫盜律、復有賊叛律。隋開皇合爲賊盜律、至今不改。〔《唐律疏議》賊盜律篇目疏〕

【解説】

湖南省張家界古人提出土簡の二九簡正面には、六段にわけて犯罪名とおぼしき名稱が列記されており、その三段以下は賊律の目録であろうとされている。確かに《二年律令》において賊律に配された條文と共通するものが多い。以下に釋文の三段目以下を列記する。

□□大□□□諸□□□□□對(？)…不□□□□皇
 □□漢□□□皇 詐□喪(？)(第三欄) 掄封 毀封 爲□□
 諸食□肉 賊殺人 鬪殺以刀 人殺戲 謀殺人已殺 懷子而…
 壘人(第四欄) □□□□子賊殺 □子(？) 賊殺 父母告子 奴
 婢賊殺 □□偷 毆父母 奴婢悍 父母毆笞子 諸入食官(第五
 欄) □奴□□ 毆決□□ 賊燔燒宮 失火 賊伐燔□ 賊殺傷人
 犬殺傷人 船人□人 諸□弓弩 奴婢射人 諸坐傷(？)人(第六
 欄)

《五五》五六》

盜賊(贓)直(值)過六百六十錢⑥、黥爲城旦舂。六百六十到二百廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百一十⑥、耐爲隸臣妾。不盈百
 一十到廿二、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢⑥、罰金二兩。

56

55

【譯】

盜によって不正に得た財物の値が六百六十錢を超えれば、黥城旦春。六百六十錢から二百二十錢であれば、完城旦春。二百二十錢未満から百一十錢であれば、耐隸臣妾。百一十錢未満から二十錢であれば、罰金四兩。廿二錢未満から一錢であれば、罰金一兩。

【注】

①過六百六十錢…

害盜別微而盜、駕罪之。●可謂駕罪。●五人盜、減一錢以上、

斬左止、有黥以爲城旦、不盈五人、盜過六百六十錢、黥則以爲城旦、不盈六百六十到二百廿錢、黥爲城旦、不盈二百廿以下到一錢、零之。求盜比此。(法律答問1~2)

士五甲盜、以得時直贓、贓直過六百六十、吏弗直、其獄鞠乃直贓、贓直百一十、以論耐、問甲及吏可論。甲當黥爲城旦、吏爲實刑罪、或端爲、爲不直。(法律答問33~34)

士五甲盜、以得時直贓、贓直百一十、吏弗直、獄鞠乃直贓、贓直過六百六十、黥甲爲城旦、問甲及吏可論。甲當耐爲隸臣、吏爲失刑。…(下略)…(法律答問35~36)

律、盜贓直過六百六十錢、黥爲城旦。(奏讞書15 72~73)

②不盈二百廿到百一十…

二百廿錢到百一十錢、耐爲隸臣妾□□(龍崗秦簡40)

③不盈廿二錢到一錢…

贄二甲。不盈廿二錢到一錢、贄一盾、不盈一錢□□(龍崗秦簡41)

【解說】

秦律においても、科罰の基準となる贓額が本條と同様であったこと、六百六十錢以上…黥城旦春、六百六十以下…二百廿錢以上…完城旦春、二百廿錢未満…百一十錢以上…耐爲隸臣妾、百一十錢未満…廿二錢以上…贄二甲(二年律令では罰金四兩)、廿二錢未満…一錢以上…贄一盾(二年律令では罰金一兩)、という規定があったことが推測できる。

《五七》

謀遣人盜^①、若教人可^②盜所、人卽以其言□□及智(知)

人盜與分^③、皆與盜同法。

【譯】

人に盗みを働かせようと謀る、もしくは人に盗みができそうな場所を指示して、人がただちにその言葉どおりに……、及び人が盗んだことを知り、分け前に與つたならば、いずれも盜と法を同じくする。

①謀遣人盜…

甲謀遣乙盜、一日、乙且往盜、未到、得、皆贖黥。(法律答問4)

②可…注釋は「何」字の假借とするが、「何」の字は別にあり(40簡(金布律))、他の「可」は「何」の假借ではなく、可能性の意で用いられているところから、採らない。

③與分…分にあずかる。
甲盜、贓直千錢、乙智其盜、受分贓不盈一錢、問乙可論。同論。(法律答問9)

【解説】

盗罪に相當する犯罪行為のうち、犯罪意志の形成に與りながら、實行には加わらなかつた場合にかんする規定であろう。中間で簡は斷裂しており、前後は直接はつながらない。従つて前段の行為も「與盗同法」とされるのかは、判然としない。唐律では賊盜50・51に強盜・竊盜の共犯についての規定があり、「行かず」かつ「分を受け」なかつた場合にのみ造意者が從犯とされるが、それ以外は造意者が首犯となる。

《五八》

□謀偕盜而各有取也、并直（値）其臧（贓）以論之^①。

【譯】

ともに盗みを働くことを謀り、各々に取り分があつたならば、不正に得た財物を併せて値踏みして論斷する。

①并直…

成卒魏郡貝丘珂里楊通

貫賣八樓布八匹直二百卅并直千八百卅賣鄭富安里二匹不實買知券

常利里淳于中君（居延簡311：20）

甲乙雅不相智、甲往盜丙、覺到、乙亦往盜丙、與甲言、即各盜、其臧直各四百、已去而偕得。其前謀、當并臧以論、不謀、各坐臧。（法律答問12）

【解説】

數人が豫め謀議したうえで盗みをはたらいた場合、臧物の總額を

基準として刑を科するという規定で、唐律賊盜50の「諸共盜者、併臧論。」に相當する。①に引いた秦律でも、前謀があつた場合は臧を併せて論斷することになっている。

《五九》

盜人^①、臧（贓）見存者皆以畀其主。

【譯】

盜人から盗んだならば、不正に得た財物で現存するものは全て元の所有者に返還する。

【注】

①盜盜人…盜人が盗んだものをさらに他人が盗むこと。

盜盜人、買所盜、以買它物、皆畀其主。今盜盜甲衣、買、以買布衣而得、當以衣及布畀不當。當以布及其它所買畀甲、衣不當。（法律答問23～24）

仲尼聞之曰、古之真人、知者不得說、美人不得濫、盜人不得劫。（『莊子』外篇・田子方）

後盜欲有犯妻者、乃先劫其姑。妻聞、操刀而出。盜人曰、釋汝刀從我者可全、不從我者、則殺汝姑。（『後漢書』列女傳）

②畀主…三〇簡注③參照。

【解説】

注①に引いた秦簡「盜盜人」は通説では「盜が人から盗む」と解釋しているが、「盜人から盗む」と解釋すべきであろう。盜品がさらに何者かに盗まれた場合の返還規定は、唐律では名例32の注、及び疏

議に見える。

注、若盗人所盗之物、倍贓亦沒官。「疏議曰、假有乙盗甲物、丙轉盜之、彼此各有倍贓、依法並應還主。甲既取乙倍備、不合更得丙贓。乙即元是盗人、不可以贓資盜、故倍贓亦沒官。若有糾告之人應賞者、依令與賞。」〔唐律疏議〕名例32)
諸以贓入罪、正贓見在者、還官・主。(轉易得他物、及生產蕃息、皆爲見在。)(〔唐律疏議〕名例33)

《六〇》

受賂以枉法^①、及行賂者^②、皆坐其贓(贓)爲盜^③。罪重於盜者、以重者論之。

【譯】

賄賂を受けて法を枉げる、及び賄賂を贈った場合は、いずれも不正に財物を得たかどで盗とする。その罰が盗より重い場合は、重い方をもってこれを論斷する。

【注】

①受賂以枉法

丞相張蒼・御史大夫馮敬奏言「…當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賂枉法、守縣官財物而即盜之、已論命復有答罪者、皆棄市。〔師古曰、吏受賂枉法、謂曲公法而受賂者也。〕」〔漢書〕刑法志)
盗律有受所監受財枉法、雜律有假借不廉、令乙有呵人受錢、科有使者驗賂、其事相類、故分爲請賂律。〔晉書〕刑法志 魏律序略)

以罪名呵爲受賂。〔晉書〕刑法志 律注表)

行言者若許及受賂以枉法皆坐贓爲盜沒入□□行言者本行職者也□□(敦煌簡D1875)

②行賂・賄賂を贈ること。

汾陰。…孝文前五年、侯意嗣、十三年、坐行賂、髡爲城旦。〔漢書〕高惠高后文功臣表)

③皆坐贓(贓)爲盜…一四〇一五簡(賊律)注②參照。

④以重者論之…所予贓罪重、以重者論之、亦駕二等。(95(具律))

【解說】

收賄して違法な裁定を行うこと、及び贈賄への科罰規定。唐律職制48「監主受財枉法」及び47「有事以財行求」に類似する。

《六一》

徼外^①人來入爲盜者、要(腰)斬。吏所興^②能捕若斬一人、擽(拜)爵一級^③。不欲擽(拜)爵^④及非吏所興、購如律^⑤。

【譯】

境外の人がやって来て盗みを働いた場合、腰斬。官吏の動員した者が一人を捕らえるかもしくは斬り殺せば、爵一級を授與する。爵の授與を望まなかったり、および官吏の動員した者でなければ、賞金を與えること律の規定通りとする。

【注】

① 徼外…

除邊關、關益斥、西至沫・若水、南至牂柯爲徼〔索隱、張揖曰、徼、塞也。以木柵・水爲蠻夷界。〕、通零關道、橋孫水以通邛都。〔史記〕司馬相如列傳

其明年、天子始巡郡國。……於是上北出蕭關、從數萬騎、獵新秦中、以勒邊兵而歸。新秦中或千里無亭徼〔集解、如淳曰、徼、亦卒求盜之屬也。晉灼曰、徼、塞也。瓚曰、旣無亭候、又不徼循、無衛邊之備也。〕、於是誅北地太守以下、而令民得畜牧邊縣、官假馬母、三歲而歸、及息什一、以除告繒、用充仞新秦中。〔史記〕平準書

及文帝嗣、景帝立、鄧通免、家居。居無何、人有告通盜出徼外鑄錢、〔師古曰、徼猶塞。東北謂之塞、西南謂之徼。塞者以障塞爲名。徼者取徼遮之義也。〕〔漢書〕佞幸傳 鄧通

五威將奉符命、齎印綬、王侯以下及吏官名更者、外及匈奴西域、徼外蠻夷、皆即授新室印綬、因收故漢印綬。〔漢書〕王莽傳中 始建國元年條

盜出財物于邊關徼、及吏部主智而出者、皆與盜同法。弗智、罰金四兩、使者所以出、必有符致、毋符致、吏智而出之、亦與盜同法。〔74〕〔75〕〔盜律〕

② 徼外人來…

●有能生捕得反羌從徼外來爲閑候動靜中國兵欲寇盜殺略人民吏增秩二等民與購錢五萬從奴它與購如比〔居延簡 EPF 22: 233〕

●捕律亡入匈奴外蠻夷守棄亭郭逢燧者不堅守降之及從塞徼外來絳而賊殺之皆要斬妻子耐爲司寇作如〔敦煌簡 D 983〕

③ 吏所興…「興」は徵發、動員すること。

…〔上略〕…●死事者、置後如律。大瘻臂膂股胫、或誅斬、除與盜賊遇而去北、及力足以追逮捕之而官□□□□□留畏栗弗敢就、奪其將爵一級、免之、毋爵者戍邊二歲、而圖其所將吏徒囚卒戍邊□□國。興吏徒追盜賊、已受令而捕、以畏吏論之。〔140〕〔143〕〔捕律〕

④ 捕若斬一人、擿〔拜〕爵一級…

斬一首者爵一級、欲爲官者、爲五十石之官。〔韓非子〕定法
□發及鬪殺人而不得、官當夫・士吏・吏部主者、罰金各二兩、尉・尉史各一兩。而斬・捕・得・不得・所殺傷及贓物數屬所二千石官。二千石官上丞相・御史。能產捕群盜一人若斬二人、擿爵一級。其斬一人若爵過大夫及不當擿爵者、皆購之如律。所捕・斬雖後會國困論、行其購賞。斬群盜、必有以信之、乃行其賞。〔147〕〔149〕〔捕律〕

捕從諸侯來爲間者一人、擿爵一級、有購二萬錢。不當擿爵者、級賜萬錢、有行其購。數人共捕罪人而當購賞、欲相移者、許之。〔150〕〔151〕〔捕律〕

⑤ 不欲擿〔拜〕爵…

又募運民、耕邊入穀。遠郡千斛、近郡二千斛、拜爵五大夫。可〔其〕の誤？〕不欲擿爵者、使食倍賈於內郡。〔潛夫論〕實邊
二年律令には「不欲擿〔拜〕爵」の他に「不當擿〔拜〕爵」が見える。前掲一四七～一四九〔捕律〕、一五〇～一五一〔捕律〕など。

⑥ 購如律…注④所引一四七～一四九〔捕律〕に「皆購之如律」とある。

購、設賞募也。〔漢書〕高帝紀下 師古注

購、以財設賞（『漢書』項籍傳 師古注）

…（上略）…吏增秩二等、民與購錢五萬、從奴它與購如比。（居延簡 EPT 22: 233）

□亡人・略妻・略賣人・強奸・僞寫印者、棄市罪一人、購金十兩。刑城旦春罪、購金四兩。完城□二兩（137～138（捕律））

【解說】

境外の人間が侵入してきてはたらく「盜」には嚴罰が科せられ、これを捕・斬した者には爵や賞金が與えられた。官吏に徵發されて搜索に加わった者のみが拜爵の對象となつてゐる。その一方で不首尾に終わった際には彼らは罰せられたのであろう（140～143（捕律））。通常の群盜の場合は斬二人で爵一級であつたが（147～149（捕律））、本條文では斬一人に一級が與えられてゐる。爵を望まなかつた者などへの賞金については「諸當賜受爵、而不當操（拜）爵者、級予萬錢。」（393（爵律））が參考になる。

《六二》

盜五人以上。相與功（攻）盜。爲群盜。

【譯】

盜において五人以上で一緒に襲撃を仕掛けて略奪をはたらいたら、群盜となす。

【注】

①盜五人以上…

害盜別微而盜、駕罪之。●可謂駕罪。●五人盜、臧一錢以上、

斬左止、有黥以爲城旦、不盈五人、盜過六百六十錢、黥剕以爲城旦、不盈六百六十到二百廿錢、黥爲城旦、不盈二百廿以下到一錢、畧之。求盜比此。（法律答問 1～2）

②功（攻）盜…一簡の注⑤を参照。

③爲群盜…

故爲群盜。〔師古曰、羣盜者、羣衆相隨而爲盜也。〕（『漢書』爰盜傳）

三人以上無故群飲酒、罰金四兩。（『漢書』文帝紀文穎注所引漢律）

羣盜 爰書、某亭校長甲、求盜才某里曰乙、丙縛詣男子丁、斬首一、具弩二、矢廿、告曰、丁與此首人強攻羣盜人、自晝甲將乙等徵循到某山、見丁與此首人而捕之。此弩矢丁及首人弩矢斃。首人以此弩矢□□□□□□□□□□、而以劍伐收其首、山儉不能出身山中。【訊】丁、辭曰、十五、居某里。此首某里十五戊殿、與丁以某時與某里十五己・庚・辛、強攻羣盜某里公士某室、盜錢萬、去。己等已前得。丁與戊去、流行毋所主舍。自晝居某山、甲等而捕丁戊、戊射乙、而伐殺收首。皆毋它坐罪。●診首毋診身可斃。（封診式 25～30）

【解說】

「群盜」とは何かを定義する。『晉書』刑法志の張斐律注では「三人謂之群、取非其物謂之盜。」と、唐律（名例 55）では「稱衆者、三人以上。」という具合に、三人が目安となつてゐるが、ここでは五人以上と定義されている。睡虎地秦簡・封診式の「羣盜」でも五人の名が擧げられてゐる。注①所引の秦簡に見えたとおり、五人以上による盜は通常の盜は區別され、刑が加重された。

《六三》六四

智(知)人爲群盜。而通飲(飲)食。餽遺之^③、與同罪^④。

弗智(知)、黥爲城旦舂。其能自捕若斬之、除其罪^⑤、有

(又)賞如捕斬^⑥。

群盜法(發)^⑦、弗能捕斬而告吏、除其罪^⑧、勿賞。

64 63

【譯】

人が群盜をはたらいたことを承知の上で飲食を提供しこれに食べ物を與えたら、與同罪。知らなければ黥城旦舂。人が自力で群盜を捕らえたり斬り殺したりすれば、その罪を免除し、さらに賞を賜與すること捕斬の場合と同じにする。群盜が發覺して、捕らえたり斬り殺したりすることができなくても吏に告すれば、その人の罪を免除し、賞は賜與しない。

【注】

①群盜…

盜五人以上相與功盜、爲群盜(62(盜律))

②通飲(飲)食…飲食を提供する

乃使光祿大夫范昆、諸郡都尉及故九卿張德等衣繡衣持節、虎符發兵以興擊、斬首大部或至萬餘級。及以法誅通行飲食、坐相連郡、甚者數千人。(『漢書』酷吏傳 咸宣)

乃部戶曹掾史、與鄉吏亭長里正父老伍人、雜舉長安中輕薄少年惡子、無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧持刀兵者、悉籍記之、得數百人。賞一朝會長安吏、車數百兩、分行收捕、皆効以爲通行飲食群盜。(『漢書』酷吏傳 尹賞)

臣竊見元年以來、盜賊連發、攻亭劫掠、多所傷殺。夫穿窬不

禁、則致疆盜、疆盜不斷、則爲攻盜、攻盜成羣、必生大姦。故亡逃之科、憲令所急、至於通行飲食、罪致大辟。『通行飲食、猶今律云過致資給、與同罪也。』(『後漢書』陳忠傳)

過致資給者、謂指授道途、送過險處、助其運致、并資給衣糧、遂使凶人潛隱他所。(『唐律疏議』捕亡18疏議)

「通行飲食」は唐律の「過致資給」と同様の行爲とされ、それに從つて譯すなら「群盜の通行を助け、飲食を提供する」となる。だが史書にみえる「通賓客飲食」というような用例はこの解釋では訓讀しにくく、ここでは採らなかった。

③餽遺之…整理小組は「餽饋」と釋すが、圖版により改めた。

性好學、漢末爲諸生、帶經耕鉏。其妻常自餽餉之、林雖在田野、其相敬如賓。(『三國志』魏書常林傳 注引『魏略』饋、餉也。(『說文解字』五篇下)

餽遺亡鬼薪於外、一以上、論可毆。毋論。(法律答問129)

④與同罪…用語解說參照。

有敢偶語詩書者棄市。以古非今者族。吏見知不舉者與同罪。(『史記』秦始皇本紀)

告、告之不審、鞠之不直、故縱弗刑、若論而失之、及守將奴婢而亡之、篡遂縱之、及諸律令中曰同法・同罪、其所與同當刑復城旦舂、及曰黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦舂、及刑界主之罪也、皆如耐罪然。其縱之而令亡城旦舂・鬼薪白粲也、縱者黥爲城旦舂。(107(109(具律)))

律曰與盜同法、有(又)曰與同罪、此二物其同居・典・伍當坐之。云與同罪、云反其罪者、弗當坐。●人奴妾盜其主之父母、爲盜主、且不爲。同居者爲盜主、不同居不爲盜主。(法律答問20(21))

諸稱反坐及罪之・坐之・與同罪者、止坐其罪。(死者、止絞而已。)(『唐律疏議』名例53)

⑤除其罪…二一簡の注⑤参照。

將司人而亡、能自捕及親所智爲捕、除母罪、已刑者處隱官。●可罪得處隱官。●羣盜赦爲庶人、將盜戒囚刑罪以上、亡、以故罪論、斬左止爲城旦、後自捕所亡、是謂處隱官。●它罪比羣盜者皆如此。(法律答問125~126)

群盜殺傷人・賊殺傷人・強盜、卽發縣道、縣道亟爲發吏徒足以追捕之、尉分將、令兼將、亟詣盜賊發及之所、以窮追捕之、毋敢□界而環。吏將徒、追求盜賊、必伍之、盜賊以短兵殺傷其將及伍人、而弗能捕得、皆戍邊二歲。卅日中能得其半以上、盡除其罪。得不能半、得者獨除。…(下略)…(140~143(捕律))

⑥賞如捕斬…

徵外人來入爲盜者、要斬。吏所與能捕若斬一人、擿爵一級。不欲擿爵及非吏所與、購如律(61(盜律))

⑦群盜法(發)…「發」は「發生」とも「發覺」ともとれるが、本條文では群盜という行爲の認知が問題とされているので、「發覺」と譯した。「法」「發」の通假は、二年律令中では他に見られない。

盜賊發、士吏・求盜部者、及令・丞・尉弗覺智、士吏・求盜皆以卒戍邊二歲、令・丞・尉罰金各四兩。令・丞・尉能先覺智、求捕其盜賊、及自劾論吏部主者、除令・丞・尉罰。一歲中盜賊發而令・丞・尉所(?)不覺智三發以上、皆爲不勝任、免之。

(144~145(捕律))

群盜・盜賊發、告吏、吏匿弗言其縣廷、言之而留盈一日、以其故不得、皆以鞠獄故縱論之。(146(捕律))

⑧告吏、除其罪…

相與謀劫人、劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有贖錢人五萬。…(下略)…(71(盜律))

取亡罪人爲庸、不智其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智其請而捕告、及詞(訶)告吏捕得之、皆除其罪、勿購。(172(亡律))

【解説】

群盜を幫助した場合の科罰規定。群盜と知って幫助すれば與に同罪(五人盜)「贓一錢以上」で斬左止黥城旦舂(法律答問1~2)、知らなければ黥城旦、群盜を捕斬すれば除罪、となる。群盜であると覺知しておりながらそれを捕らえられなかった場合でも、官吏にそれを通報したならば、捕斬した場合と同様に除罪される。本條文は唐律の捕亡18「諸知情藏匿罪人、若過致資給、令得隱避者、各減罪人罪一等。」に類似する。唐律でも「知情」であるか否かが問題とされ、こちらでは知らなかった場合には論斷されない(注「其展轉相使而匿罪人、知情者皆坐、不知者勿論」)。

なお、六三簡の「若」字から以下は、筆跡が前半と異なっている。そのことを鑑みて、六三簡と六四簡を別の規定と見、前條は群盜幫助にかんする、後條は群盜を捕斬できずに吏に告した場合の規定として理解する案も出た。ここではひとまず連結して譯出しておく。

《六五~六六》

群盜及亡、從群盜、毆折人枳(肢)、肤體、及令彼(跛)蹇(蹇)、若縛守將人、而強盜之、及投書、縣(懸)人

書、恐獨^①人以求
錢財、盜殺傷人^②、盜發冢^③、略賣^④人若已略未賣、
橋^⑤相以爲吏^⑥、自以爲吏以盜、皆磔^⑦。
66

【譯】

群盜、および流亡して群盜につき従った者が、人の四肢を折った
り脱臼させたり、或いは歩行障害にしたり、もしくは、人を縛って連
行し強盗したならば、および投書したり、懸書したり、人を恐喝して
錢財を求めたり、盗もうとして人を殺傷したり、墓を盗掘したり、人
をさらって賣り飛ばしたり、もしくは既にさらったけれどもまだ賣
り飛ばしていなかったり、偽って官吏になりすましたり、官吏を自
稱して盗みをしたら、いずれも磔。

【注】

①亡：

張耳嘗亡命游外黃。「索隱、晉灼曰、命者、名也。謂脫名籍而
逃。崔浩曰、亡、無也。命、名也。逃匿則削除名籍、故以逃爲
亡命。」〔史記〕張耳陳餘列傳

爲亡命棄市詐捕命者以除罪。〔晉灼曰、亡命者當棄市、而王藏
之。詐捕不命者而言命、以脫命者之罪。〕〔漢書〕淮南衡山濟
北王傳

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、輟城旦舂。公士・公士妻以上
作官府、皆償亡日。其自出毀、笞五十。給通事、皆籍亡日、耐
數盈卒歲而得、亦耐之。(157)〔亡律〕

②折枳(肢)、肤體：肤體とは、脱臼。

鬪而以刃及金鐵銳・錘・椎傷人、皆完爲城旦舂。其非用此物

而眇人、折枳・齒・指、肤體、斷決鼻・耳者耐。其母傷也、下
爵殿上爵、罰金四兩。毆同死〔列〕以下、罰金二兩、其有痕瘡
及口、罰金四兩。(27)〔28〕(賊律)

③跛(跛)蹇(蹇)：歩行ができない障害。

汝得全而形軀、具而九竅、无中道夭於讎盲跛蹇而比於人數、亦
幸矣、又何暇乎天之怨哉。子往矣。〔莊子〕達生

安國行丞相事、引墮車、蹇〔如淳曰、爲天子導引、而墮車跛蹇
也〕。上欲用安國爲丞相、使使視、蹇甚、乃更以平棘侯薛澤爲
丞相。安國病免、數月、瘡、復爲中尉。〔漢書〕韓安國傳

④縛守將人：「縛守」は人を縛りあげること。

不自知亡爲縛守。〔晉書〕刑法志

盜傷縛守似強盜。(同前)

貳師令搜粟都尉上官桀往攻破郁成。郁成王亡走康居、桀追至
康居。康居聞漢已破宛、乃出郁成王予桀、桀令四騎士縛守詣大
將軍。〔史記〕大宛列傳

諸以威力制縛人者、各以鬪毆論、因而毆傷者、各加鬪毆傷一
等。〔唐律疏議〕鬪訟8

⑤強盜：

不和謂之強。〔晉書〕刑法志

若加威勢下手取財爲強盜。(同前)

臣竊見元年以來、盜賊連發、攻亭劫掠、多所傷殺。夫穿窬不
禁、則致強盜、強盜不斷、則爲攻盜、攻盜成羣、必生大姦。

〔後漢書〕陳忠傳

有司檢壬辰詔書、占山護澤、強盜律論。贓一丈以上、皆棄市。

〔宋書〕卷五十四羊希

諸強盜、(謂以威若力而取其財。先強後盜、先盜後強、等。若

與人藥酒及食使狂亂、取財亦是。即得闖遺之物、毆擊財主而不還、及竊盜發覺、棄財逃走、財主追捕、因相拒捍、如此之類、事有因緣者、非強盜。(不得財徒二年、一尺徒三年、二疋加一等、十疋及傷人者、絞、殺人者、斬。(殺傷奴婢亦同。雖非財主、但因盜殺傷、皆是。))其持仗者、雖不得財、流三千里、五疋、絞、傷人者、斬。(《唐律疏議》賊盜34)

⑥投書、縣(懸)人書…「懸人書」は、人を誹謗する書を懸けること。

(明帝永平四年)其十二月、陵鄉侯梁松坐怨望、懸飛書、誹謗朝廷、下獄死、妻子家屬徙九真。(《續漢書》天文中)

隱強侯傳懸書市里、誹謗聖政。今上海思(恩)、犯奪爵士。(《論衡》恢國)

子豫、爲步兵校尉。太后崩後、馬氏失勢、廖性寬緩、不能教勸子孫。豫遂投書怨誹。……八年、有司奏免豫。遺廖、防、光就封。豫隨廖歸國、考擊物故。(《後漢書》馬豫傳)

改投書棄市之科、所以輕刑也。……斯皆魏世所改、其大略如是。(《晉書》刑法志 魏律序略)

有投書、勿發、見輒燔之、能捕者購臣妾二人、輒投書者鞠審濫之。所謂者、見書而投者不得、燔書、勿發、投者【得】、書不燔、鞠審濫之之謂殿。(法律答問53-54)

母敢以投書者言輒治人。不從律者、以鞠獄故不直論。(118(具律))

諸投匿名書告人罪者、流二千里。(謂絕匿姓名及假人姓名以避己作者。棄・置・懸之俱是。)(《唐律疏議》鬪訟50)

⑦恐獨…

盜律有劫略、恐獨、和賣買人、科有持質、皆非盜事、故分以爲

劫略律。(《晉書》刑法志 魏律序略)

將中有惡言爲恐獨。(《晉書》刑法志)

元狩四年、侯威嗣、五年、元鼎三年、坐縛家吏恐獨受球、棄市。[師古曰、獨謂以威力脅人也。球、枉法以財相謝。](《漢書》王子侯表上 葛魁節侯寬)

諸恐喝取人財物者、(口恐喝亦是。))準盜論加一等、雖不足畏忌、財主懼而自與、亦同。(…)[疏議曰、恐喝者、謂知人有犯、欲相告訴、恐喝以取財物者。…](《唐律疏議》賊盜38)

⑧盜殺傷人…

賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死。傷人、除。(21(賊律))

⑨盜發冢(塚)…

冢、封土爲丘壟、象冢而爲之。(《周禮》春官宗伯家人注)

天下縣官法曰、發墓者誅、竊盜者刑。(《淮南子》汜論訓)

會人有盜發孝文園瘞錢、…(《史記》酷吏列傳 張湯)

建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠鄣守候 敢言之。府移大將軍莫府書曰、姦黠吏民作使賓客、私鑄作錢、薄小不如法度、及盜發冢、公賣衣物于都市、雖知莫謹苛、百姓患苦之。書到、自今以來、獨令縣官鑄作錢、令應法度。禁吏民得鑄作錢、及挾不行錢。輒行法。諸販賣發冢衣物于都市、輒收沒入縣官。四時言犯者名狀。●謹案、部吏母犯者。敢言之。(居延簡 EPT 22: 38 A-39)

諸發冢者、加役流、(發徹即坐。招魂而葬、亦是。))已開棺槨者、絞、發而未徹者、徒三年。…(《唐律疏議》賊盜30)

盜賣人…人身を略取して賣りとばす。

⑩略賣人…

盜律有劫略、恐獨、和賣買人、科有持質、皆非盜事、故分以爲

劫略律。〔晉書〕刑法志 魏律序略)

攻惡謂之略。〔晉書〕刑法志)

寶皇后兄寶長君、弟曰寶廣國、字少君。少君年四五歲時、家貧、爲人所略賣、其家不知其處。傳十餘家、至宜陽、爲其主人山作炭。〔史記〕外戚世家)

〔亡人・略妻・略賣人・強奸・僞寫印者、棄市罪一人、購金十兩。刑城旦舂罪、購金四兩。…(下略)…(137)〔捕律〕)

吏犯不孝、謀殺其國王侯伯子男官長、誣僞受財枉法、及掠人和賣、誘藏亡奴婢、雖遇赦、皆除名爲民。〔太平御覽〕卷六五一所引晉律)

略人者、不和爲略。年十歲以下、雖和亦同略法。〔唐律疏議〕名例18疏議)

諸略人・略賣人(不和爲略。十歲以下、雖和、亦同略法。)爲奴婢者、絞、爲部曲者、流三千里、爲妻妾子孫者、徒三年。(因而殺傷者、同強盜法。)[疏議曰、略人者、謂設方略而取之。略賣人者、或爲經略而賣之。…(唐律疏議)賊盜45)

⑪橋(矯)相以爲吏…

或詐僞爲吏。〔張晏曰、以詐僞人爲吏也。臣瓚曰、律所謂矯枉以爲吏者也。師古曰、二說並非也。直謂詐自稱吏耳。〕吏以貨賂爲市、漁奪百姓、侵牟萬民。〔漢書〕景帝紀)

整理小組は「矯相」を「相貌をいつわって」と解するが、このような意味をもつ用例はない。下文に「自以爲吏」とあり、それとの對比で前者は「官吏と自稱する」、後者は「官吏のふりをする」とことと釋した。

⑫磔…第三簡注③參照。

【解説】

磔刑とされる犯罪行爲を列擧する。單獨では死刑には當たらぬ犯罪行爲も並んでおり、その場合は、二罪併科によって磔刑に相當することになる犯罪行爲の組み合わせが擧げられているのである。①群盜による傷害罪②強盜罪③投書等により錢財を求める④盜み目的の殺傷・墓あばき⑤人身の略取⑥官吏身分の詐稱とそのうえでの盜罪、が並列されていると見るのが一案である。あるいは群盜(及びそれに從う亡人)がさらに罪を重ねた場合ともとれる。

《六七》

智(知)人略賣人^①而與買^②、與同罪^③。不當賣而私爲人賣^④、者皆黥爲城旦舂。買者智(知)其情(情)^⑤、與同罪。

【譯】

人がある人をさらって賣っているのを承知しながら取引關係を持てば、與同罪。賣ってはならないのに私的に人身賣買をすれば、賣った者はいずれも黥城旦舂。買った者は事情を承知していれば與同罪。

【注】

①略賣人…六五、六六簡の注⑩參照。

②買…

賈、賈市也。〔說文解字〕六篇下)

③智(知)人略賣人而與買、與同罪…

群盜及亡從群盜、毆折人桎、肤體、及令彼蹇、若縛守將人而強

盜之、及投書、縣人書、恐獨人以求錢財、盜殺傷人、盜發冢、略賣人若已略未賣、橋相以爲吏、自以爲吏以盜、皆磔。(65)

66 (盜律)

④爲人賣…人身賣買を行うこと、と譯したが、「人の爲に賣る」と訓じて「人身賣買の仲介をする」の意にもとれる。

⑤智(知)其請(情)…實情を知っていること。

道遠、臣不得復過矣。請謁事情。〔注、：情猶實。〕〔戰國策〕

卷三秦策

□、相國上内史書言、請諸詐襲人符傳出入塞之津關、未出入而得、皆贖城旦舂。將吏智其請、與同罪。●御史以聞、●制曰可、以□論之。(496)497 (津關令)

【解説】

人身の略取・賣買、および不當な人身賣買に關與した者への科罰規定。人身を略取しての賣買であれば、關與した者も同罪。その他の不當な賣買に關與すれば縣城旦舂とされた。『魏書』刑罰志には盜律として「掠人・掠賣人・和賣人爲奴婢者、死」という規定が見える。唐律賊盜48には「諸知略・和誘・和同相賣及略・和誘部曲奴婢而買之者、各減賣者罪一等。」とあり、不當な賣買だと知っていた場合でも買手の罪は一等減じられているが、漢においては同罪とされていたことになる。

《六八〇六九》

劫人①、謀②劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之。罪其妻子、以爲城旦舂。其妻子當坐者偏③捕、若告吏、捕得之、皆除坐者罪。

69 68

【譯】

人を誘拐して錢財を求めたり、そうすることを謀ったりすれば、まだ手に入れていない、もしくは、まだ誘拐していなかったとしても、いずれも磔。その妻子を處罰すること、城旦舂とする。その妻子の罪に問われる者が相當な數の者を捕える、もしくは官吏に告して、官吏が捕えたならば、いずれも罪を免除する。

【注】

①劫人…誘拐

其在閭巷、少年攻剽椎埋、劫人作姦、掘冢鑄幣、任俠并兼、借交報仇、篡逐幽隱、不避法禁、走死地如驚者、其實皆爲財用耳。〔史記〕貨殖列傳

長安少年數人會窮里空舍謀共劫人、坐語未訖、廣漢使吏捕治具服。富人蘇回爲郎、二人劫之〔師古曰、劫取其身爲質、令家將財物贖之。〕有頃、廣漢將吏到家、自立庭下、使長安丞襲奢叩堂戶曉賊、曰、京兆尹趙君謝兩卿、無得殺質、此宿衛臣也。釋質、束手、得善相遇。幸逢赦令、或時解脫。二人驚愕、又素聞廣漢名、即開戶出、下堂叩頭。廣漢跪謝曰、幸全活郎、甚厚。送獄、敕吏謹護、給酒肉。至冬當出死、豫爲調棺、給斂葬具、告語之。皆曰、死無所恨。〔漢書〕趙廣漢傳

盜律有劫略、恐獨、和賣買人、科有持質、皆非盜事、故分以爲劫略律。〔晉書〕刑法志 魏律序略

劫召其財爲持質。〔晉書〕刑法志

②謀…二二簡注①參照。

③偏…一(二)〔賊律〕注⑧參照。

【解説】

誘拐罪にかんする規定。身代金が未入手、あるいは誘拐自體に着手していなくても、謀議の段階ですでに犯罪を構成し、磔刑が科せられた。誘拐罪には犯人の妻子も連座した。『宋書』何尚之傳には「義熙五年、吳興武康縣民王延祖爲劫、父睦以告官。新制、凡劫身斬刑、家人棄市。」とあり、東晉末の「新制」では犯人の家人は棄市とされたことがわかる。『宋書』何承天傳には元嘉七年ごろのこととして「吳興餘杭民薄道舉爲劫。制同籍期親補兵」という記事がみえる。『隋書』刑法志には梁律として「劫身皆斬、妻子補兵。」とある。いずれも連坐する家人への科罰が棄市から補兵へと變化したことを示している。唐律では賊盜11に「諸有所規避、而執持人爲質者、皆斬。部司及隣伍知見、避質不格者、徒二年」と規定されている。

《七〇》

諸當坐劫人以論者、其前有罪隸臣妾以上^②、及奴婢、毋坐爲民^③。者亦勿坐。

【譯】

およそ人を誘拐した罪に問われて論斷されるべき者が、以前に隸臣妾以上の罪を犯していたり、および奴婢であったならば、罪に問うことなく民となせ。民である者もまた罪に問うてはならない。

【注】

①坐劫人以論…

亡久書・符券・公璽・衡贏、已坐以論、後自得所亡、論當除不當。不當。(法律答問146)

②有罪……以上…

子牧殺父母、毆詈泰父母・父母・段大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。其子有罪、當城旦舂、鬼薪白粲以上、^④爲人奴婢者、父母告不孝、^⑤勿聽。^⑥臣^⑦子^⑧固子不孝、必三環之。三環之各不同日而尚告、乃聽之。教人不孝、黥爲城旦舂。(35~37(賊律))

③奴婢、毋坐爲民…

奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及笄、事之如奴婢。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。(162~163(亡律))

【解説】

誘拐罪に問われた者にかんする特別規定であろうが、文意がはっきりしない。「毋坐爲民」を「一般人と同じように罪に問うてはならない」と釋することもできる。

《七一~七三》

相與謀劫人^①、而能頗捕其與^②、若告吏^③、捕頗得之、除告者罪、有(又)購錢人五萬^④。所捕告得者多、以人數購之、^⑤

而勿責其劫人所得贓(贓)^⑥。所告毋得者、若不盡告其與、皆不得除罪。諸予劫人者錢財、及爲人劫者同居智(知)弗告吏^⑦、皆與劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏(偏)告吏^⑧、皆除。^⑨

73

72

71

【譯】

誘拐を謀り、誘拐をしても、その仲間をいくら捕らえることができたとき、若しくは官吏に通告し、逮捕に向かい、官吏がいくらか犯人を拘束したときは、通告した者の罪を免除し、さらに一人あたり五萬錢を賞金として與える。捕らえたり告して捕らえた人数が多いときは、その人数によって賞金を與え、誘拐犯が不正に得た財物を請求しない。通告しても犯人が捕まらなかったり、若しくは仲間をすべて通告しなかったならば、いずれも罪は免除されない。およそ誘拐犯に錢財を供與したり、誘拐された人の同居の者が知っていたながら吏に通告しなかったら、いずれも誘拐犯と同罪。誘拐犯が立ち去り、一日未滿に自らいくら捕らえることができたとき、若しくは相當な數の者を官吏に通告したときは、いずれも免除する。

【注】

①劫人…六八～六九簡 注①參照。

②能頗捕其與…「頗」は「偏(偏)」と對になり、「いくらか」の意。

今陛下承明繼成、委任公卿、群臣連與成朋、非毀宗室〔師古曰、與謂黨與也〕、膚受之愆、日騁於廷、惡吏廢法立威、主恩不及下究。〔漢書〕武五子傳)

其明年、淮南、衡山、都王謀反迹見、而公卿尋端治之、竟其黨與而坐死者數萬人、長吏益慘急而法令明察。〔史記〕平準書) 盜鑄錢及佐者、智人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、而能頗相捕、若先自告・告其與、吏捕、頗得之、除捕者罪。(206～207(錢律))

③有(又)購錢人五萬…

捕從諸侯來爲閒者一人、擿爵一級、有購二萬錢。不當擿爵者、

級賜萬錢、有行其購。數人共捕罪人而當購賞、欲相移者、許之。(150～151(捕律))

■右能捕與黨與栗次伯等一人購錢十萬知區處語吏以其言捕得之購錢人五萬起從人三萬(敦煌簡D22)

④勿責其劫人所得贓(贓)…

段鐵器、銷敝不勝而毀者、爲用書、受勿責。廐苑(秦律十八種15)

⑤同居智(知)弗告吏…

同居、謂父母、妻子之外、若兄弟及兄弟之子等、見與同居業者。〔漢書〕惠帝紀注)

盜及者它罪、同居所當坐。可謂同居。●戶爲同居、坐隸、隸不坐戶謂毆。(法律答問22)

可謂室人。可謂同居。同居、獨戶母之謂毆。●室人者、一室盡當坐罪人之謂毆。(法律答問21)

⑥偏(偏)告吏…「偏」については一簡、注⑧參照。

【解説】

誘拐罪をめぐるいくつかの關連規定。前半は誘拐犯が仲間を密告したケースについて規定する。一味全員の名を密告し、それによって些かなりとも犯人が捕らえられたならば、密告者は罪が除かれるに止まらず、犯人に懸けられていた賞金をも手に入れた。先に告することによって罪が免除されるのは他罪についても見られるが、賞金までもが與えられるのは異例。誘拐犯が仲間を密告した事例は、時代は降るが、『周書』柳慶傳にみえ、そこでは密告者の罪の免除が必ずしも通例ではなかったことになっている。一方、後半は誘拐犯を直接・間接に幫助したケースについて規定し、錢財を供與した

り、同居の者が官への告發を怠ったならば同罪とされた。『宋書』自序には「民有盜發塚者、罪所近村民、與符伍遭劫不赴救同坐」とみえ、同伍の者が誘拐阻止に協力しなければ罪せられたことが分かる。六八～六九簡の【解說】に引いた唐律賊盜11でも、逮捕に赴かなかった四隣五保に徒二年が科せられている。

《七四～七五》

盜出財物于邊關徼^①、及吏部主智（知）而出者^②、皆與盜同法。弗智（知）、罰金四兩。使者所以出^③、必有符致^④、毋符致、
吏智（知）而出之、亦與盜同法。

75 74

【譯】

不正に財物を邊境の關所や境界から出したとき、及び所轄・擔當の官吏がそれを知って出させたときは、いずれも盜と法を同じくする。知らなかったときは、罰金四兩。使者がそれによって越境するものとして、必ず符致が要るが、符致がなく、吏がそれを知っているながら出させたときも、また盜と法を同じくする。

【注】

①盜出財物于邊關徼…「徼」字については六一簡の注①參照。

及文帝崩、景帝立、鄧通免、家居。居無何、人有告鄧通盜出徼外鑄錢。下吏驗問、頗有之、遂竟案、盡沒入鄧通家、尙負責數巨萬。〔史記〕佞幸列傳〕

愚民安知市買長安中物而文吏繩以爲闌出財物于邊關乎。〔集解、應劭曰、闌、妄也。律、胡市、吏民不得持兵器出關。雖於

京師市買、其法一也。瓚曰、無符傳出入爲闌。〔史記〕汲鄭列傳 〔漢書〕汲黯傳注引應劭說では「兵器」の下に「及鐵」の二字がある。）

盜官兵持禁物闌越于邊關徼亡逐捕未得它案驗未竟（居延簡 EPT 68: 23）

諸越度緣邊關塞者、徒二年。共化外人私相交易、若取與者、一尺徒二年半、三疋加一等、十五疋加役流、私與禁兵器者、絞、共爲婚姻者、流二千里。未入・未成者、各減三等。即因使私有交易者、準盜論。〔唐律疏議〕衛禁31）

②吏部主…部（所轄）や主（擔當）の官吏
於是招進張湯・趙禹之屬、條定法令、作見知故縱・監臨部主之法、…〔漢書〕刑法志〕

盜賊發、士吏・求盜部者及令・丞・尉弗覺智、士吏・求盜皆以卒戍邊二歲、令・丞・尉罰金各四兩。令・丞・尉能先覺智、求捕其盜賊、及自劾論吏部主者、除令・丞・尉罰。〔144～145（捕律）〕

…（上略）…鄉部・官嗇夫・吏主者弗得、罰金各三兩。（5（賊律））

□發及鬪殺人而不得、官嗇夫・士吏・吏部主者、罰金各二兩、尉・尉史各一兩、而斬・捕・得・不得・所殺傷及臧物數屬所二千石官、二千石官上丞相・御史。…（下略）…〔147～148（捕律）〕

盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正典・田典・伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏・部主者弗得、罰金四兩。（201～202（錢律））

「吏主者」「吏部主者」「部者」「部主者」などの用例から「吏

部主」は「吏の部する」と「吏の主する」の意味と解する。

③使者

丞相・御史及諸二千石官使人若遣吏、新爲官及屬尉・佐以上徵若遷徙者、及軍吏・縣道有尤急言變事、皆得爲傳食。車大夫糗米半斗、參食、從者糗米、皆給草具。車大夫醬四分升一、鹽及從者人各廿二分升一。食馬如律、禾之比乘傳者馬。使者非有事、其縣道界中也、皆毋過再食。…(下略)…(232)234(傳食律)

④必有符致

吏民出入、持布錢以副符傳。師古曰、舊法、行者持符傳、即不稽留。今更令持布錢、與符相副、乃得過也。不持者、廚傳勿舍、關津苛留。『漢書』王莽傳中亡書・符・券・入門衛・衛・木久・塞門・城門之籥、罰金各二兩。(52)(賊律)

六國諸侯、谿異谷別、水絕山隔、各自治其境內、守其分地、握其權柄、擅其政令、下無方伯、上無天子、力征爭權、勝者爲右、特連與國、約重致、剖信符、結遠援、以守其國家、持其社稷、故縱橫修短生焉。『淮南子』要略訓

私市居延願以令取致謹(居延簡29・34)

…(上略)…稟大田而毋恒籍者、以其致到日稟之、勿深致。田

律(秦律十八種11)

十二、相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所內史・郡守、內史・郡守謹籍馬職物・齒・高、移其守、及爲致告津關、津關案閱、津關謹以傳案出入之。…(下略)…(509)510(津關令)

【解説】

緣邊の關徼から財物を不正に持ち出した者、およびそれを故意・過失により見過ごした官吏には盜罪が科せられた。通行證不携帯の使者を故意に見過ごした場合も同様である。通行證を持たずに關所を出入りすることは、注①『史記』汲鄭列傳臣瓚注に見えたとおり、「闌」と表現される。『新書』等齊篇には「天子宮門曰司馬、闌入者爲城旦、諸侯宮門曰司馬、闌入者爲城旦。殿門俱爲殿門、闌入之罪亦俱棄市。」として、宮殿の門の場合であるが、「闌入」への科罰がみえる。唐律衛禁25「私度關」は不法に關所を通過した者を徒一年とする。また衛禁1には關吏の責任について「故縱者、各與同罪。(餘條守衛及監門各準此。)」とまとめて規定されている。

なお譯文は、「使者がそれを用いて境より出る」と解釋したが、「使者者…」以降を「使者の以て出すところは、必ず符致有るも、符致なく、…」と訓讀することも可能である。つまり、通行證には使者の携帯する物品が記載されていたことへの言及で、「物品を出す」との解釋である。

*別譯「使者が持ち出すものにも、かならず符致が必要だが、符致がなく、…」

【七六】

盜出黃金邊關徼、吏卒徒部主者、智(知)而出、及弗索、與同罪。弗智(知)、索弗得、戍邊二歲。

【譯】

不正に黃金を邊境の關所や境界から出すとき、吏卒・徒の所轄・擔當者が知っていて出させる、及び検査しなければ、與同罪。知らな

い場合や、検査しても発見できなければ、戌邊二年。

【注】

①盗出黃金：

二、制詔御史、其令扞〔扞〕關・鄖關・武關・函谷・臨晉關、及諸其塞之河津、禁毋出黃金、諸寶黃金器及銅、有犯令（492）（津關令）

②吏卒徒部主者：

馬・牛・羊・羆、羆食人稼穡、罰主金馬・牛各一兩、四羆羆若十羊・羆當一牛、而令擣（？）稼債主。縣官馬・牛・羊、罰吏徒主者。（253）（田律）

□、相國・御史請緣關塞縣道群盜、盜賊及亡人越關、垣離・格塹・封刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服迹窮追捕。令將吏爲吏卒出入者名籍、伍人閱具、上籍副縣廷。事已、得道出入所。：（下略）：（494）（津關令）

③弗索・索とは、探し求めること。ここでは「検査」と譯す。

〔數人共捕罪人而獨自書者、勿購賞。吏主若備盜賊・亡人而捕罪人、及索捕罪人、若有告効非亡也、或捕之而非群盜也、皆勿購賞。捕罪人弗當、以得購賞而移予它人、及詐僞、皆以取購賞者坐臧爲盜。（154）（捕律）〕

【解説】

黃金を不正に持ち出すことに關する諸規定。漢代に國外持ち出しが禁じられていた財物は、黃金の他に鑄錢（七四〇七五簡の注①所引『史記』佞幸列傳鄧通傳）・馬・弩（『漢書』昭帝紀孟康注「舊馬高五尺六寸齒未平、弩十石以上、皆不得出關。：」）などがある。唐律

では衛禁30「齋禁物私度關」がこれと同様の規定である。

《七七》

□□□財（？）物（？）私自假（貸）（貸）^①、人、罰金二兩。其錢金・布帛・粟米・馬牛毆^②、與盜同法。

【譯】

（財物を？）私的に借りたり、他人に貸したら、罰金二兩。金錢、布帛、粟米、牛馬については、盜と法を同じくする。

【注】

①私自假（貸）：私自とは、私的に、許可なく等の意味

放又不以死駒付永永不當負駒放以縣官馬擅自假借坐藏爲盜請行法（居延新簡 EPT 22：200）

所謂暖姝者、學一先生之言、則暖姝姝姝而私自說也、自以爲足矣、而未知未始有物也、是以謂暖姝者也。（『莊子』徐無鬼篇）自竊開外國道以尊貴、其吏士爭上書言外國奇怪利害、求使。天子爲其絕遠、非人所樂、聽其言、予節、募吏民無問所從來、爲具備人衆遣之、以廣其道。來還不能無侵盜幣物、及使失指、天子爲其習之、輒覆按致重罪、以激怒令贖、復求使。使端無窮、而輕犯法。其吏卒亦輒復盛推外國所有、言大者予節、言小者爲副、故妄言無行之徒、皆爭相效。其使皆私縣官齋物〔師古曰、言所齋官物、竊自用之、同於私有。〕、欲賤市以私其利。（『漢書』張騫傳）爲人辯有口、刻廉剛直、行不苟合、義不取容。辟陽侯行不正、得幸呂太后、欲知建、建不肯見。及建母死、貧未有以發喪、方

假、賁服具「師古曰、賁音土得反」。(『漢書』朱建傳)

府中公金錢私賁用之、與盜同法。●可謂府中●唯縣少內爲府中、其它不爲。(法律答問32)

諸監臨主守、以官物私自賁、若賁人及賁之者、無文記、以盜論、有文記、準盜論、(文記、請取抄署之類)。立判案、減二等。即充公廩及用公廩物、若出付市易而私用者、各減一等坐之(雖賁亦同。餘條公廩準此。即主守私賁、無文記者、依盜法)。所賁之人不能備償者、徵判署之官(下條私借亦準此)。(『唐律疏議』廩庫17)

諸監臨主守之官、以官物私自借、若借人及借之者、答五十、過十日、坐贓論減二等。(『唐律疏議』廩庫18)

②其錢金、馬牛段……其「段」は「……」については、「……」に限りて言えは「」の意。

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、輒(繫)城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出段、答五十。給逋事、皆籍亡日、輒數盈卒歲而得、亦耐之。(157)(亡律)

於是天子北至朔方、東到太山、巡海上、竝北邊以歸。所過賞賜、用帛百餘萬匹、錢金以巨萬計、皆取足大農。(『史記』平準書)

【解説】
財物を私的に借貸した場合の科罰規定。簡頭が折れていて判然としないが、官物の借貸が問題とされているのであろう。秦にも同様の規定があったことは、注①所引の法律答問からも窺える。唐律では廩庫17に官物の不當な消費借貸にかんする、18に使用借貸にかんする規定がみえ(注①参照)、消費借貸については「盜」として扱わ

れる。本條において、一般の財物の場合が罰金刑であるにもかかわらず、金錢や穀物などについては盜罪とされているのは、それらの借貸を消費借貸と見なすからであろうか。

《七八・七九》

諸有段(假)於縣道官、事已、段(假)當歸。弗歸、

盈廿日、以私自假律論。其段(假)別在它所、有(又)

物故母道歸段(假)者、自言在

所縣道官、以書告假在所縣道官收之。其不自言、盈廿

日、亦以私自假律論。其段已前入它官及在縣道官廷(?)。

79

【譯】

およそ縣道官からものを借りたら、事が終われば、借りたものを返さねばならないのに、返さないことが二十日に満ちると、私自假律によって論斷する。借りたものが別の場所にある、さらに死亡して借りたものを返す方法がないときは、所屬の縣道官に自言し、縣道官が書面をもって借りたものがある場所の縣道官に傳えて、回收する。自言しないことが二十日に満ちると、これも私自假律によって論斷する。借りたものが、すでに他の官や在縣道官の廷……に入っている場合は、……。

【注】

①諸有段(假)於縣道官……

春三月甲子、立皇后衛氏。詔曰、朕聞天地不變、不成施化。陰陽不變、物不暢茂。易曰、通其變、使民不倦。詩云、九變復貫、

知言之選。朕嘉唐虞而樂殷周、據舊以鑒新。其赦天下、與民更始。諸逋貸及辭訟在孝景後三年以前、皆勿聽治〔師古曰、逋亡也。久負官物亡匿不還者、皆謂之逋。逋音布胡反。〕〔漢書武帝紀〕

②事已…

…〔上略〕…段器者、其事已及免、官輒收其段、弗亟收者有罪。●其段者死亡、有罪毋責也、吏代賞。毋擅段公器、者擅段公器者有罪、毀傷公器及□者令賞。〔秦律十八種105~107〕

③以私自段〔假〕律論…整理小組も謂うとおり、「私自假律」とは第七七簡を指すであろう。

④物故母道歸段〔假〕者…「道」は「よりて」と訓讀した。

而漢士卒物故亦數萬、…〔索隱、漢士物故。案、釋名云、漢以來謂死爲物故、物就朽故也。又魏臺訪議高堂崇對曰、聞之先師。物、無也。故、事也。言無復所能於事者也。〕〔史記〕匈奴列傳〕

單于召會武官屬、前以降及物故、凡隨武還者九人。〔師古曰、物故謂死也、言其同於鬼物而故也。一說、不欲斥言、但云其所服用之物皆已故耳。而說者妄欲改物爲勿、非也。〕〔漢書〕蘇武傳〕

夫危而不持、安用彼相。爭臣七人、無道可救。〔抱朴子〕外篇、良規篇〕

物故については、行書律二六五簡にも「一郵十二室、長安廣郵廿四室、敬事郵十八室、有物故、去」とあり、右例からして「物故」の原義は、古くなり機能しなくなるの意から引伸したものである。ここの譯を「古くなって返せない」ととることもできる。

⑤自言在所縣道官…自言とは「申したて」といった法律語。

…〔上略〕…御史以聞、請許、及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在縣官、縣官診及獄訊審死亡、皆津關、制曰可。〔508〕〔津關令〕

甲渠戌卒淮陽始□□寧□ 自言、責箕山縣長周祖從與貸錢千已得六百少四百〔居延簡 EPT 4 : 92〕

⑥已前入它官及在縣道官廷…

…〔上略〕…不幸死者、令其後先擇田、乃行其餘。它子男欲爲戶、以爲其□田予之。其已前爲戶而母田宅、田宅不盈、得以盈。宅不比、不得。〔312~313〕〔戶律〕

諸欲告罪人、及有罪先自告而遠其縣廷者、皆得告所在鄉、鄉官謹聽、書其告、上縣道官。廷士吏亦得聽告。〔111〕〔具律〕

【解説】

官から借りたものを、返却すべき時から二十日以上返さなければ、「私自假律（77〔盜律〕）」で論斷するという規定。特に事情があつて、自らの手で返却できない場合、いかなる手續きを踏むべきかについて言及する。この言及部分には「借りたものが別の場所にある」という條件がつき、借りたものを消費していないことが前提となる。秦律には「邦中之繇（徭）及公事官（館）舍、其段〔假〕公、段〔假〕而有死亡者、亦令其徒・舍人任其段〔假〕、如從興戍然。工律（秦律十八種101）」とあり、徭役中に借り主が死亡した場合は、ともに働いていた徒や舍人が借貨物を管理することになる。唐律では厩庫16に「諸假請官物、事訖過十日不還者、笞三十、十日加一等、罪止杖一百、…」とあり、十日以上から科罰の対象となつた。

《八〇》

諸盜□、皆以□。所平賣（價）直（値）論之^②。

【譯】

盜□は、何れも……評價した價格によって論斷する。

【注】

①皆以□…釋文は「罪」と釋すが、見えない。

②皆以□所平賣（價）直（値）論之…平賣とは評價した額。

後五歲、天鳳元年、復申下金銀龜貝之貨、頗增減其賣直。〔漢書〕食貨志下）

桓公問於管子曰、陰山之馬具駕者千乘。馬之平賣萬也、金之平賣萬也。吾有伏金千斤、爲此奈何。〔管子〕揆度）

芻粟節貴於律、以入芻粟時平賣入錢。（242（田律））

枚縑素上賣一匹直小泉七百枚其馬牛各且倍平及諸萬物可皆倍犧和折威侯匡等所爲平賣夫貴者徵賤物皆集聚於常安城中亦自爲極賤矣縣官市買於民（居延簡 EPT 59: 163）

【解説】

脱字があり、意味が判然としないが、贓物額の評價法について規定したものであろう。唐律では名例34に「諸平贓者、皆據犯處當時物價及上絹估。平功・庸者、計一人一日爲絹三尺、牛馬駝驢驘車亦同、其船及碾磑・邸店之類、亦依犯時賃直。庸・賃雖多、各不得過其本價。」とあり、有體物の價格評價に際しては犯行時の、犯行場所での物價に基づくのが原則であった。

《八一》

■盜律^①

鄭妃^②（？）書。

【注】

①盜律…

疏議曰、賊盜律者、魏文侯時、里悝首制法經、有盜法・賊法、以爲法之篇目。自秦漢逮至後魏、皆名賊律・盜律、北齊合爲賊盜律、後周爲劫盜律、復有賊叛律。隋開皇合爲賊盜律、至今不改。〔唐律疏議〕賊盜律篇目疏）

②鄭妃…妃は未詳。或いは「昕」に釋すべきか。

【解説】

「盜律」と篇題を記す簡であると同時に、下端に書寫人の名とおぼしい人名が見える。二四七號墓出土簡では「算數書」に、書寫人の名とおぼしい署名、及び讎校者の署名がみえる。湖南省張家界古人堤出土簡の二九簡正面の第一、二段、及び三三簡、三四簡の正面は盜律の目錄とされる。確かに列記された罪名には「盜」字の含まれるものが多いが、「盜出故（？）物」「諸詐始人」「盜主人」「盜賦與□」などを除いて、いずれも殘缺がひどく、意味が推測できるものが少ない。

《八二》

上造^①・妻以上、及内公孫・外公孫^②・内公耳玄孫^③有罪、其當刑^④及當爲城旦舂者、耐以爲鬼薪白粲^⑤。

【譯】

上造や上造の妻以上、および内公孫・外公孫・内公耳孫・内公玄

孫が罪を犯したとき、肉刑に當る、および城旦舂に當る者は、耐して鬼薪白粲とする。

【注】

①上造：

爵。一級曰公士（師古曰、言有爵命、異於士卒、故稱公士也）、二上造（師古曰、造、成也、言有成命於上也）、三簪褭、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關內侯、二十徹侯（師古曰、言其爵位上通於天子）。皆秦制、以賞功勞。徹侯金印紫綬、避武帝諱、曰通侯、或曰列侯。改所食國令長名相。又有家丞・門大夫・庶子。（『漢書』百官公卿表上）

②內公孫・外公孫：

內外公孫、國家宗室及外戚之孫也。（『漢書』惠帝紀師古注）

③內公耳玄孫・左記注④の『漢書』惠帝紀注にあるように、耳孫・玄孫は諸説あつて一致を見ないが、李斐説に従つて宗室の曾孫（耳孫）とその子（玄孫）、と今は解釋しておく。

④上造・鬼薪白粲：

十二年四月、高祖崩。五月丙寅、太子即皇帝位、尊皇后曰皇太后。賜民爵一級。……爵五大夫・吏六百石以上及宦皇帝而知名者有罪當盜械者、皆領繫。上造以上及內外公孫耳孫有罪當刑及當爲城旦舂者、皆耐爲鬼薪白粲。〔應劭曰、上造、爵滿十六者也。內外公孫謂王侯內外孫也。耳孫者、玄孫之子也、言去其曾高益遠、但耳聞之也。今以上造有功勞、內外孫有骨肉屬嬖、施德布惠、故事從其輕也……〕李斐曰、耳孫、曾孫也。張

晏曰、公孫、宗室侯王之孫也。晉灼曰、耳孫、玄孫之曾孫也。諸侯王表在八世。師古曰、上造、第二爵名也。內外公孫、國家宗室及外戚之孫也。耳孫、諸説不同。據平紀及諸侯王表説、梁孝王玄孫之（子）耳孫〔音〕。耳音仍。又匈奴傳説握衍胸鞬單于、云、烏維單于耳孫。以此參之、李云曾孫是也。然漢書諸處又皆云曾孫非一、不應難兩稱而言。據爾雅曾孫之子爲玄孫、玄孫之子爲來孫、來孫之子爲昆孫、昆孫之子爲仍孫、從已而數是爲八葉、則與晉説相同。仍、耳聲相近、蓋一號也。但班氏唯存古名、而計其葉數則錯也。嬖音連。〔民年七十以上若不滿十歲有罪當刑者、皆完之。〕（『漢書』惠帝紀、高祖十二年）

……（上略）……令、所取荆新地多群盜、吏所與與群盜遇、去北、以儻之不關律論。律、儻之不關、斬。纂遂縱囚、死罪囚、黥爲城旦、上造以上耐爲鬼薪、以此當庫。●當之、庫當耐爲鬼薪。●庫。●（奏讞書）⑮ 157（159）

遊士在、亡符、居縣貲一甲、卒歲、責之。●有爲故秦人出、削籍、上造以上爲鬼薪、公士以下刑爲城旦。●遊士律。（秦律雜抄4（5））

【解説】

上造以上の有爵者とその妻、および一定範囲内の宗室成員が肉刑・城旦刑に相當する罪を犯したとき、耐鬼薪白粲刑に當てることとを規定する。注⑤に挙げた通り、同様の措置は『漢書』惠帝紀にみえ、睡虎地秦簡・奏讞書にも類似する規定がある。

《八三》

公士・公士妻及□□行年七十以上③、若年不盈十七歲、

有罪當刑者、皆完之。

【譯】

公士や公士の妻、および□□年齡が七十以上、もしくは年齡が十七歳に滿たず、罪を犯して肉刑に當たる場合は、いづれも完とする。

【注】

①公士…圖版では、「公士……若年」の文字が不鮮明で、確認できない。公士については八二簡注①に引く『漢書』を参照。

②公士・公士妻…皆完之…

律曰、諸有縣官事、而父母若妻死者、歸寧卅日、大父母・同產十五日。勞悍、完爲城旦舂、鐵絮其足、輸巴縣鹽。教人不孝、次不孝之律。不孝者棄市。棄市之次、黥爲城旦舂。當黥公士・公士妻以上、完之。奸者、耐爲隸臣妾。捕奸者必案之校上。〔奏讞書〕② 180(183)

③□□行年七十以上…有罪當刑者、皆完之…

民年七十以上若不滿十歲有罪當刑者、皆完之。〔漢書〕惠帝紀高祖十二年)

則夫人行年七十有二、齟然而齒墮矣。〔荀子〕君道 『韓詩外傳』卷四では「即太公年七十二、齟然而齒墮矣。」

【解説】

公士とその妻、および老人と未成年が肉刑に相當する罪を犯したとき、それを完刑に換えることを規定する。上造以上と違い、公士は城旦刑を避けることはできなかった。肉刑についても、八二簡注⑤所引の睡虎地秦簡では公士が「刑」に當てられており、この條文との

關係を考える必要がある。老人と未成年にかんする部分は、前條と同じく惠帝紀の詔にも同様のものが見えるが、そこでは「不滿十歲」となっている。いづれにせよ二年律令中にみえる「老小不當刑」とは、この條文にみえる七十以上、十七未滿を指すものであろう。

《八四》

□□。殺傷其夫、不得以夫爵論。

【譯】

……その夫を殺傷すれば、夫爵を以って論斷することはできない。

【注】

①□□…圖版によれば、「傷其夫」の上に三文字あり、その一番下が「殺」、残りの二文字は不明。

②以夫爵論…「女性が夫の爵位に準ずる」という規定に従って論斷する。

女子比其夫爵。(372(置後律))

凡婦人、從其夫之爵位。〔禮記〕雜記上)

(王)葬以太皇太后詔賜宮策曰、太師大司徒扶德侯(馬宮)上書言、前以光祿勳議故定陶共王母諡、曰婦人以夫爵尊爲號、諡宜曰孝元傳皇后、稱渭陵東園。臣知妾不得體君、卑不得敵尊、而希指雷同、詭經辟說、以惑誤上。…〔漢書〕馬宮傳)

【解説】

八二・八三簡ですで見られたとおり、女性にはその夫の爵位に

應じて様々な優免特權が與えられる。唐律においても名例12に「諸婦人有官品及邑號、犯罪者、各依其品、從議・請・減・贖・當・免之律、不得陰親屬。若不因夫・子、別加邑號者、同封爵之例。」とあり、自ら官品や邑號をもつ女性であれば、それに従って優遇するとされており、通常は夫の官品等に従ったことが同時に見て取れる。本條は、妻が夫を殺傷した場合は、夫の爵位から何らかの優遇を得ることはないとする。

《八五》

呂宣王^①・内孫・外孫・内耳孫・諸侯王子^②・内孫・耳孫、徹侯^③・子・内孫有罪、如上^④造^⑤・妻以上。

【譯】

呂宣王の内孫・外孫・内耳孫・内玄孫と諸侯王の子・内孫・耳孫、および徹侯の子・内孫が罪を犯したときは、上造や上造の妻以上と同じように扱う。

【注】

①呂宣王…呂后の父を追尊した稱號。

臨泗侯呂公以漢王后父賜號。元年封、四年薨、高后元年追尊曰

呂宣王。〔漢書〕外戚恩澤侯表)

又封諸呂凡六人皆爲列侯、追尊父呂公爲呂宣王、兄周呂侯爲悼武王。〔漢書〕外戚傳上)

②徹侯…八二簡注①に引く『漢書』を参照。

【解説】
八二簡に記された處遇を、呂氏一族や諸侯王・徹侯の子孫にも認めたもの。「二年律令」の「二年」を呂后二年に比定する大きな論據とされる條文である。呂宣王の子に言及がないことは、様々な可能性が考えられる。(一)呂后自身が含まれるから、(二)子はすでに死亡していたから、(三)子については別に規定を設けた、などである。

《八六》

吏民^①有罪當答^②、謁^③罰金一兩以當答者、許之。有罪年不盈十歲、除^④。其殺人、完爲城旦舂。

【譯】

吏や民が罪を犯して答に當たるとき、罰金一兩を答に當てることを申請した場合は、これを許す。罪を犯した者の年齢が十歳に満たないならば、罰を免除する。人を殺したならば、完して城旦舂とする。

【注】

①吏民…吏と民(爵を有さない者)。

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、舂(繫)城旦舂。公士・公士妻以上作官府。皆償亡日。其自出毆(也)、答五十。給通事、

皆籍亡日、耐數盈卒歲而得、亦耐之。〔詁(亡律)〕

②答…三三簡注②参照。答と罰金との關係については左の史料が参考になる。

郵人行書、一日一夜行三百里。不中程半日、答五十。過半日至盈一日、答百。過一日、罰金二兩。郵吏居界過書、弗過而留之、

半日以上、罰金一兩。書不當以郵行者、爲送告縣道、以次傳行之。諸行書而毀封者、皆罰金一兩。書以縣次傳、及以郵行、而封毀、縣□劾印、更封而署其送微曰、封毀、更以某縣令若丞印封。(273)275(行書律)

③謁・四四簡の注②參照。

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵(秦律十八種155)156

④有罪年不盈十歲、除

壹赦曰幼弱、再赦曰老旄、三赦曰憊愚。「注、鄭司農云、幼弱老旄、若今律令年未滿八歲八十以上、非手殺人、他皆不坐。」(『周禮』秋官司寇・司刺)

【解説】

まず笞刑を罰金で代替することを認める規定が記される。續いて十歳未滿の者が罪を犯しても、殺人罪以外は罪に問われないことが述べられる。注④に引いた漢律も、「八歳未滿、八十歳以上」については殺人罪でなければ罪に問わないとする。十歳未滿の者は責任能力が認められておらず、乞鞠(115)(具律)や告(134)(告律)を行うこともできない。『漢書』刑法志にみえる成帝の「令」には「年未滿七歳、賊鬪殺人及犯殊死者、上請廷尉以聞、得減死。」とあり、七歳未滿の者が殺人を犯しても、死刑は適用しないとされている。

《八七》

□^①所與^②同鬼薪白粲也、完以爲城旦舂。

【譯】

……關與する者(の罪?)が鬼薪白粲と同じならば、完して城旦舂とする。

【注】

①圖版から推測して、「所與」の上に十字程度の文字があったと思われる。

②所與…與とはあずかる、關與する。
諸與人妻和奸、及其所與皆完爲城旦舂。其吏也、以強奸論之。(192)(律律)

二年春三月庚午、大司馬大將軍光薨。詔曰、大司馬大將軍博陸侯、宿衛孝武皇帝三十餘年、輔孝昭皇帝十有餘年、遭大難、躬秉義、率三公・諸侯・九卿・大夫定萬世策、以安宗廟。天下蒸庶、咸以康寧。功德茂盛、朕甚嘉之。復其後世、疇其爵邑、世世母有所與(師古曰、與讀曰豫)。功如蕭相國。(『漢書』宣帝紀)

【解説】

前半が不明なので、句點も確としない。續き方次第では「…所與同。鬼薪白粲也、完以爲城旦舂。」という文章も考えられる。

《八八・八九》

有罪當黥、故黥者劓^①之、故劓者斬^②左止^③(趾)、者斬^④右止^⑤(趾)、者府^⑥(腐)之。女子當磔若要(腰)斬者棄市、當斬爲城旦者黥爲舂、當贖斬者贖黥、當耐者贖耐。

【譯】

罪を犯して黥に當るとき、さきに黥された者は劓とし、さきに劓された者は斬左趾とし、斬左趾にされた者は斬右趾とし、斬右趾とされた者は腐刑とする。女子で、磔もしくは腰斬に當る者は棄市とし、斬城旦に當る者は黥舂とし、贖斬に當る者は贖黥とし、耐に當る者は贖耐とする。

【注】

①府・腐に通じる。睡虎地秦簡でも同様の假借がみえる。

贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩。贖斬・府、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。贖零、金八兩。有罪當府者、移內官、內官府之。(119 (具律))

【解説】

「：斬右止者府之」までは既に肉刑を受けている人間にさらに肉刑を加える場合の規定。「奏讞書」④では、すでに「黥劓」とされている者が「黥城旦」に相當する罪を犯し、「斬左止爲城旦」とされている。「黥劓・斬左止」という順序は睡虎地秦簡法律答問1-2からも窺える。後段の「女子：」以下は被刑者が女性である場合の特別規定。斬を黥とする具體例は「三三五簡(告律)、耐を贖耐とするのは一五七簡(亡律)」などに見える。

《九〇〇九二》

有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇、耐爲隸臣・妾。及收人、有耐罪、輟(繫)城旦舂六歲。輟(繫)日未備、而復有耐罪、完

90

爲城旦舂。有罪耐以上、黥之。其有贖罪以下、及老小不當刑の、盡者、皆笞百。城旦刑盡而盜賊(贓)百一十錢以上、若賊傷人、及殺人而先自告也、皆棄市。

92 91

【譯】

罪を犯して耐に當たり、法に耐の刑名が確定されていない場合は、庶人以上は耐司寇とし、司寇の者は耐隸臣妾とする。隸臣妾および官に沒收された者が耐刑を科せられたら、繫城旦舂とすること六年。拘禁の期日が未だ満たぬうちに再度耐刑を科せられたら、完城旦舂とする。城旦舂の者が耐以上の科せられたら、黥刑とする。その贖刑以下の者、及び老人・年少で肉刑が適用されない、または所定の肉刑が執行され盡くした者は、いづれも笞百。城旦刑で、所定の肉刑が執行され盡くしていても、百十錢以上の盗みを働いた、もしくは人を賊傷するか、人を殺して自首すれば、いづれも棄市とする。

【注】

①有罪當耐、其法不名耐者…六簡(賊律)「船人渡人而流殺人、耐之」のように、耐隸臣妾などの具體的な刑名が律文に規定されていない場合をいう。

②司寇耐爲隸臣妾…

司寇盜百一十錢、先自告、可論。當耐爲隸臣、或曰貲二甲。(法律答問8)

③收入…三八簡注①參照。

④繫城旦舂六歲…

當耐爲隸臣、以司寇誣人、可論。當耐爲隸臣、有輟城旦六歲。

〔法律答問118〕

…〔上略〕…其非故也、而失不□□其贖論之。爵戍四歲及殺城旦春六歲以上罪、罰金四兩。贖死…〔中略〕…戍不盈四歲・殺不盈六歲、及罰金一斤以上罪、罰金二兩。…〔下略〕…〔95〕97〔具律〕

⑤繫日未備…拘禁の期日がまだ滿了していない、の意。
隸臣妾殺城旦春、去、已奔、未論而自出、當治五十、備繫日。
〔法律答問132〕

⑥贖罪…「贖罪」は「耐罪」のすぐ下に位置した。
鬼薪白粲有耐罪到完城旦春罪、黥以為城旦春、其有贖罪以下、答百。〔120〕〔具律〕

⑦其有贖罪以下、及老小不當刑、刑盡者、皆答百…
…〔上略〕…其有贖罪以下及老小不當刑・刑盡者、皆答百。刑盡而賊傷人、及殺人先自告也、棄市。…〔下略〕…〔122〕〔具律〕
公士、公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歲、有罪當刑者、皆完之。〔83〕〔具律〕

諸年七十以上・十五以下及廢疾、犯流罪以下、收贖。〔疏議曰、依周禮、年七十以上及未亂者、並不為奴、…〕〔唐律疏議〕名例30

⑧刑盡…刑とは肉刑の意であり、「刑盡」とは「刑期が盡きる」という意味ではなく、黥・劓・斬趾という段階的に設定された肉刑が全て執行され盡くしたという意味にとらねばならない。肉刑の段階的執行については八九簡がその例となる。所定の肉刑を施行し盡くした者、の意か。

⑨贓百一十以上・五五簡〔盜律〕によれば百一十錢以上二百二十錢未滿は耐隸臣妾。

⑩自告…未だ發覺せざる犯罪事實に限って、犯罪事實を行爲者自ら官に告知すること。すなわち今日の「自首」と同じ。

當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賕枉法、守縣官財物而即盜之、已論命復有答罪者、皆棄市。〔師古曰…殺人先自告、謂殺人而自首、得免罪者也。…〕〔漢書〕刑法志

⑪賊傷人及殺人、而先自告也、皆棄市…具律にも同様の文あり〔注⑦所引122簡〕。

告不審及有罪先自告、各減其罪一等、死罪黥為城旦春、城旦春罪完為城旦春、完為城旦春罪□、〔127〕〔告律〕

【解説】

まず、法文に「これを耐にす」とあるのみで、具體的には如何なる刑罰とすべきか明記されていない場合について、細則を規定する。庶人であれば耐司寇で、これが通常の科罰なのであるが、もし被刑者が刑徒であれば、すでに服している勞役に應じて隸臣妾・期限付きの城旦春・城旦春、と改めてより重い勞役が當てられる。續いて、城旦春が耐刑を犯した場合は黥刑が附加されるとしたうえで、城旦刑徒が罪を犯したときの處遇が規定される。城旦刑徒ではあるが、①犯した罪が輕微である〔贖罪以下〕場合、②年齢その他の理由から肉刑を加えることができない場合、は答刑が加えられる。②のうち、「刑盡」であるがゆえに肉刑のかわりに答刑とされる者については、特定の犯罪を犯した場合は答刑による代替が許されず、死刑とされる。〔特定の犯罪〕とは ①百十錢以上の盜罪〔耐隸臣・黥城旦〔55〕56〔盜律〕〕②賊傷人〔黥城旦〔25〕〔賊律〕〕③殺人而先自告〔黥城旦〔127〕〔告律〕〕である。城旦刑徒が耐罪以上を犯したならば、黥刑、さらにはより重度の肉刑が累加されてゆくのであろう

(88)(89(具律))が、②はそうした肉刑の累加が不可能な場合の規定である。肉刑を施行し盡くした(これ以上肉刑を施しようがない)者も②の範疇に入るが、老小とは違い、一定の罪を犯した場合は死罪とされてしまう。

《九三(九八)》

鞠(鞠) 獄故縱・不直^①、及診^②・報^③・辟^④故弗窮審者、死罪、斬左止(趾)爲城旦、它各以其罪論之^⑤。其當轂(繫)城旦舂、作官府^⑥償日者、

罰歲金八兩、不盈歲者、罰金四兩。

●□□□□兩、購^⑦・没入^⑧・負債^⑨、各以其直(值)數負之。其受毆者、駕(加)其罪二等。所予臧(贓)罪重、以重者

論之、亦駕(加)二等。其非故也、而失^⑩不

□□以其贖論之。爵戌^⑪四歲及轂(繫)城旦舂六歲以上罪、罰金四兩。贖死・贖城旦舂・鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓鼻、

戍不盈

四歲、轂(繫)不盈六歲、及罰金一斤以上罪、罰金二兩。

轂(繫)不盈三歲、贖耐・贖遷(遷)、及不盈一斤以下罪、

購^⑫・没入^⑬・負債^⑭・日作縣

官^⑮罪、罰金一兩。

【譯】

取り調べて故意に罪を見逃したり、罪に輕重をつけたり、及び診問や判決の報告に於いて罪を避けようとして故意に審理を盡くさない場合は、死罪ならば斬左止城旦とし、その他の刑なら同じ刑によってこれを論斷する。繫城旦舂に當てられ、官府で勞役して所定

の日數を償った場合は、一年ごとに八兩の罰金を科し、一年に満たない場合は、罰金四兩。……兩、賞金・財産沒收・損害賠償を科されたのであれば、それぞれの相當額を負擔する。賄賂を受け取った場合は、刑二等を加重する。もし收賄による贓罪の方が重ければ、重い方の刑でその者を論斷した上で、やはり罪二等を加重する。故意によるのでなく、誤ってしなかったのであれば、それに應じた贖刑によって論斷する。戌邊四年及び繫城旦舂六年以上の刑であれば、罰金四兩。贖死・贖城旦舂・「贖」・鬼薪白粲・贖斬宮・贖劓鼻、四年未滿の戌邊、六年未滿の繫城旦舂、及び罰金一斤以上の罪であれば、罰金二兩。三年未滿の繫城旦舂、贖耐・贖遷、及び罰金一斤未滿の罪、購・財産沒收・損害賠償・官署での勞役によって所定の日數を償う刑であつたならば、罰金一兩。

【注】

①鞠獄故縱・不直…不直とは、原義は「正直でない」という意であるが、法律用語として特に「故縱」と對になつて使われる場合、限定された意味を持つ。それは、(1)故縱は故意に見逃すこと。不直は量刑に恣意的輕重を加えること。(法律答問)、(2)故縱は、罪を輕減・免除する。不直とは、罪を着せる、罪を加重する(晉灼說)の二説がある。今、法律問答に従つて譯をつけておく。

鞠、窮治辜人。(《說文解字》十篇下)

湯掘窟得盜鼠及餘肉、劾鼠掠治、傳爰書、訊鞠、論報、并取鼠與肉、具獄獄堂下。〔集解、蘇林曰、…鞠、窮也。張晏曰、…鞠、一吏爲讀狀、論其報行也。〕〔《史記》酷吏列傳〕
太始三年、坐爲太常鞠獄不實、入錢百萬贖死、而完爲城旦。

「如淳曰、鞠者以其辭決罪也。晉灼曰、律說、出罪爲故縱、入罪爲故不直。」〔漢書〕孝武功臣表 新時侯趙弟

臣敵賊殺無辜、鞠獄故不直、…〔漢書〕張敞傳

張湯用峻文決理爲廷尉、於是見知之法生、〔集解、張晏曰、吏見知不舉劾爲故縱。〕〔史記〕平準書

湯欲致其文丞相見知、丞相患之。〔集解、張晏曰、見知故縱、以其罪罪之。〕〔史記〕酷吏列傳

効人不審、爲失、其輕罪也而故以重罪効之、爲不直。〔112（具律）〕

論獄【何謂】不直。可謂縱囚。罪當重而端輕之、當輕而端重之、是謂不直。當論而端弗論、及傷其獄、端令不致、論出之、是謂縱囚。〔法律答問93〕

②診…鞠獄に先立つ諸事項・狀況の確認もしくは檢分。

診問、蒼・信・丙・贅、皆關內侯。信有侯子居雒陽楊里、故右庶長、以堅守樊陽、賜爵爲廣武君、秩六百石。蒼、壯平君、居新郢都隱（？）里。贅、咸昌君、居故市里。丙、五大夫、廣德里。皆故楚爵、屬漢以比士、非諸侯子。布・餘及它當坐者、縣論。它如弊。…（下略）…〔奏讞書〕⑩88（90）

奪首 軍戲某爰書、某里士五甲縛詣男子丙、及斬首一、男子丁與偕。甲告曰、甲、尉某私吏、與戰刑丘城。今日見丙戲、直以劍伐瘡丁、奪此首、而捕來詣。診首、已診丁、亦診其瘡狀。〔封診式31（33）〕

③報…注①所引『史記』酷吏列傳參照。判決の裁可を下すこと。報、當舉人也。〔說文解字〕十篇下

④辟故弗窮審者…「辟」は「避」に通じる。知吏賊傷奴、辟報故不窮審。〔蘇林曰、辟、迴也。報、論也。〕

斷獄爲報。故言有故也。不窮審、不窮盡其事也。師古曰、蘇說非也。言爲游微避罪而妄報文書、故不窮治也。辟讀曰避。〔漢書〕胡建傳

⑤死罪、斬左止（趾）爲城旦、它各以其罪論之…見知故縱、以其罪罪之也。〔注①所引『史記』酷吏列傳 張晏注〕

匿罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各與同罪…（下略）…〔157（亡律）〕

⑥作官府償日…特定の日數、官府で勞役に從事すること。〔作〕とは居作、つまり勞役につくこと。

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、毆城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。…（下略）…〔157（亡律）〕

將上不仁邑里者而縱之、可論。當毆作如其所縱、以須其得、有爵、作官府。〔法律答問63〕

百姓有母及同姓爲隸妾、非適罪毆而欲爲冗邊五歲、毋賞與日、以免一人爲庶人、許之。●或贖妻、欲入錢者、日八錢。司空〔秦律十八種151（152）〕

この部分は、「作官府」で區切り、「その繫城旦舂に當るは、官府で作す。日を償う場合は、罰すること歳ごとに金八兩」との解釋、または「繫城旦舂に當たるものと官府で作するもので、日を償う場合は、罰すること歳ごとに金八兩」との解釋などが他に考えられる。

⑦購…賞金の意。六一簡注⑤參照。

ここでは没入・負債（さらに下文では償日作縣官罪）と並列されるので、何らかの財産的負擔をとまなう罪か、誤って過大に賞金を出しすぎた場合などが想定されうる。

⑧失…晉律においては、「失」と「過失」とは區別されており、二年律令においても「過失」という語は二一簡にみえる。行爲者は正しいと思つて爲したものが、不正確な結果に終わったことが、「失」という意味であろう。用語解説を参照。

其知而犯之謂之故、意以爲然謂之失、…不意誤犯、謂之過失…〔晉書〕刑法志)

告、告之不審、鞠之不直、故縱弗刑、若論而失之、及守將奴婢而亡之、篡遂縱之、及諸律令中曰同法・同罪、其所與同當刑復城旦舂、及曰黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦舂、及刑界主之罪也、皆如耐罪然。其縱之而令亡城旦舂・鬼薪白粲也、縱者黥爲城旦舂。(107-109 (具律))

劾人不審、爲失、其輕罪也而故以重罪劾之、爲不直。(112 (具律))

⑨爵戍…注釋は「爵」を衍字とする。爵戍では意味が通じない。

⑩贖死・贖城旦舂…
贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩。贖斬・府、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、金十二兩。贖麥、金八兩。有罪當府者、移內官、內官府之。(119 (具律))

⑪作縣官…官署で勞役につく。

…(上略)…其非從軍戰虜也、作縣官四更、不可事、勿事…
(下略)…(408-409 (徭律))

【解説】

裁判の過程で不正をはたらき、不當な刑罰(あるいは賞金)を與えた官吏への罰則。基本的に不當に與えられた處置(あるいは不當に避けられた處置)が官吏に科せられるとおぼしい。ただし死罪の場

合は斬左止城旦、期限付きの勞役の場合は罰金刑に當てられる。賄賂を受け取つて不正を働いた場合は刑が二等加重され、收賄によつて科せられる刑(60 (盜律))のほうが重ければ、そちらに二等加重される。一方、不當な處置をしたものの、それが故意ではなかった場合は、その處置の程度に從つて財産刑(贖刑・罰金刑)が科せられた。過失の場合は贖とする法理に從つたものであろう(21 (賊律))など。唐律では斷獄19に「諸官司人入罪者、若人全罪、以全罪論、從輕入重、以所剩論、刑名易者、從答入杖、從徒入流亦以所剩論、從答杖入徒流、從徒流入死罪亦以全罪論。其出罪者、各如之。」とあり、本來科せられるべきであつた刑罰と實際に科せられた刑罰との差が官司に科せられた。「失入」の場合は三等が、「失出」ならば五等が減じられる。

なお、九四簡は記事の下に大きな空白があり、ここで一旦條文が終わるとも見えるが、釋文に從つて一連のものとして譯出した。

《九九》

一人有數^①罪、以其重罪^②之。

【譯】

一人で數…罪を犯したら、その中の重い罪でこれを科罰する。

①一人有數^①…切れ目は完全に分離。間に何か缺けている可能性もあるが、ここであつて、簡頭が缺けている可能性もある。

②一人有數罪、以其重罪罪之…

二月、公侵宋。曷爲或言侵、或言伐。恠者曰侵、精者曰伐、戰不言伐、圍不言戰、入不言圍、滅不言入、書其重者也。〔何休

注、明當以重者罪之、猶律、一人有數罪、以重者論之。……」
 『春秋公羊傳』莊公十年)

一夫而被此五刑。〔鄭注、被此五刑、喻犯數罪也。犯數罪、猶以上一罪刑之、此當是據漢律爲說。〕〔『尚書大傳』甫刑〕

【解説】

併合罪において、主刑は一番重いものを一つ取るという、吸收主義を明言した規定。唐律名例45「諸二罪以上俱發、以重者論。…」と共通する法理である。

《100》

□□□□□、以其罪論之。完城旦舂罪、黥之。鬼薪白粲罪、黥以爲城旦舂。其自出者、死罪、黥爲城旦舂、它罪、完爲城旦舂。

【譯】

……したら、その罪によってこれを論斷する。完城旦舂の罪であれば、黥刑とする。鬼薪白粲の罪であれば、黥城旦舂。自ら出頭すれば、死罪なら黥城旦舂とし、その他の罪であれば完城旦舂とする。

【注】

①自出…逃亡者が自ら出頭すること。

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、舛城旦舂、…(中略)…其自出毆、笞五十…(下略)…(157)(亡律)

匿罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各與同罪。其所匿未去而告之、除。諸舍匿罪人、罪人自出、若先自告、罪減、亦減舍匿者罪。

所舍(167)(亡律)

【解説】

斷簡により詳細は不明。「自出」の他例から、前半の缺字の部分は、例えば犯罪者を故意に逃亡させた場合(一〇八～一〇九簡(具律))の「縱之」の(こときもの)などが考え得る。

《101》

諸欲告罪人、及有罪先自告。而遠其縣廷者、皆得告所在鄉、官。謹聽、書其告、上縣道官。廷士吏亦得聽告。

【譯】

およそ罪人を告そうとしたり、罪を犯して自首しようとして、その縣廷まで遠い者は、いずれも地元の郷に告することができる。郷官は嚴正に受理し、その告を記録し、縣道の官に上申する。縣廷の士吏も告を受理することができる。

【注】

①先自告…「自告」については九〇～九二簡注⑩参照。先自告は、自告を嚴密に表現したもの。

當娶、其妻先自告、當包。(法律答問62)

②郷官…

使郵亭郷官皆畜雞豚、以贍鰥寡貧窮者。〔師古曰、…郷官者、郷所治處也。〕〔『漢書』循吏傳 黃霸。〕

③謹…一九簡の注②参照。

④廷士吏…廷は縣廷。士吏は官職名。【解説】参照。

●甲渠言鉞庭士吏李奉隊長陳安國等年老病請斥免言府●一事
集封□(居延簡 EPT 51: 319)

盜賊發、士吏・求盜部者、及令・丞・尉弗覺智、士吏・求盜皆以卒戍邊二歲、…(下略)…(144(捕律))

不當戍軍中而稟者、皆貲二甲。…(中略)…令・尉・士吏弗得、貲一甲。…(下略)…(秦律雜抄 11、12)

●戍律曰、同居毋并行、縣嗇夫・尉及士吏行戍不以律、貲二甲。(秦律雜抄 39)

⑤上縣道官・廷士吏亦得聽告…しを無視すれば、廷で句斷すべき可能性もある。

…(上略)…上籍副縣廷…(下略)…(495(津關令))
…(上略)…上其物數縣廷…(下略)…(179(收律))

【解説】

告訴・告發の受理にかんする特別規定。告訴・告發は縣において受理されるのが大原則であったが、縣から遠く離れた地の者については、郷などに告訴・告發することが認められた。「士吏」は居延・敦煌簡においては、候官の武吏として見えるが、重要な部や燧に候官から派遣され、軍事の任に當たることもあった。候官は民政系統の縣に相當し、士吏が縣にも存在したことは注③の睡虎地秦簡からも窺える。候官の士吏のあり方から類推すれば、本條は、本來郷官ではない士吏が、何らかの事情で郷にいた場合でも告發を受け付けることができる、という意味であろう。唐令では「諸諸辭訴皆從下始先由本司本貫、或路遠而蹟礙者、隨近官司斷決之、…」とされ、通常訴えは本貫のある縣にたいしてなされるが、支障がある場合は「隨近官司」に訴えることが許されていた(『唐令拾遺』公式令 40)。

《二〇二—二〇三》

縣道官守丞。毋得斷獄及讞(讞)②。相國③。御史及二千石

官所置守、段(假)④吏、若丞缺、令一尉⑤爲守丞、皆得

斷獄、讞(讞)獄⑥。

皆令監臨。庫(卑)官⑦、而勿令坐官⑧。

103 102

【譯】

縣や道の官の守丞は案件を論斷したり上級官署に判斷を仰いだりすることはできない。相國、御史及び二千石の官が置いた守吏、假吏、もしくは丞が缺けて一人の尉が守丞となったものは、いずれも案件を論斷したり、上級官署に判斷を仰いだりすることができる。獄：【(また) いずれも卑官を監臨させるが、職務上のことで罪に問われることはない。】

①守丞…眞丞が不在につき、卑秩の者を假りに任じたもの。

守丞、謂郡丞之居守者。一曰郡守之丞、故曰守丞。(『漢書』陳勝傳 師古注)

勝傳 師古注)

守丞、兼守之丞也。(『後漢書』來歷傳 李賢注)

②斷獄及讞(讞)。「斷獄」は具體的には判決を下して裁判を完了させること、ひいては「裁判」の意。「讞」は疑義のある案件

について上級の判斷を仰ぐこと。

至於秦始皇：躬操文墨、晝斷獄、夜理書(『漢書』刑法志)

高皇帝七年、制詔御史、…自今以來、縣道官獄疑者、各讞所屬

二千石官、二千石官以其罪名當報之。所不能決者、皆移廷尉、

廷尉亦當報之。廷尉所不能決、謹具爲奏、傳所當比律令以聞。

「王先謙補注、讞者、平議其罪而上之。」(『漢書』刑法志)。

③相國…

相國・丞相皆秦官、金印紫綬、掌承天子助理萬機。秦有左右、高帝即位、置一丞相、十一年更名相國、綠綬。〔漢書〕百官公卿表上〕

④假吏…臨時の官か。

武與副中郎將張勝及假吏常惠等募士斥候百餘人俱。〔師古曰、假吏猶言兼吏也。時權爲使之吏、若今之差人充使典矣。〕〔漢書〕蘇武傳〕

建武七年三月丁酉、詔曰、…宜且罷輕車・騎士・材官・樓船士及軍假吏、令還復民伍。〔軍假吏謂軍中權置吏也。〕〔後漢書〕光武帝紀下〕

⑤尉…

尉大縣二人、小縣一人。本注曰、…尉主盜賊。凡有賊發、主名不立、則推索行尋、案察姦宄、以起端緒。〔應劭〕漢官曰、大縣丞左右尉、所謂命卿三人。小縣一尉一丞、命卿二人。〕〔續漢書〕百官志五〕

⑥獄（讞）…獄…以下の理由で一〇二と一〇三は接続しないと思われる。

I 讞字の下のを尊重し、そこで一旦文章が切れるとすれば、次簡と文意がつながらないこと。

II 「令」の字形が異なる。

III 簡の出土位置が離れている。（一〇二簡の隣は一〇四簡である）

IV 意味上、一〇二が一〇四と接続すると思った方が理解しやすい。

⑦監臨…統轄監督

秋七月、詔曰、吏受所監臨、以飲食免、重。受財物、賤買貴賣、

論輕。廷尉與丞相更議著令。〔漢書〕景帝紀〕

⑧卑官…官秩の低い官

吏官痺（卑）而爵高、以宦皇帝者爵比賜之。（294（賜律））

…（上略）…官當夫免、效其官而有不備者、令與其裨官分、如其事。…（下略）…（秦律十八種83）

⑨坐官…職務に關すること處分されること。

吏坐官以負賞、未而死、及有罪以收、挾出其分。（秦律十八種83（84））
吏坐官當論者、毋逕免・徙。（350（效律））

【解説】

守丞の、裁判における職權の範圍について規定する。守官とは某官心得というべきもので、卑秩の官職にあつて高秩の職を兼ねたもの、あるいは敕命官たる資格を具備せぬ者を假りに任じたもの、と先行研究では定義される。こうした立場にある守丞には、判決を下す權限、あるいは暫定的に判決を下し、その可否を上級に問う權限も認められない。「相國」以下は、兼官・臨時の官でありながら、特別に判決を下すことが認められた者について述べる。「相國」所置守が通常の守官とどのような點で異なるのか、確としない。整理小組は一〇二簡を一〇三簡につなげて釋讀するが、注⑥に述べた理由から、ここでは分けて譯しておく。

《一〇四～一〇六》

事。當治論者、其令・長・丞或行鄉官。視它事、不存、及病、而非出縣道界也、及諸都官令・長・丞行離官。有它事。

而皆其官之事也^⑥、及病、非之官在所縣道界也^⑦、其守丞及令・長若眞丞存者所獨斷治論有不當者、令眞令・長 105
丞不存及病者皆共坐之、如身斷治論及存者之罪。唯調屬所二千石官者^⑧、乃勿令坐。 106

【譯】

裁判において治論の任に當たる者について、もし令・長・丞が郷官を巡行し、他の公務に従事して不在であったとき、および病氣であっても縣や道の境界からは出ていないとき、および諸の都官の令・長・丞がその附屬機關を巡行して他の公務に従事していたとしても、いずれも職務の範圍内であったとき、および病氣であっても官の所在地である縣道の境界からは出ていないとき、守丞・守令・守長もしくは戰場にいた眞丞が單獨で詮議し、判決を下した際、不當なものがあつたならば、眞令・眞長・眞丞で不在および病氣の者は、いずれも、自らが詮議・判決を下して科せられる、および戰場にいた者が科せられるのと同じ處罰となる。ただし所屬する二千石の官に報告した場合は、罪に問われない。

【注】

①事…一〇二簡とつなげて讀めば「獄事」となる。

後侍御史治實、…奏請覆治、劾廷尉・少府縱反者。少府徐仁即丞相車千秋女婿也。故千秋數爲侯史吳言。恐光不聽、千秋即召中二千石、博士會公車門、議問吳法。…延年乃奏記光爭、以爲、…聞者民頗言獄深、吏爲峻詆、今丞相所議、又獄事也。如是以及丞相、恐不合衆心。…〔漢書〕杜延年傳

②治論…取り調べ、判決をくだすこと。後文の「斷治論」はそれら

手續きを處斷することか。

河東人李文嘗與湯有卻、…湯有所愛史魯謁居、知湯不平、使人上蜚變告文姦事、事下湯、湯治論殺文。〔史記〕酷吏列傳 張湯

③行郷官…「郷官」は一〇一簡の注②参照。行とは巡視、巡行。

〔元年秋七月〕廷尉信謹與丞相議曰、吏及諸有秩受其官屬所監、所治、所行、所將、其與飲食計償費、勿論。〔師古曰、行謂按察也。〕〔漢書〕景帝紀

者、聽。券書上其廷、移居縣道、居縣道皆封臧。〔426（金布律）〕吏各循行其部中、有疾病色（？）者收食、寒者段衣、傳詣其縣。〔286（賜律）〕

④視它事…他の公務に従事する。

居數月、病有瘳、視事。〔史記〕平津侯主父列傳

…（上略）…史・卜受調書大史・大卜而述・留、及置不視事盈三月、斥勿以爲史・卜。…（下略）…（482、483（史律））…（上略）…令郵人行制書・急書・復、勿令爲它事。…（下略）…（266（行書律））。

⑤都官・離官…都官は中央直屬の官署、秦律ではしばしば縣と並稱される。「都」「離」は對となる概念であるゆえ、離官は都官の附屬機關で、周邊部に配置されたものか。

詔曰、…丞相以下至都官令丞上書入穀、輸長安倉助貸貧民。〔師古曰、都官令丞、京師諸署之令丞。〕〔漢書〕宣帝紀本始四年春正月

將牧公馬牛、馬【牛】死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、…（中略）…今課縣、都官公服牛各一課、…（下略）…（秦律十八種

16 (19)

都官有秩吏及離官、番夫、養各一人…(下略)…(秦律十八種 72)

都官除吏官在所及旁縣道。都官在長安、櫟陽、雒陽者、得除吏官在所郡及旁郡。(218 (置吏律))。

信曰、五月中天旱不雨、令民犁、武主趣都中、信行離鄉、…(下略)…(奏讞書) ⑩ 82

⑥非之官在所縣道界也…前文の「非出縣道界」から鑑みて、「之」字は「出」の筆寫の誤りであらう。

⑦如身斷治論及在者之罪…「在者」を人間とせず、條件に解釋し、「身」に詮議・判決を下した場合、およびそこに居合わせた場合と同じ處罰」との解も可能かも知れない。ただ、その前の「眞丞存者」を人間とみたので、原譯のようにしておく。

⑧謁屬所二千石官…

…(上略)…縣道官令・長・丞謹聽、書其乞鞫、上獄、屬所二千石官、…(下略)…(116 (具律))

【解説】

眞官が不在であるため守官もしくは眞丞が單獨で裁定を下し、それが不當なものであった場合、不在にしていた者にも連帶責任を負わせることを規定する。不在の理由は公務と病氣で、いずれも正當な理由に因るものであり、且つ公務によるにせよ病氣によるにせよ、所轄の縣道の領域内から外には出ていない、という條件がつく。こうした規定が存在する前提として、唐律名例40「同職犯公坐」の如き、誤判が生じた時に同一官署内の長吏たちがそれに連座するといふ規定が存在したものと思われる。

《二〇七—二〇九》

告、之不審、鞫之不直、故縱弗刑、若論而失之、及守將、奴婢而亡之、篡、遂縱之、及諸律令中日與同法・同罪、其所 107

與同當刑復城旦舂、及曰黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦舂、及刑界主之罪也、皆如耐罪然。其縱之而令亡城旦 108

舂・鬼薪白粲也、縱者黥爲城旦舂。

【譯】

告…、告して不正確であつたり、取り調べて罪に輕重をつけたたり、故意に罪を見逃して刑を加えなかつたり、もしくは論斷を誤つたとき、および奴婢を看視・連行してこれを逃亡させたり、途中で奪われて見逃したとき、および律令に「與同法」「同罪」とあつて、その與同するところが刑復城旦舂に當たるとき、および律令に「之を黥す」もしくは「鬼薪白粲は、刑城旦舂に當たる」とあるとき、および肉刑を加えて主人に與える刑ならば、いずれも耐罪の場合に準ずる。もし見逃して、城旦舂・鬼薪白粲を逃亡させたならば、見逃した者は黥城旦舂。

【注】

①告不審…事實とは異なる内容を告すること。故意の場合は「誣告」罪となる。

甲告乙盜牛若賊傷人、今乙不盜牛、不傷人、問甲可論。端爲、爲誣人、不端、爲告不審。(法律答問43)

告不審及有罪先自告、各減其罪一等、死罪黥爲城旦舂、城旦舂

罪完爲城旦舂、完爲城旦舂罪□ (127 (告律))

②鞠之不直・故縱弗刑・鞠、不直、故縱は九三簡注一參照。

効人不審、爲失、其輕罪也而故以重罪効之、爲不直。(112 (具律))

治獄者、各以其告効治之。敢放訊杜雅、求其它罪、及人毋告効而擅覆治之、皆以鞠獄故不直論。(113 (具律))

毋敢以投書者言殺治人。不從律者、以鞠獄故不直論。(118 (具律))

③守將・六五簡に「縛守將人」としてみえる。「守」はみはる、看守、の意であろう。

群盜及亡從群盜、毆折人桎、肢體、及令彼蹇、若縛守將人而強盜之、…(下略)… (65 (盜律))

可謂署人・更人。…(中略)…或曰守囚即更人毆、原者署人毆。(法律答問196)

④篡・

律、僞乏不鬪、斬。篡遂縱囚、死罪囚、黥爲城旦、上造以上耐爲鬼薪。(「奏讞書」18 158)

廣漢男子鄭躬等六十餘人攻官寺、篡囚徒、盜庫兵、自稱山君。「師古曰、逆取曰篡。」(「漢書」成帝紀 鴻嘉三年冬條)

⑤遂・整理小組は「道路」の意とする。暫くこれに従うが、あるいは「逃がす」の意、ないしは「篡逐」に通じ、「追いかけて奪う」の意か。

臣聞越王句踐戰敵卒三千人、禽夫差於干遂。「索隱、按、干遂、地名、不知所在。然按干是水旁之高地、故有江干・河干是也。又左思吳都賦云、長干延屬、是干爲江旁之地。遂者、道也。於

干有道、因爲地名。」(「史記」蘇秦列傳)

遂、亡也。(「說文解字」二篇下)

…(上略)…●豹旛、不得、費一盾。●公車司馬獵律。(秦律雜抄26 (27))

任俠并兼、借交報仇、篡逐幽隱、不避法禁、…(「史記」貨殖列傳)

⑥刑復城旦舂・城旦舂がさらに罪を犯し肉刑が處せられ、再び城旦舂の勞役に戻される刑。初犯の處罰としての刑爲城旦舂とは違ふ。

城旦舂・鬼薪白粲有罪罍・耐以上而當刑復城旦舂、及曰黥之若刑爲城旦舂、及奴婢當刑界主、…(下略)…(121 (具律))

⑦黥之・人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、買(賣)、把錢借邦亡、出徼、得、論各可毆。當城旦黥之、各界主。(法律答問5)

人奴擅殺子、城旦黥之、界主。(法律答問73)

鬼薪白粲毆庶人以上、黥以爲城旦舂。城旦舂也、黥之。(29 (賊律))

⑧及曰黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦舂・注⑥所引の一二一簡では「及曰黥之若刑爲城旦舂」とされる。

⑨及刑界主之罪・「界主」は罪を犯した奴婢に刑罰を與え、然るのち主人に返すこと。注⑥所引の一二一簡では「及奴婢當刑界主」とされる。

奴婢毆庶人以上、黥頰、界主。(30 (賊律))

【解説】

條文の途中から始まっており、且つ不明な部分も多く、本條の意味するところは確としない。多くの犯罪行為が並列され、それらがいずれも「耐罪のごとく然り」と規定されているのであろうが、それが具體的に耐罪をめぐるどのような處置に準じるというのか、はっきりしない。まず冒頭から並列されているものは、「告不審」(127)(告律)、「鞠獄故縱・故不直」(93)(具律)、さらには「與同法」「與同罪」のように、本人の行為内容によって量刑が定まるものではなく、本人以外の某人がどのような刑罰をうけたのか、それによって本人に與えられる刑罰も變わってくるという性格の犯罪である。「其所與同」以降は、刑徒ないしは奴婢が何らかの罪を犯した場合に使用される文言が並んでいる。

一解釋として挙げられたのは以下の通り。①庶人がたとえ黥城旦とされた場合と、②鬼薪白粲がさらに罪を加重されて黥城旦とされた場合、その者と「罪を同じうす」などとされた者は、①の場合は黥城旦とされるのであろうが、②の場合も黥城旦となってしまうのでは、罪の均衡を失うことになる、それを解消するための規定ではないか、という案である。

《110》

證不言請(情)①、以出入罪人者、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所出入罪反罪之②。獄未鞠而更言請(情)者、除。吏謹先以辨告③證④。

【譯】

證言で事實を言わず、それによって増減が生じて人を處罰した場合、

合は、死罪ならば黥城旦舂とし、その他は各おのその増減した刑罰をもって處罰する。いまだ取調を盡くさないうちに更めて事實を言った場合は、刑罰を免除する。官吏は嚴正にまずこの律を證人に明らかに告げる。

【注】

①證不言請(情)：

□□□□敵劍庭刺傷狀先以證不言請出入罪人辭(居延簡 35)

出入罪人辭已(居延簡 EPT 52: 437)

建武五年二月丙午朔甲戌掾譚召萬歲候長憲詣官先以證不言請辭已定滿三(居延簡 EPT 22: 288)

：(上略)：以證財物故不以實臧五百以上辭以定滿三日而不更言請者以辭所出入罪反罪之律辨告：(下略)：(居延簡 EPT 22: 21)

②以出入罪人者、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所出入罪反罪之：「出罪」は有罪を無罪に、あるいは重罪を輕罪とすること。「入罪」はその逆。「反罪之」とは反坐させること。

譯訊人爲詐僞、以出入罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所出入罪反罪之。(11)(具律)

誣告人以死罪、黥爲城旦舂、它各反其罪。(126)(告律)

③辨告：きちんと説明してはつきりと告げること

吏以文法教訓辨告、勿笞辱。〔師古曰、辨告者、分別義理以曉諭之。〕(《漢書》高帝紀)

④證：「證人」と譯したが、證一字で證人を示す用例が見当たらないことから、「辨告」で句斷し、この字は次の簡に接續すると

みることできる。

【解説】

偽證罪にかんする規定。死罪の場合は一等減じられるが、その他は偽證によって加重された、あるいは見逃されることになった罪がそのまま偽證者に當てられる。ここでは「鞠（取り調べて罰すべき行為を究明してしまう）」までに事實をいえば罪されないことになっているが、①に引いた漢簡では供述が定まってから三日まで、となっている。唐律詐僞26「諸證不言情、及譯人詐僞、致罪有出入者、證人減二等、譯人與同罪」の淵源となる規定である。

《一一一》

譯訊人。爲詐（詐）^②、以出入罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所出入罪反罪^③之。

【譯】

人を尋問するのを通譯するときに偽って、それによって増減が生じて人を處罰した場合は、黥城旦舂とし、その外はそれぞれ増減した刑罰をもって逆に處罰する。

【注】

①譯訊人…

譯、傳四夷之語者。（『說文解字』三篇上）

訊、問也。（『說文解字』三篇上）

効風掠治、傳爰書、訊鞠論報…「師古曰、…訊、考問也。鞠、窮也。謂窮覈之也。」（『漢書』張湯傳）

訊其風俗、譯其辭語（『後漢書』西南夷傳）

②詐（詐）僞…

田宅當入縣官而詐代其戶者、令贖城旦、沒入田宅。（319（戶律））

諸詐僞自爵・爵免・免人者、皆縣爲城旦舂。吏智而行者、與同罪。（394（爵律））

③反罪…反坐のこと。一一〇簡注②參照。

【解説】

「人を訊するを譯して」と訓讀して現代日本語譯したが、「譯訊」を注①の『後漢書』西南夷傳のように行爲の並列とみるなら、「人を訊問したりその言を翻譯して」となり、異邦人の證言翻譯だけに限定された規定ではなくなる。科罰は前條「證不言情」の場合と同じ。唐律では詐僞26「諸證不言情、及譯人詐僞、致罪有出入者、證人減二等、譯人與同罪。（謂夷人有罪、譯傳其對者。）」と、證人と譯人についてまとめて規定される。

《一一二》

効^①人不審^②、爲失^③、其輕罪也而故以重罪効之、爲不直^④。

【譯】

人を効して不正確であったときは、失とし、軽い罪であるのに故意に重い罪で効したときは、不直とする。

【注】

①効…官によってなされる告發

誅罰詐僞効罪人。「師古注、誅、責也。罰、治也。効、舉案之也。詐僞則責治、有罪則舉案。」(『急就篇』)

②効人不審…「不審」については二簡注③参照。類似表現の「告不審」については一〇七九簡注①参照。

●囚律効人不審爲失以其贖半論之(懸泉簡 I DXT 0112 ①：一粹一二)

③失…九三九八簡、注⑧参照。

④不直…九三九八簡、注①参照。

元光六年入朝、謁者衛慶有方術、欲上書事天子、王怒、故効慶死罪、強榜服之。内史以爲非是、卻其獄。王使人上書告内史、内史治、言王不直。「師古曰、内史被治而具言王之意狀。」(『漢書』衡山王傳)

元康元年、坐爲代郡太守故効十人罪不直、免。(『漢書』景武昭宣元成功臣表 商利侯王山壽)

【解説】

不正確な効をめぐる規定。行爲者は正しいと認識していたものの實は不確かであったならば「失」とされ、故意に、且つ輕罪を重罪に僞った場合は「不直」として扱われた。睡虎地秦簡の法律答問33、34によると、逮捕した時に贓物の値踏みをせず、本來ならば縣城旦とすべき罪人を耐刑に當ててしまったとき、役人は「失刑罪」とされ、もしもそれが故意によるものであれば「不直」とされた(法律答問35、36にも同様の法理が見える)。本條には科罰規定はないが、注②に引いた懸泉置漢簡の「囚律」では、「失」の場合は贖刑とされている。『晉書』刑法志の魏律序略にも、漢代のこととして「其見知而故不舉、各

與同罪、失不舉効、各以贖論。」とある。唐律では、誤って罪を重くした場合は減三等、誤って軽くした場合は減五等とされた(斷獄19)。

《1111》

治獄者、各以其告効治之、敢放訊^①杜雅^②、求其它罪、及人毋告効而擅覆治^③之、皆以鞠獄故不直^④論。

【譯】

裁判を行う者は、それぞれ告効によって裁判を行う。恣意的に訊問して條文を歪曲し、告發された以外の罪を求めたとき、およびその人に對する告効がないのに、勝手に覆治したときは、すべて「鞠獄故不直」の罪で論斷する。

【注】

①放訊…「放」はほしいままに、恣意的に、の意。

無使放悖。「注、放、縱也。」(『呂氏春秋』審分)

②杜雅…未詳。整理小組は「杜雅、聯綿字、疑有深文周納之意。」とするが、特に論據は示されない。

③覆治…原義は、つまびらかに取り調べることであろうが、それはある程度の手續、方法をふまえた調査なのか、今後の検討を俟つ。

覆、審也。(『爾雅』釋詁)

覆 敢告某縣主。男子某辭曰、士五、居某縣某里、去亡。可定名事里、所坐論云可、可罪赦、【或】覆問毋有、幾籍亡、亡及連事各幾可日、遣識者當騰、騰皆爲報、敢告主。(封診式13)

14

治燕王獄時、御史大夫桑弘羊子遷亡、過父故吏侯史吳。後還捕得、伏法。會赦、侯史吳自出繫獄、廷尉王平與少府徐仁雜治反事、皆以爲桑遷坐父謀反而侯史吳賊之、非匿反者、乃匿爲隨者也。即以赦令除吳罪。後侍御史治實、以桑遷通經術、知父謀反而不諫爭、與反者身無異、侯史吳故三百石吏、首匿遷、不與庶人匿隨從者等、吳不得赦。奏請覆治、効廷尉・少府縱反者。

〔師古曰、縱、放也。〕〔《漢書》杜延年傳〕

〔上略〕乞鞠者各辭在所縣道、縣道官令・長・丞謹聽、書其乞鞠、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。都吏所覆治、廷及郡各移旁近郡、御史・丞相所覆治移廷。〔116〕117〔具律〕

禹爲人廉樞、爲吏以來、舍無食客。公卿相造請、禹終不行報謝、務在絕知友賓客之請、孤立行一意而已。見法輒取、亦不覆案求官屬陰罪。〔師古曰、不見知者無所搜求也。〕〔《漢書》趙禹傳〕

〔建昭〕五年春三月、詔曰、今不良之吏、覆案小罪、徵召證案、興不急之事、以妨百姓、使失一時之作、亡終歲之功、公卿其明察申救之。〔《漢書》元帝紀〕

④故不直……一二簡注④參照。

【解説】

告狀・効狀に基づかない取調べの科罰規定。違反した者は「鞠獄故不直」とされる。二年律令九三〇九八簡にみえる規定によって處罰されるのであろう。本條は唐律の斷獄12「諸鞠獄者、皆須依所告狀鞠之。若於本狀之外、別求他罪者、以故入人罪論。」に相當する。

《二四〇一七》

罪人獄已決、自以罪不當欲乞鞠者、許之。乞鞠不審、駕〔加〕罪一等、其欲復乞鞠、當刑者、刑乃聽之。死罪不得自乞 114

鞠、其父・母・兄・弟・夫・妻・子欲爲乞鞠、許之。其不審、黥爲城旦舂。年未盈十歲爲乞鞠、勿聽。獄已決盈一歲、不 115

得乞鞠。者各辭在所縣道、官令・長・丞謹聽、書其乞鞠、上獄屬所二千石官、令都吏覆之。都吏所覆治、廷。 116

及郡各移旁近郡、御史・丞相所覆治移廷。 117

【譯】

罪人の裁判が終結し、自ら刑罰が不當であると考へ再審を要求する者は、これを許可する。再審要求が不正確であったときには、罪一等を加え、その罪人がまた再審を要求したときは、肉刑に當たる場合は、肉刑を施してから再審要求を受理する。死罪は自ら再審を要求することはできず、その父・母・兄・弟・夫・妻・子が再審を要求するならば、これを許可する。その再審要求が不正確であったときは、黥城旦舂。年齢が十歳未満の者が再審を要求したときは、受理してはならない。裁判が終結して一年経過したときは、再審を要求することはできない。再審を要求する者はそれぞれ居住地の縣・道にて供述し、縣道の官の令・長・丞は嚴正に受理して、その再審要求を文書にして、案件を所轄の二千石官に上申せよ。二千石官は都吏に命じて覆させよ。都吏が覆治したものは、法廷および郡がそれぞれ近隣の郡に通達し、御史・丞相が覆治したものは法廷に

通達せよ。

【注】

①乞鞠…再審要求。整理小組は「乞」字をまず「气」と釋讀するが、採らない。

高祖戲而傷嬰、人有告高祖。高祖時爲亭長、重坐傷人、告故不傷嬰、嬰證之。〔集解〕鄧展曰、律有故乞鞠。高祖自告不傷人。索隱、案、晉令云、獄結竟、呼囚鞠語罪狀、囚若稱枉欲乞鞠者、許之也。〔史記〕樊鄴滕灌列傳

以乞鞠及爲人乞鞠者、獄已斷乃聽、且未斷猶聽毆（也）。獄斷乃聽之。…（下略）…（法律答問115）

②其父母兄弟妻子欲爲乞鞠…

二歲刑以上、除以家人乞鞠之制、省所煩獄也。〔晉書〕刑法志魏律序略）

③年未盈十歲…

吏民有罪當笞、謁罰金一兩以當笞者、許之。有罪年不盈十歲、除。其殺人、完爲城旦舂。（86（具律））

年未盈十歲及轂者、城旦舂・鬼薪白粲告人、皆勿聽。（134（告律））

④獄已決盈一歲、不得乞鞠。…

期內之治聽、期外不聽。〔鄭司農云、謂在期內者聽、期外者不聽。若今時徒論決滿三月不得乞鞠。〕〔周禮〕秋官 朝士）

⑤都吏…

二千石遣都吏循行、不稱者督之。〔蘇林曰、取其都吏有德也。如淳曰、律說、都吏、今督郵是也。閑惠曉事、卽爲文無害都吏。師古曰、如說是也。〕〔漢書〕文帝紀）

匿界中書到遣都吏與縣令以下逐捕搜索部界中聽亡人所隱匿處以必得爲故詔所名捕

重事、當奏聞毋留如詔書律令（居延簡179・9）

⑥上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之…

與律有上獄之法、…〔晉書〕刑法志）

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令母害都吏復案、問二千石官、二千石官丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。〔注釋〕此條文或當具律。〕（396・397（興律））

⑦廷…縣廷、郡廷、延尉などのそれぞれの段階で裁判を行う部署。

辭者辭廷。●今郡守爲廷不爲。爲殿。一辭者不先辭官長・嗇夫。一可謂官長。可謂嗇夫。命都官曰長、縣曰嗇夫。（法律答問95）

【解説】

まず罪人やその家人が再審を要求するための手続き、およびその要求が正確であった場合の科罰を規定する。乞鞠の制は、注①に挙げた秦簡からも知られる通り、秦代から存在し、「奏讞書」の案例①⑦は秦代の乞鞠の具體例で、黥城旦とされた人間が再審を要求し、無罪を勝ち取っている。唐律には「乞鞠」の語はみえないが、斷獄22「諸獄結竟、徒以上、各呼囚及其家屬、具告罪名、仍取囚服辯。若不服者、聽其自理、更爲審詳。違者、笞五十、死罪、杖一百。」は、徒罪以上の判決には囚人の同意書を取ることを命じ、その際に囚人が同意しなければ再審理を行うべきこと、規定している。家人による乞鞠は魏において廢止され（注②の『晉書』刑法志參照）、唐律においても家人には罪名を知らせるのみで、その同意は必要とされない

ことになっている（斷獄22疏議）。本條文の「乞鞠者各辭在所縣道」以下は、再審を受理した後の、官署での手續きについて規定している。再審の要求を記した文書は所屬の二千石に提出され、以後の取調は二千石によって派遣された都吏が擔當した。さらにその後の手續きが條文には記されているのであろうが、一一七簡「及郡各移旁近郡」以下の部分は、出土状況から見て連續しない可能性がある。ここでは連結して譯出したが、意味の通らない部分もある。

《二一八》

母敢以投書者言數（繫）治^⑥人。不從律^③者、以鞠獄故不直論^④。

【譯】

投書した者の言辭を證據として人を拘束して取り調べてはならない。律に従わない者は、「鞠獄故不直」の罪で論斷する。

【注】

①投書…六五、六六簡、注⑥參照。

②繫治…拘束して取り調べる。

上罷布軍歸、民道遮行上書、言相國賤鬻民宅數千萬。…相國因爲民請曰、長安地狹、上林中多空地、棄、願令民得入田、毋收稿爲禽獸食。上大怒曰、相國多受賈人財物、乃爲請吾苑。乃下相國廷尉、械繫之。數日、王衛尉侍、前問曰、相國何大罪、陛下繫之暴也。上曰、吾聞李斯相秦皇帝、有善歸主、有惡自與。今相國多受賈金而爲民請吾苑、以自媚於民、故繫治之。
〔史記〕蕭相國世家

③不從律…

…（上略）…其獻酒及乘置乘傳、以節使、救水火、追盜賊、皆得行、不從律、罰金二兩。（306（戶律））

④以鞠獄故不直論…一一二簡注④、一一三簡參照。

【解說】

匿名の告狀によって取り調べた場合の科罰を規定する。六五、六六簡の注⑥に引いた睡虎地秦簡法律答問に據ると、投書は開封することなく焼き捨てるのが原則であった。唐律では鬪訟50に「諸投匿名書告人罪者、流二千里。（謂絕匿姓名及假人姓名以避己作者。棄・置・懸之俱是。）得書者、皆即焚之、若將送官司者、徒一年。官司受而爲理者、加二等。被告者、不坐。輒上聞者、徒三年。」とあり、投書はすぐに焼くこととされ、それを受理した官司も處罰の対象とされている。

《二一九》

贖死、金二斤八兩。贖城旦舂・鬼薪白粲、金一斤八兩。

贖斬^②・府（腐）、金一斤四兩。贖劓・黥、金一斤。贖耐、

金十二兩。贖遷（遷）、金八兩。有罪當府（腐）者、移

內官^③、府（腐）之。

【譯】

贖死は、金二斤八兩。贖城旦舂・贖鬼薪白粲は、金一斤八兩。贖斬・贖腐は、金一斤四兩。贖劓・贖黥は、金一斤。贖耐は、金十二兩。贖遷は、金八兩。罪があつて腐刑に量刑された者は、內官に移送し、內官が腐刑を施す。

【注】

①贖死、金二斤八兩…

：其非吏、它贖死金二斤八兩、《漢書》淮南衡山濟北王傳）

鄭玄駁異義言、贖死罪千錢、錢六兩大半兩、爲四百一十六斤十

兩六（大？）半兩銅、與金（今？）贖死罪金三斤爲價相依附、

是古贖罪皆用銅也。《書》舜典 正義）

②贖斬…ここでは贖斬趾刑を指すのであろう。

③内官…

（趙）高曰、高固内官之厮役也、幸得以刀筆之文進入秦宮、管事二十餘年、未嘗見秦免罷丞相功臣有封及二世者也、卒皆以誅亡。《史記》李斯列傳）

吏及宦皇帝者・中從騎、歲予告六十日、它内官、冊曰。…（下

略）…（217（置吏律））

【解説】

贖刑の具體的な金額を規定し、末尾に宮刑を施す際の手續きが附加的に記される。本來、贖刑とは何らかの刑罰を財物その他で贖う刑罰であり、本來科せられべき刑罰の換刑であつた。だが秦律において贖刑は、單なる財産刑の一つとして適用されることもあり、本條が示す通り、その金額も豫め決められていた。贖刑は漢代ではやがて換刑としてのみ適用されるようになり、具體例に據ると、贖死の額が五十萬錢であつたり百萬錢であつたりと、一定しなくなる。

《二一〇》

鬼薪白粲有耐罪到完城旦舂罪、黥以爲城旦舂。其有贖罪以下、答百。

【譯】

鬼薪白粲の罪人で耐罪より完城旦舂までの罪を犯したときは、黥城旦舂とする。贖罪以下の罪を犯したときは、答百とする。

【解説】

鬼薪白粲の刑徒がさらに罪を犯した場合、すでに罪を犯して刑に服しているぶん、一般人よりは科罰が重くなる。二九簡（賊律）では庶人を殴つた鬼薪白粲が黥城旦とされている（殴打して人に傷を負わせた耐刑。（27）28（賊律））。この具律に従つた措置であらう。

《二二一～二二四》

城旦舂・鬼薪白粲有罪畧（遷）・耐以上而當刑復城旦舂、

及曰黥之若刑爲城旦舂、及奴婢當刑畧主^①、其證不言請

（情）^②・誣

人^③、奴婢有刑城旦舂以下至畧（遷）・耐罪、黥顔（顔）^④類

畧主^⑤、其有贖罪以下及老小不當刑・盡者、皆答百^⑥。刑

盡而賊傷人、及殺人先自告也、棄市^⑦。有罪

當完城旦舂・鬼薪白粲以上而亡^⑧、以其罪命之^⑨。耐隸臣

妾罪以下、論令出會之^⑩。其以亡爲罪、當完城旦舂・鬼薪

白粲以上^⑪不得者、亦以其罪

論命之。庶人以上・司寇・隸臣妾無城旦舂・鬼薪白粲罪以

上、而吏故爲不直及失刑之^⑫、皆以爲隱官^⑬、女子庶人、

母算（算）事其身^⑭、令自尙^⑮。

【譯】

城旦舂・鬼薪白粲の刑徒で遷・耐以上の罪を犯し、刑復城旦舂に

當てられた者、及び「之を黥す」もしくは「刑城旦舂とする」とある者、及び奴婢で肉刑を加えて主人に與える刑に當たる者が、證言して事實を言わず、人を誣告したとき、奴婢については、刑城旦舂以下、遷・耐に至るまでの罪を犯したならば、顔・頰に黥して主人に與える。贖罪以下の罪を犯した者、及び老人・年少で肉刑が適用されない、または所定の肉刑が施行され盡くした者については、いづれも答百。所定の肉刑が施行され盡くしていても、人を賊傷するか、人を殺して自首すれば、いづれも棄市とする。完城旦舂・鬼薪白粲以上の刑に當たる者が逃亡したならば、その罪で罪名を確定する。耐隸臣妾以下の罪に當たる者は、論斷は犯人を出頭させて行う。亡罪を犯し、それが完城旦舂・鬼薪白粲以上の刑に當たる者は、捕らえられていなくても、その罪で罪名を確定する。庶人以上・司寇・隸臣妾の者が、城旦舂・鬼薪白粲以上の罪でないのに、官吏が罪に輕重をつけたり、及び過誤によって肉刑を執行したならば、いづれも隱官とする。女子庶人は算賦・徭役を免除して、自尙とする。

【注】

①當刑復城旦舂、及曰黥之若刑爲城旦舂、及奴婢當刑界主…一〇八簡に類似的表現がある。

…(上略)…其所與同當刑復城旦舂、及曰黥之、若鬼薪白粲當刑爲城旦舂、及刑界主之罪也、皆如耐罪然。…(下略)…(107) 108 (具律)

②其證不言請(情)…一〇簡注①參照。

③誣人…人を誣告する。一二六—一二二簡、注①も參照のこと。

甲告乙盜牛若賊傷人、今乙不盜牛、不傷人、問甲可論。端爲、爲誣人、不端、爲告不審。(法律答問43)

當耐司寇而以耐隸臣誣人、可論。當耐爲隸臣。一當耐爲侯罪誣人、可論。當耐爲司寇。(法律答問117)

當耐爲隸臣、以司寇誣人、可論。當耐爲隸臣、有較城旦六歲。

(法律答問118)

宣王乃忿然曰、誣人以反、於法何應。主者曰、科律、反受其罪。

(「三國志」魏書曹真傳注引「魏略」)

二年律令中には「誣人」の語はここ以外には見られず、「誣告人」の例として、「誣告人以死罪、黥爲城旦舂、它各反其罪。」(126(告律))があるのみ。

④黥顏(顏)類界主…奴婢に對する處罰である。

奴婢毆庶人以上、黥顏、界主。(30(賊律))

□類界主。其自出毆、若自歸主、主親所智、皆答百。(150(亡律))

…(上略)…●吏當、黥媚顏類界、或曰當爲庶人。(「奏讞書」2 15 16)

人奴妾治子、子以胎死、黥顏類、界主。(法律答問74)

⑤其有贖罪以下及老小不當刑・刑盡者、皆答百。刑盡而賊傷人、及殺人先自告也、棄市。…九一—九二簡參照。

…(上略)…其有贖罪以下、及老小不當刑、刑盡者、皆答百。城旦刑盡而盜賊百一十錢以上、若賊傷人、及殺人而先自告也、皆棄市。(91—92(具律))

⑥當完城旦舂鬼薪白粲以上而亡…

城旦舂亡、黥、復城旦舂。鬼薪白粲也、皆答百。(164(亡律))

⑦以其罪命之…後文には「以其罪論命之」とある。「命」とは、犯した罪に對應する刑名を確定すること。

當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賂枉法、守縣官財物而即盜

之、已論命復有答罪者、皆棄市。「李奇曰、命、逃亡也。復於論命中有罪也。晉灼曰、命者、名也、成其罪也。師古曰、殺入害重、受賂盜物、贓汗之身、故此三罪已被論名而又犯答、亦皆棄市也。」〔漢書〕刑法志〕

李奇注は採らない。犯罪者が逃亡して不在の場合の、罪名の確定に關する規定と解釋した。「罪名を確定する」という表現には、その罪名で指名手配することも含意されているのでは、という解釋も出た。

⑧論令出會之…「論」は刑を量定すること。「出會」はここでは「出頭」の意と解する。

冬十有二月祭伯來。來者來朝也。其弗謂朝何也。實內諸侯、非有天子之命不得出會諸侯、不正其外交故弗與朝也。〔春秋穀梁傳〕隱公元年〕

⑨以亡爲罪、當完城旦舂・鬼薪白粲以上…亡罪を犯し、それに對する科罰が完城旦舂・鬼薪白粲以上に相當する場合。亡罪は逃亡の期間や逃亡者の身分によって、科罰が異なってくる。

吏民亡、盈卒歲、耐。不盈卒歲、舂城旦舂。公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。其自出殿、答五十。給逋事、皆籍亡日、耐數盈卒歲而得、亦耐之。〔157〕〔亡律〕

隸臣妾・收人亡、盈卒歲、舂城旦舂六歲。不盈卒歲、舂三歲。自出殿、□□。其去舂三歲亡、舂六歲。去舂六歲亡、完爲城旦舂。〔165〕〔亡律〕

⑩吏故爲不直及失刑之…故意・失（量刑の過誤）によって不當な肉刑を與えること。九三〇九八簡、および同條の注①⑧參照。士五甲盜、以得時直贓、贓直百一十、…〔中略〕…問甲及吏可論。甲當耐爲隸臣、吏爲失刑罪。…〔下略〕…〔法律問答35〕

36)

⑪隱官…肉刑に處せられた者が赦免される場合、すでに肉體に損傷を受けているので、庶人とは異なる處遇をうけ、「隱官」とされる。

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官。軍爵〔秦律十八種155〕156〕

女子已坐亡贖耐、後復亡當贖耐者、耐以爲隸妾。司寇・隱官坐亡罪隸臣以上、輸作所官。〔158〕〔亡律〕

…〔上略〕…主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。…〔下略〕…〔162〕163〕〔亡律〕

⑫毋算〔算〕事其身…算賦と徭役を免除する。

池籩未御幸者、假與貧民。郡國宮館、勿復修治。流民還歸者、假公田、貸種・食、且勿算事。〔師古曰、不出算賦及給徭役。〕〔漢書〕宣帝紀〕

⑬令自尙…

●鞠之、辟死論不當爲城旦、吏論失者、已坐以論。九月丙申、沙羨丞甲・史丙免辟死爲庶人。令自尙也。〔龍崗秦簡・木牘〕…〔上略〕…其餘講以爲隱官。令自常、界其於於。…〔下略〕…〔奏讞書〕⑪ 122〕

「尙〔常〕」は「主」や「典」という訓詁が與えられるが、いづれにしても具體的な内容を讀み取ることができない。刑徒を解放する際の、法制上の特別な用語と解し、譯の中では「自尙」をそのまま残しておいた。

【解説】

一二二簡から一二三簡の「黥顔（顔）類昇主」までの読みが難解である。通常の律文の場合、違反行為の主體、違反行為、それに對する罰則規定の三つの要件が必要とされるが、この文章ではそれらの關係が不可解である。冒頭からの部分、「①城旦舂鬼薪白粲有罪遷耐以上而刑復城旦舂、②及曰黥之若刑爲城旦舂、③及奴婢當刑昇主」の三者は違反行為の主體、「其證不言情、誣人」は違反行為と考えられるが、これらの關係には、以下の二通りが考えられる。

I ①②③の者が、「其證不言情、誣人」の違反行為を犯した場合、全て「黥顔類昇主」とする。

II ①②③の者が、「其證不言情、誣人」の違反行為を犯した場合の罰則規定が脱落している。

I の場合、罰則規定が、奴婢に對する處分である「黥顔類昇主」であるので、①②③は全て奴婢のことを言っていることになる。この點の説明がつかない。一方IIの場合では、脱落の原因として書き忘れた他に簡の脱落の可能性もある。つまり、一二二簡と一二三簡とがつながらない可能性である。その傍證として、二年律令中に「誣人」と熟す例はないということ、「人奴婢」で一語の例がある（「其子有罪當城旦舂・鬼薪白粲以上囚爲人奴婢者、父母告不孝、[勿]聽。」35、36（賊律））ことなどが挙げられる。その場合一二二簡には、九〇、九二簡で城旦刑徒に於いて規定されていたのと同じような量刑原則が、奴婢に於いても規定されていることになる。一二一・一二二簡がつかない場合の別譯を示しておく。

「有罪當完城旦舂・鬼薪白粲以上而亡」以降は罪を負って逃亡したケース、乃至は逃亡によって罪を得たケースなど、被告が不在の場合、何時の時点で論斷を下すべきかを規定する。城旦・鬼薪以上

の場合は、被告の出頭を待つことなく處罰が確定された。

「庶人以上」以下は故意や量刑の過誤によって肉刑とされた者について、それを解放するときの手續きを記す。注⑫にも引く「奏讞書」⑩は、黥城旦とされた人間が再審によって無罪を得た事例で、すでに黥刑がくわえられていたために、隱官とされている。

*別譯「城旦舂・鬼薪白粲の刑徒で遷・耐以上の罪を犯し、肉刑をくわえて再び城旦舂に當てられた者、及び「之を黥す」もしくは「刑して城旦舂とする」とある者、及び奴婢で刑して主人に與える罪に當たる者が、證言して事實を言わず、誣告：（以下は不明）…

人の奴婢が刑城旦舂以下、遷・耐に至るまでの罪を犯したならば、顔・頰に黥して主人に與える。贖罪以下の罪を犯した者、…（下略）…」

《二二五》

■具律。

【注】

①具律…睡虎地秦簡中の秦律には「具律」は見られない。

周衰刑重、戰國異制、魏文侯師於里悝、集諸國刑典、造法經六篇、一盜法、二賊法、三囚法、四捕法、五雜法、六具法。商鞅傳授、改法爲律。漢相蕭何、更加悝所造戶・興・廩三篇、謂九章之律。魏因漢律爲一十八篇、改漢具律爲刑名第一。晉命賈充等、增損漢・魏律爲二十篇、於魏刑名律中分爲法例律。宋齊梁及後魏、因而不改。爰至北齊、併刑名・法例爲名例。後周復爲刑名。隋因北齊、更爲名例。唐因於隋、相承不改。（唐律疏議）

名例・疏議

《二六》一三二

誣告人^①以死罪、黥爲城旦舂、它各反其罪^②。

告不審^③及有罪先自告^④、各減其罪一等^⑤、死罪黥爲城旦¹²⁶

舂、罪完^⑥爲城旦舂¹²⁷、罪^⑦

□鬼薪白粲及府(腐)罪耐^⑧爲隸臣妾、罪¹²⁸

耐爲司寇、遷^⑨及黥顏(顏)類罪贖耐^⑩、罪罰金四¹²⁹

兩。贖死罪贖城旦舂^⑪、罪贖斬^⑫、罪贖黥^⑬、罪贖耐^⑭、

罪^⑮

□罰金四兩罪罰金二兩^⑯、罪罰金一兩。令・丞・令史或¹³⁰

偏(偏)先自

得之、相除^⑰。¹³¹

【譯】

人を誣告するのに、死罪をもって誣告すれば、黥城旦舂とし、その他の罪は、それぞれ誣告した罪で逆に處罰する。

告して不正確であつたとき、および罪を犯して自首したときは、

それぞれ一等減刑する。死罪であれば黥城旦舂とし、城旦舂罪は完

城旦舂とし、完城旦舂であれば、……、鬼薪白粲および腐刑であれば

耐隸臣妾とし、耐隸臣妾の罪であれば耐司寇とし、司寇・遷および

黥顏類の罪は贖耐とし、贖耐の罪は罰金四兩とする。贖死罪は贖城

旦舂とし、贖城旦舂は贖斬とし、贖斬は贖黥とし、贖黥は贖耐とし、

耐罪は……、罰金四兩の罪は罰金二兩とし、罰金二兩は罰金一兩と

する。令・丞・令史が、先に相當な數の者を捕らえたならば、罪を除

く。

【注】

①誣告人…一二二、一二四簡注③參照。

葆子獄未斷而誣告人、其罪當刑爲隸臣、勿刑、行其耐、有數城

旦六歲。●可謂當刑爲隸臣。…(下略)…(法律答問109)

囚徒誣告人、反罪及親屬、異於善人、…(晉書)刑法志魏律

序略)

謹案律文、諸告事不實、以其罪罪之。(魏書)韓子熙傳)

②反其罪…誣告した罪を逆に科せられること。

譯訊人爲詐僞、以出入罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所出

入罪反罪之。(山(具律))

鞠獄故縱・不直、及診・報・辟故弗窮審者、死罪、斬左止爲城

旦、它各以其罪論之。…(下略)…(93(具律))

律曰與盜同法、有曰與同罪、此二物其同居、典、伍當坐之。云

與同罪、云反其罪者、弗當坐。…(下略)…(法律答問20)

③告不審…一〇七、一〇九簡注①參照。

④先自告…九〇、九二簡注⑩參照。

當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賂枉法、守縣官財物而即盜

之、已論命復有答罪者、皆棄市。[師古曰：殺人先自告、謂殺

人而自首、得免罪者也。…](漢書)刑法志)

(劉孝)聞律先自告除其罪、又疑太子使白鳳上書發其事、即先

自告所與謀反者枚赫、陳喜等。…王聞、即自殺。孝先自告反

告除其罪(史記)は「除」の上の「告」字なし。[師古曰、

先告有反謀、又告人與己反、而自得除反罪。](漢書)淮南衡

山濟北王傳)

⑤減其罪一等…

諸亡自出、減之。母名者、皆減其罪一等(166(亡律))

⑥贖城旦春・「贖」字には重文符號が付かないが、整理小組に従い、符號の脱落と見なした。

⑦罪贖黥罪贖耐罪□…圖版では、この部分は縦に二つに割れており、その左半分が右半分の下に誤って付けられている。

⑧令・丞・令史或偏(偏)先自得之、相除。…整理小組は「自「令丞令史」至「相除」一段文字疑爲它簡粘連於此」とし、この一文が他簡よりこの部位に附着した可能性を指摘している。

【解説】

まず誣告反坐の原則が示される。死罪の誣告を例外として、その他は誣告した罪が逆に誣告者に科せられる。この原則は秦律から北魏律、唐律にまで引き継がれる。唐律闘訟41「諸誣告人者、各反坐。即糾彈之官、挾私彈事不實者、亦如之。(反坐致罪、準前人入罪法。至死、而前人未決者、聽減一等。…)」を参照のこと。誣告についての規定が見える一二六簡は、簡の中段で記載内容が終わっており、獨立した簡として扱うべきかもしれない。

一二七簡からは告不審と自首した場合の規定が見える。告不審罪は故意ではないゆえに一等減、自首した場合も同様である。注④に引いた漢律では自首した場合は免罪となっており、そうした理解が師古注にも引き継がれているが、本條文から再考の必要が生じてきた。唐律では自首について、名例37に「諸犯罪未發而自首者、原其罪。…」とあり、様々な條件を付けつつも自首した場合は罪を全免するという原則が示されている。本條文は續いて、「減罪一等」とされたとき、どの刑罰がどの刑罰へと減じられるのか、具體的に示す。脱落部分が多く、判然としない部分もあるが、まず死刑や肉刑、勞役刑について述べられている。しかる後に「贖死」から始まる一連の財産

刑について、減刑の仕方が示される。

《二三三》

殺傷大父母^①、及奴婢殺傷主^②父母妻子^③、自告^④者皆不得減。告人不審^⑤、所告有它罪與告也罪等以上^⑥、告者不爲不審。

【譯】

祖父母や父母を殺傷したもの、及び奴婢で主人・主人の父母や妻子を殺傷したものは、自首しても、いずれも罪を減ずることはできない。告して不正確であっても、告された者にその他の罪が有って、告された罪と同等以上であれば、告した者は不審とはしない。

【注】

①殺傷大父母・父母、及奴婢殺傷主・主父母妻子…

子賊殺傷父母、奴婢賊殺傷主、主父母妻子、皆梟其首市。(34 (賊律))

②自告…九〇〇九二簡注⑩、および一二六〇一三一簡注④參照。

告不審及有罪先自告、各減其罪一等。…(下略)…(127 (告律))

③告人不審…「不審」は一二簡注③、「告不審」は一〇七〇一〇九簡注①參照。

④所告有它罪與告也罪等以上…告された者に他罪があり、それが告された罪と同等以上であれば、…

釋之免冠頓首謝曰、法如是足也。且罪等、然以逆順爲差。…(『史記』張釋之列傳)

今爲義也君子(『太平御覽』四二「也」作「之」)(『墨子』貴義)

原譯は「與告也罪」を「告せらるる罪と」と訓讀したが、「也」字が讀みにくい。そこで「與に告するや罪等しき以上、」と訓讀し、「告された者に他罪があり、一緒に告せられ、その罪が同等以上であれば」という解釋も出た。

【解説】

まず子の父母に對する、および奴婢の主人等に對する殺傷について、自首したとしても通則のように罪一等を減ずることがない、と規定する。續いて告不審罪にかんする特例規定が記される。すなわち告の内容が不正確であっても、告された罪以外の罪を被告が犯している、それが告された罪と同等以上であれば、告不審罪は適用されない、というものである。睡虎地秦簡に次のような實例がある。

甲告乙賊傷人、問乙賊殺人、非傷毆(也)、甲當購、購幾可(何)。
當購二兩。(法律答問134)

甲は乙を「賊傷人」罪で告發したが、乙が犯していたのは「賊殺人」であった。この場合、甲の告發は不正確であったわけだが、彼の罪は問われず、賞金が與えられている。また類例として次のようなものもある。

甲告乙盜牛、今乙賊傷人、非盜牛毆(也)、問甲當論不當。不當論、亦不當購、或曰爲告不審。(法律答問44)

當初甲が告したのは乙の「盜牛」罪(黥城旦に相當)だった。實際には乙は牛を盗んでいなかったものの、彼には「賊傷人」の罪(黥城旦に相當)があった。この場合、甲は「告不審」とされる場合もあったようだが——論斷を免れている。

《二三三》

子告父母^①、婦告威公^②、奴婢告主、父母妻子、勿聽而棄告者市^③。

【譯】

子が父母を告し、嫁が姑を告し、奴婢が主人や主人の父母妻子を告しても、受理してはならず、告した者は棄市。

【注】

①子告父母

及太子爽告王父不孝、皆棄市。(『漢書』淮南衡山濟北王傳「史記」は「及太子爽坐王告不孝、皆棄市。」につくる。)

②威公…姑のこと。

威、姑也。從女戎聲。漢律曰…婦告威姑。〔段注、惠氏定宇曰「爾雅」君姑、即威姑也。古君威合音差近。〕〔說文解字〕十二篇下)

瑱鎮也、懸當耳旁、不欲使人妄聽、自鎮重也。或曰、充耳、充塞也。塞耳亦所以止聽也。故里語曰、不瘖不聾不成姑公。〔釋名〕釋首飾)

③子告父母…棄告者市…「棄告者市」という表現は他にはみられないが、「梟其首市」(34(賊律))と同じ句作り。

子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽。●可謂非公室告。●主擅殺・刑・髡其子、臣妾、是謂非公室告、勿聽。而行告、告者罪。告【者】罪已行、它人有襲其告之、亦不當聽。(法律答問104～105)

【解説】

子の父母に對する、嫁の姑に對する、奴婢の主人等に對する告訴・告發は受理されず、かつそうした告を行つた者は棄市とされた。睡虎地秦簡においては同様の告訴・告發が「非公室告」の範疇に入れられ、受理されないことになっている（注②所引法律答問）。處罰が棄市とされるのは、注①に引いた『漢書』に據るならば、その行為が「不孝」に相當するからである。唐律では鬪訟44で「諸告祖父・父母者、絞。（謂非緣坐之罪、及謀叛以上而故告者。下條準此。）即嫡・繼・慈母殺其父、及所養者殺其本生、竝聽告。」と、同48で「諸部曲・奴婢告主、非謀反・逆・叛者、皆絞（被告者同首法。）告主之期親及外祖父母者、流、大功以下親、徒一年。…」と規定されている。

《一三四》

年未盈十歲^①及輟（繫）^②者、城旦舂・鬼薪白粲、告人、皆勿聽。

【譯】

年齢が十歳未満の者および拘禁された者、城旦舂・鬼薪白粲の者が、人を告したとしても、いずれも受理してはならない。

【注】

①未盈十歲：

…（上略）…有罪年不盈十歲。除、其殺人、完爲城旦舂。（86（具律））

罪人獄已決、自以罪不當欲乞鞠者、許之。…（中略）…其父・母・兄・姊・弟・夫・妻・子欲爲乞鞠、許之。其不審、黥爲城

旦舂。年未盈十歲爲乞鞠、勿聽。…（下略）…（114、115（具律））

②繫者…

…（上略）…●當繇（徭）戍而病盈卒歲及輟、勿繇。（407（徭律））

【解説】

年少の者、拘禁されている者、および城旦・鬼薪の刑徒については、その告訴・告發を受理しない旨を規定する。唐律では鬪訟51に「諸被囚禁、不得告舉他事。其爲獄官酷已者、聽之。即年八十以上、十歲以下及篤疾者、聽告謀反・逆・叛・子孫不孝及同居之內爲人侵犯者、餘竝不得告。官司受而爲理者、各減所理罪三等。」とあり、囚禁されている者が他人の罪を告すること、および老少による告を原則的に禁止する。

《一三五》

奴婢自訟^①不審、斬奴左趾（趾）、黥婢顏（顏）頰、界其主^②。

【譯】

奴婢が自訟をおこなって不正確であつたならば、奴は斬左趾、婢は顔頰に黥をして、その主に與える。

【注】

①自訟…

訟、爭也。从言公聲。一曰歌訟。（『說文解字』三篇上）

審（審）諸侯、五屬內、居國界、有罪請。五屬外、便以法令治。流客雖五屬內、不得行復除。宗室劉槐、劉直、自訟爲鄉縣所

侵、不行復除。種到官、勸耕桑。槐・直等、駱驛懇訟。當如永和六年庚午詔書。(散見簡牘合輯 29A (甘谷漢簡))

萬年死後、時槐里令朱雲殘酷殺不辜、有司舉奏、未下。咸素善雲、雲從刺候、教令上書自訟。〔晉灼曰、雲從咸刺探伺候事之輕重、咸因教令上書。〕〔漢書〕陳萬年傳

三月癸酉、詔隴・蜀民被略爲奴婢、自訟者、及獄官未報、一切免爲庶人。〔後漢書〕光武紀下)

② 黥婢類(顔)類、昇其主

奴婢毆庶人以上、黥類、昇主。(30 (賊律))

…(上略)…女子當磔若要斬者棄市。當斬爲城旦者黥爲春、當贖斬者贖黥、當耐者贖耐。(88、89 (具律))

【解説】

「訟」にはいろいろな訓詁があるが、注①に引いた光武紀の「奴婢自訟」は略取されて奴婢となった者がその不當を申し立てることである。本條文は奴婢による諸種の申し立てが不正確であった場合の規定であろう。男性(奴)と女性(婢)で處罰が異なるのは、注②に引いた具律が適用された結果である。

《一三六》

■ 告律

【注】

① 告律

囚律有告効・傳覆、既律有告反逮受、科有登聞道辭、故分爲告効律。〔晉書〕刑法志 魏律序略)

辨囚律爲告効・繫訊・斷獄、…〔晉書〕刑法志)

一日刑名、二日法例、三日盜劫、四日賊叛、五日詐僞、六日受賂、七日告効、八日討捕、九日繫訊、十日斷獄、十一日雜、十二日戶、十三日擅興、十四日毀亡、十五日衛宮、十六日水火、十七日倉庫、十八日厩、十九日關市、二十日違制。〔隋書〕刑法志 梁)

鬪訟律者、首論鬪毆之科、次言告訟之事。…〔唐律疏議〕鬪訟 篇目疏)

《一三七、一三八》

□ 亡人。略妻。略賣人。強奸。僞寫印者。棄市罪一人、購金十兩。刑城旦舂罪、購金四兩。完城旦二兩。

【譯】

…亡人・略妻・略賣人・強奸・僞寫印する者の中で、棄市の罪にあたる者にかんして、一人について金十兩を賞金として與える。刑城旦舂の罪のものは、金四兩を賞金として與える。完城(城旦舂の罪のものは)…二兩(を賞金として與える)。

【注】

① 亡人…一五七簡以下、「亡律」に分類された諸條文を参照のこと。

〔數人共捕罪人而獨自書者、勿購賞。吏主若備盜賊・亡人而捕罪人、及索捕罪人、若有告効非亡也、或捕之而(154 (捕律))…(上略)…律、取亡人爲妻、黥爲城旦、弗智、非有減也。解雖

弗智、當以取亡人爲妻論。何解。解曰、罪、毋解。…(中略)…或曰、符雖已詐書名數、實亡人也。解雖不智其請、當以取亡人爲妻論、斬左止爲城旦。●廷報曰、取亡人爲妻論之、律白、不當讞。〔奏讞書〕④ 30、35)

孟嘗君在薛、招致諸侯賓客及亡人有罪者、皆歸孟嘗君。〔史記〕孟嘗君列傳)

②略妻…他人の妻を略取すること。

…(上略)…坐奸・略妻及傷其妻以收、毋收其妻。(175(收律))
肅宗建初元年、安夷縣吏略妻卑浦種羌婦、吏爲其夫所殺、…〔後漢書〕西羌傳)

…子何代侯。二十三年、何坐略人妻、棄市、國除。〔史記〕陳丞相世家)

③略賣人…六五、六六簡注⑩參照。

…(上略)…略賣人若已略未賣、橋相以爲吏、自以爲吏以盜、皆磔。(66(盜律))

智人略賣人而與買、與同罪。不當賣而私爲人賣、賣者皆黥爲城旦舂。買者智其請、與同罪。(67(盜律))

④強奸…

強與人奸者、府以爲宮隸臣。(193(穰律))

臣強與主姦、可論。比毆主。一鬪折脊項骨、可論。比折支。(法律答問75)

永光二年、坐強姦人妻、會赦、免。〔漢書〕王子侯表下 庸釐侯端)

⑤偽寫印者…九簡注①參照。

偽寫皇帝信璽・皇帝行璽、要斬以勻。(9(賊律))

偽寫徹侯印、棄市。小官印、完爲城旦舂。〔10(賊律))

⑥二兩…

捕亡完城旦、購幾可。當購二兩。(法律答問135)

夫・妻・子五人共盜、皆當刑城旦、今中〔甲〕盡捕告之、問甲當購幾可。人購二兩。(法律答問136)

【解說】

犯罪者を捕告した場合の賞金について規定する。罪種、および刑の程度で金額が異なる。賞金額が各條文で個別に規定されている者も多いが、本條文は「購之如律」とある場合等のために總則を示したものか。唐律では名例32疏議に「若有糾告之人應賞者、依令與賞」、翻訟56疏議に「得實應賞、謂告竊禁物度關及博戲、盜賊之類令有賞文、或告反・逆臨時有加賞者、…」とあり、賞金に關する規定が令に收められていたことがわかる。

《一三九》

誦。告罪人、吏捕得之、半購。誦者。

【譯】

罪人を誦告し、吏が罪人を捕得したとき、内偵した者には賞金の半額を與える。

【注】

①誦…

王愛陵、常多豫金錢、爲中誦長安。〔集解、徐廣曰、誦、伺候采察之名也。音空政反。安平侯鄂千秋玄孫伯與淮南王女陵通而中絕、又遣淮南王書稱臣盡力、故棄市。索隱、鄧展曰、誦、

捕也。徐廣曰、伺候探索之名。孟康曰、調音偵。西方人以反間爲偵。劉氏及包愷並音丑政反。服虔云、偵、候也。」「〔史記〕淮南衡山列傳『漢書』注は「孟康曰、調音偵。西方人以反間爲調。王使其女爲偵於中也。如淳曰、調音朽政反。師古曰、調有所候何也。如音是矣。偵者、義與調同、然音則異。音丑政反。」とする。）

調、知處告言之。〔段注、史漢淮南傳、愛陵、多豫金錢、爲中調長安。孟康曰、調音偵。西方人以反間爲偵。王使其女爲偵於中也。服虔亦云、偵伺之也。如淳曰、調音朽政反。按、說文無偵字。則從服孟說、調即偵是也。〕（『說文解字』三篇上）
□□□□偏（？）□□□□用（？）隸妾每等晨昧里、訐調譴問不日

作市販、貧急窮困、出入不節、疑爲盜賊者公卒癭等、…（中略）…毋徵物、舉闕以智訐調求得、其所以得者甚微巧、卑令盜賊不敢發。〔奏讞書〕^② 210-226

訐告吏以其言捕得之予平備以□□相輔□□（敦煌簡口案「平」は「半」の誤釋。）

取亡罪人爲庸、不智其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智其請而捕告、及訐〔訐〕告吏捕得之、皆除其罪、勿購。^① 172（亡律）

訐告とは、犯罪の正確な内容を告げるのではなく、犯罪の疑いを告すること。訐は、「偵」「候」という語義を持つ。伺候によって犯罪の疑いが得られることから、訐告という熟語が生まれると考える。

②半購

捕盜賊・罪人、及以告劾逮捕人、所捕格鬪而殺傷之、及窮之而自殺也、殺傷者除、其當購賞者、半購賞之。…（下略）…（152）

（捕律）

【解説】

用例からして、「訐」とは傍らから様子を探ることで、公務による偵察であるか否かを問わない。そうして知り得た事實を告するのが「訐告」で、確かな證據に基づいて犯罪を告するのは區別される。賞金の額が半分とされているのが、そう推測する所以である。「奏讞書」^②では、捜査や容疑者の取調が行き詰まった時に「訐訐」が試みられ、かつそうした手段が「智を以て」なされたと評されており、通常の捜査手段ではなかったことが窺える。

《二四〇—二四三》

群盜^①殺傷人・賊殺傷人・強盜^②、即發縣道^③、亟爲發吏徒^④足以追捕之、尉分將、令兼將^⑤、亟詣盜賊發及之所、以窮追^⑥捕之、毋敢□

界而環（還）。吏將徒、追求盜賊、必伍^⑦之、盜賊以短兵殺傷其將及伍人^⑧、而弗能捕得、皆戍邊二歲。卅日中能得其半以上、盡除其罪。

得不能半、得者獨除。●死事^⑨者、置後如律^⑩。大瘼^⑪臂臄股脗、或誅斬、除。與盜賊遇而去北^⑫、及力足以追捕之而固□□□□□□□□

留畏^⑬與弗敢就^⑭、奪其將爵一級（級）、免之、毋爵者戍邊二歲。而圖其將吏徒以卒戍邊各□□歲。興吏徒追捕盜賊、已受令而遁、以畏與論之。

【譯】

群盜が人を殺傷したり、賊殺傷したり、強盜したならば、ただちに縣道より動員する。縣道は急いで群盜を追捕するに足るだけの吏徒を動員し、縣尉がそれぞれ統率し、縣令が統括して指揮し、急いで盜賊が出没した所に行き、群盜を追いつめて捕える。管轄の境界に……還つてはならない。吏は徒を率い、盜賊を追求するのに、必ず隊伍をつくる。盜賊が短兵を使って統率者や隊伍の人を殺傷したのにもかかわらず、捕らえることができなかったならば、いずれも戌邊二歳。三十日中に半分以上を捕まれば、すべてその罪を免除する。捕まえるのが半分に到達できなかったならば、捕まえた者に限って免除する。●公務のために死んだ者は、相續のことは律の規定通りとする。臂（うで）、臍（すね）、股、脗に重傷を負った者、あるいは斬り殺した者は免除する。盜賊と遭遇して逃げたり、及び十分力があつて盜賊を追って捕らえることができたのに、官……おじけづいて動こうとせず、敵を避けて畏れをなして近づかなかったならば、その統率者の爵一級を奪い、免職とする。爵を持たない者は戌邊二歳とする。加えて、その率いられていた吏徒は、それぞれ卒として戌邊一歳とする。吏徒を動員して盜賊を追ひ、すでに命令を受けて逃げたら、「畏栗」で論斷する。

【注】

- ①群盜…六二簡（盜律）參照。
盜五人以上相與功盜、爲群盜。（62（盜律））
②強盜…六五、六六簡注⑤參照。
③吏徒…吏と刑徒。
盜出黃金邊關徼、吏卒徒部主者、智而出、及弗索、與同罪。弗

智、索弗得、戌邊二歳。（76（盜律））

④分將・兼將…

上於是從甘泉來、幸城西建章宮、詔發三輔近縣兵、部中二千石以下、丞相兼將。太子亦遣使者掎制赦長安中都官囚徒、發武庫兵、命少傅石德及賓客張光等分將。…（『漢書』劉屈氂傳）

□史尉史分將詣北第七隊會八月晦日平旦廩廩已詣作所

□卒常會晦日旦殄北第七隊廩以月旦交代罷（居延簡 EPT 5: 18）

⑤窮追…追いつめる。

□、相國・御史請緣關塞縣道群盜・盜賊及亡人越關・垣離・格塹・封刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服迹窮追捕。…（下略）…（494（津關令））

武帝元狩六年冬、亡冰。先是、比年遣大將軍衛青・霍去病攻祁連、絕大幕、窮追單于、斬首十餘級、還、大行慶賞。（『漢書』五行志中之下）

將軍擁精兵不窮追、超然以東越爲援、是一過也。（『漢書』酷吏傳 楊僕）

自貳師沒後、漢新失大將軍士卒數萬人、不復出兵。三歳、武帝崩。前此者、漢兵深入窮追二十餘年、匈奴孕重墮殯、罷極苦之。（『漢書』匈奴傳）

⑥伍…

軍法、五人爲伍、二伍爲什、則共其器物。（『漢書』平帝紀師古注）

五人爲伍、五伍爲兩、…（『周禮』地官小司徒）

⑦短兵…刀や小さい矛

其長兵則弓矢、短兵則刀鋌。（『集解』韋昭曰、鋌形似矛、鐵柄。）

…索隱、…埤蒼云、鋌、小矛鐵矜。…」（『史記』匈奴列傳）

⑧殺傷其將及伍人…

戰亡伍人、及伍人戰死不得其尸、同伍盡奪其功。得其尸、罪皆赦。（『尉繚子』兵令下）

⑨死事…戰死など、國家のために死ぬこと。

問死事之孤、其未有田宅者有乎「尹知章云、未有則給與之。死事之孤、謂死王事之子孫。」問小壯而未勝甲兵者幾何人。問死事之寡、其饑餒何如。（『管子』問篇）

戰死事不出、論其後。有後祭不死、奪後爵、除伍人、不死者歸、以爲隸臣。（秦律雜抄37）

⑩置後如律…置後律（三六七～三九一簡）を参照のこと。

□□□□爲縣官有爲也、以其故死若傷二旬中死、皆爲死事者、令子男襲其爵。母爵者、其後爲公士。母子男以女、母女以父、母父以母、母母以男同產、母男同產以女同產、母女同產以妻。諸死事當置後、母父母・妻子・同產者、以大父、母大父、以大母與同居數者。（369～371（置後律））

□及（？）爵、與死事者之爵等、各加其故爵一級、盈大夫者食之。（373（置後律））

⑪瘡…傷つく、傷を受ける。

王瘡也。王瘡者何。傷乎矢也。（『春秋公羊傳』成公十六年）

⑫遇而去北…

…（上略）…●令、所取荆新地多群盜、吏所與與群盜遇、去北、以儻乏不鬪律論。律、儻乏不鬪、斬。…（下略）…（『奏議書』157～158）

⑬逗留畏栗…おじけづいて敵を避けたり、ぐずぐずして動こうとしないこと。

秋匈奴入雁門、太守坐畏慄棄市。「如淳曰、軍法、行逗留畏慄者腰斬。慄音如掾反。」（『漢書』武帝紀 天漢三年）

廷尉當恢逗撓、斬。「集解、漢書音義曰、逗、曲行避敵也。撓、顧望。軍法語也。索隱、案、劭云逗、曲行而避敵、音豆。又音住、住謂留止也。撓、屈弱也、女孝反。一云撓、顧望也。」（『史記』韓長孺列傳）

⑭就…近づく。
望之不似人君。就之而不見所畏焉（『孟子』梁惠王上）

【解説】

群盜が殺傷・強盜をはたらいた場合の處置、およびそれに伴う諸々の罰則を規定する。縣道において動員された吏徒は、徒の五人組を吏が率いる體制をとり、令尉に統率されて所轄區域内をくまなく搜索する（「母敢□」は「母敢到界而環」か）。盜賊に伍の統率者や構成員を殺されながら、これを捕らえることができれば、戍邊二歳とされる。ただし三十日以内に半數以上を捕らえれば全員が許され、半數未満であれば捕らえた者だけは許される。重傷を負わされた場合、及び盜賊を誅殺した場合も罪は免除される。盜賊と遭遇して逃げ出したり、追捕をおこなわなければ、奪爵一級とされ、無爵者は戍邊二歳。率いられていた吏徒は戍邊一歳とされる。動員命令を受けておりながら逃れた者も「畏栗」として論斷される。注⑫にひいた令・律では、群盜と遭遇して逃げ出した場合は斬となっているが、これは新占領地における特例なのであろう。唐律には賊盜54に「諸部内有一人爲盜及容止盜者、里正答五十（坊正・村正亦同）、三人加一等、縣内、一人答三十、四人加一等（部界内有盜發及殺人者、一處以一人論、殺人者仍同強盜之法）、州隨所管縣多少、通計爲罪。

各罪止徒二年。強盜者、各加一等（皆以長官爲首、佐職爲從）。卽盜及盜發、殺人後、三十日捕獲、（他人、自捕等。）主司各勿論、限外能捕獲、追減三等。……と、捕亡に「諸罪人逃亡、將吏已受使追捕、而不行及逗留、（謂故方便之者。）雖行、與亡者相遇、人仗足敵、不鬪而退者、各減罪人罪一等、鬪而退者、減二等。……三十日內能自捕得罪人、獲半以上、雖不得半、但所獲者最重、皆除其罪、雖一人捕得、餘人亦同。……」とある。後者は群盜ではなく、逃亡した罪人についての規定だが、三十日以内に半分を捕らえれば、という條件などは本條文と同じである。

《一四四—一四五》

盜賊發、士吏・求盜・部者、及令・丞・尉弗覺智（知）、士吏・求盜皆以卒戍邊二歲、令・丞・尉罰金各四兩。令・丞・尉能先覺智（知）、求捕其盜賊、及自効論。¹⁴⁴
吏部主者、除令・丞・尉罰。一歲中盜賊發而令・丞・尉所（？）不覺智（知）三發以上、皆爲不勝任、免之。¹⁴⁵

【譯】

盜賊が発生しても、所轄の士吏・求盜、及び令・丞・尉が察知しなければ、士吏・求盜はいずれも卒として戍邊二歳とし、令・丞・尉はそれぞれ罰金四兩。令・丞・尉がよく先に察知し、その盜賊を捕らえたとき、および自ら所轄・擔當の官吏を効論したときは、令・丞・尉の處罰を免除する。一年のうちに盜賊が発生して、令・丞・尉が察知しないこと三回以上となれば、いずれも職務にたえないとして、これを免職する。

【注】

①士吏・求盜…士吏については一〇一簡参照。

狀辭居延肩水里上造年卅六歲姓區氏除爲卅井士吏主亭燧候望通烽火備盜賊爲職（居延簡456・4）

求盜者、舊時享有兩卒。其一爲亭父、掌開閉掃除。一爲求盜、掌追捕盜賊。（《漢書》高帝紀 應劭注）

求盜追捕罪人、罪人格殺求盜、問殺人者爲賊殺人、且斲殺。斲殺人、廷行事爲賊。（法律答問66）

②効論…罪を告發して論斷すること。

吏弗効論、皆與同罪。□（龍岡秦簡45）

蒼梧守已効論□□…（下略）…（《奏讞書》18 154）

十敢擇輕重衡及弗用効論罰繇里家十日（散見簡牘合輯 928 B（鳳凰山一六八漢墓出土簡））

□籍□不相（？）復者、較効論之。…（下略）…（334（戶律））

以上の用例から「吏の部主者を効論すれば…」と訓讀したが、あるいは「自効、論吏部主者…」と斷句し、「自効したならば、所轄・擔當の官吏を論斷し、…」と譯すこともできる。

③盜賊發而令・丞・尉所（？）不覺智（知）三發以上…

於是作沈命法、曰羣盜起不發覺、發覺而捕弗滿品者、二千石以下至小吏主者皆死。（《史記》酷吏列傳 王溫舒）

自今疆盜爲上官若它郡縣所糾覺、一發、部吏皆正法、尉貶秩一等、令長三月奉贖罪。二發、尉免官、令長貶秩一等。三發以上、令長免官。（《後漢書》陳忠傳）

④不勝任…

一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汙坐臧。

（『漢書』酷吏傳 尹賞）

●候長王彊王霸坐毋辨護不勝任免移名府●一事集封八月丙申
據彊封(居延簡 317・21)

【解説】

盜賊が發生しておりながら、それを察知できなかった場合の、官吏にたいする科罰規定。盜賊の取り締まりに直接責任を持つ者（士吏・求盜など）と、監督責任を持つ者（令・丞・尉）とに分けて罰則が示される。令丞尉の罪が免じられるのがどのような場合なのか、すこし文章が解しにくいのが、①先に察知して捕らえるか、直接の責任者を自ら處罰した場合、乃至は②先に察知して捕らえるか、自らの罪を認めて自らを効した場合、のいずれかであろう。令丞尉は一年に三回以上盜賊を察知できなければ、免職させられた。この點、注③に引いた『後漢書』陳忠傳の處罰規定と共通する部分がある。前條解説に引いた唐律も參照のこと。

《一四六》

群盜・賊發、告吏、匿弗言其縣廷、言之而留盈一日、以其故不得^①、皆以鞫獄故縱^②論之。

【羅三石】

群盜・盜賊が発生し、吏に告したが、吏が匿して縣廷に報告しなかったり、報告したとしてもそれを留めること一日以上であって、そのために捕らえられなかったら、いずれも「鞫獄故縱」で論斷する。

【注】

①以故不得…

丞相具發其事，奏、…後知雲亡命罪人，而與交通，雲以故不得。『漢書』朱雲傳）

②鞫獄故縱..九三、九八簡注①參照。

乃悉詔桀黜少年素爲鄉里患者，署爲主帥，分其地界，有盜發而不獲者，以故縱論。（『周書』韓褒傳）

【解説】

群盜・盜賊發生の通報を受けておりながら、縣への報告を怠った官吏への科罰規定。

《一四七—一四九》

發及鬪殺人而不得、官當夫・士吏^①・部主者、罰金各二兩、尉・史^②各一兩。而斬・捕・得・不得・所殺傷及臧(贓)物數^③屬所^④三千石^⑤

官、上丞相、御史^④。能產捕^⑤群盜一人若斬二人、擿^⑥爵一級。其斬一人若爵過夫^⑦及不當擿^⑧（拜）爵者^⑨、皆購之如律。所捕、斬雖後會^⑩、囚^⑪論、行其購賞。斬群盜、必有以信之、乃行其賞。

【福】

……が發生し、及び喧嘩で人を殺害したが、捕えられなかつたら、官嗇夫・士吏・所轄や擔當の官吏は、それぞれ罰金二兩、縣尉・尉史はそれぞれ一兩とする。斬、捕、得、不得、殺傷されたりした者の、及び不正に得た財物の内容と數を所屬の二千石官に、二千石官は丞

相・御史に上申せよ。よく群盜一人を生け捕りに、もしくは二人を斬ったならば、爵一級を授與する。一人を斬ったとき、もしくは爵が大夫を過ぎてるとき、及び爵を授與するべきでない場合は、いずれも律の規定通りに賞金を與える。捕斬された者が、後に赦に會つて論斷を外れても、その購賞を行う。群盜を斬ったときは、必ず證明が有つて、はじめてその賞を行う。

【注】

①士吏：一〇一簡、及び一四四、一四五簡注①参照。

②尉史：

盜鑄錢及佐者棄市。…(中略)…尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏・部主者弗得、罰金四兩。(201、202 (錢律))

建平三年七月己酉朔甲戌尉史宗敢言之、酒癸酉直符一日一夜謹行視錢財物臧內戶封

皆完毋盜賊發者即日平旦付令史宗敢言之(居延簡 EPT 65：398)

③物數：内容と數量

當收者、令獄史與官嗇夫・吏襟封之、上其物數縣廷、以臨計。(179 (收律))

④而く屬所二千石官、二千石官上丞相・御史。…「而」の下、または「屬所」の上に「たてまつる」という意を持つ字が抜けているか。

自今以來、縣道官獄疑者、各讞所屬二千石官、二千石官以其罪名當報之。(『漢書』刑法志)

縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國・御史、相國・御史案致、當請、請之、毋得徑請。徑請者者

罰金四兩。(219、220 (置吏律))

…(上略)…三月壹上見金、錢數二千石官、二千石官上丞相・御史。…(下略)…(430 (金布律))

⑤產捕…生け捕りにする。

產、生也。从生彡省聲。(『說文解字』六篇下) 生捕季父羅姑比、…(『史記』霍去病列傳)

●其生捕得酋豪王侯君長將率者一人[]吏增秩二等從奴與購如比(居延簡 EPT 22：223)

⑥爵過大夫：

[]及(？)爵、與死事者之爵等、各加其故爵一級、盈大夫者食之。(373 (置後律))

爵過公乘、得移與子若同產・同產子。(『後漢書』明帝紀)

⑦不當操(拜) 爵者…次條も参照のこと。

諸當賜受爵、而不當操(拜) 爵者、級予萬錢。(393 (爵律))

⑧雖後會[]…釋文は二字不明とするが、右半に残る墨跡、および文脈から「赦不」の二字であると推測した。

【解説】

簡頭に書かれた内容が不明だが、まずは鬪殺人の犯人を捕らえることができなかつた場合の、官吏への處罰が規定される。さらに「而斬・捕…」以下は、搜索や逮捕を通じて捕斬された人間、捕らえられなかつた人間、殺傷された人間、押収した臧物について、その内譯を上級機關に報告するよう義務づける。續いて群盜の捕斬にたいする拜爵の規定。群盜の場合は、斬一首に爵一級ではなく、斬二首ではじめて爵が授與される。斬一首、および爵を授與され得ない者には、金錢が與えられた。最後に、群盜を斬った場合は、證據を確かめてから

爵を授與する旨附言される。睡虎地秦簡封診式の「羣盜」條では、求盜等は切り取った群盜の首を持参しており、その首が検分されている。

《一五〇—一五一》

捕從諸侯來爲間者一人、擽（拜）爵一級、有（又）購二萬錢。不當擽（拜）爵者、級賜萬錢、有（又）行其購。數人共捕罪人而當購賞、欲相移者、許之。

151 150

【譯】

諸侯國からやって來てスパイ行爲を働く者一人を捕らえれば、爵一級を授與し、さらに二萬錢を賞金として與える。爵を授與するべきでない者には、一級ごとに一萬錢を賜い、さらにその購賞を行う。數人で共に罪人を捕らえて購賞に当たり、たがいに移讓するのを願う場合は、これを許可する。

【注】

①從諸侯來爲間…「諸侯」については一〇二簡の注③、「來」につ

いては三簡の注①、爲間については同注②を参照。

②數人共捕罪人而當購賞、欲相移者…

〔數人共捕罪人而獨自書者、勿購賞。吏主若備盜賊・亡人而捕罪人、及索捕罪人、若有告効非亡也、或捕之而非群盜也、皆勿購賞。捕罪人弗當、以得購賞而移予它人、及詐僞、皆以取購賞者坐臧爲盜。〕（154—155（捕律））

●捕盜律曰、捕人相移以受爵者、耐。…（下略）…（秦律雜抄 38）

【解説】

まず諸侯國のスパイを捕まえた場合の報償規定が記される。續いて、數人で罪人を捕らえた場合は、互いに購賞を移讓しても差し支えないことが述べられる。注②に引いた秦律が規定するように、自分の功績を他人に譲り、その者に報償を受けさせることは、通常は禁じられていた。